工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　津市消防本部　改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　三重県津市久居明神町2276　地内

2　敷地面積　7,183.760㎡

3　工事内容　共同指令センター、新旧指令室改修工事

棟名称　庁舎棟

構造　RC造3階建て

建築面積　1,976.334㎡

延べ面積　3,807.563㎡

工事項目　改修工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） 2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） 3）建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） 4）建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※　工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※　工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※　本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※　特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規　制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手すること。 ※　工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※　場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※　工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※　大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※　工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※　工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。 ※　工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※　設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※　高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 ・分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	⊙有 ・無	・手作業 ⊙手作業、機械作業の併用
その他 （　　）	・有 ⊙無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

⊙ 引き渡しを要するもの　⊙ 無　・　　）

・　特別管理産業廃棄物　・　有（・PCBを含む機器類　・廃油、廃酸、廃アルカリ　・ダイオキシン類

・水銀を含む特別管理産業廃棄物　・廃水銀等　）

処理方法（　　）

・　水銀使用製品産業廃棄物　・　有（　・　蛍光ランプ　・　HIDランプ　・（　　））

「水銀廃棄物ガイドライン」（第２版）（平成31年3月　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。

⊙ 石綿含有成形板等解体時の留意点

1.手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。

2.可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。

3.飛散されない様にすること。

4.保護具及び作業着を着用すること。

5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。

6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。

・　現場において再利用を図るもの　（　　）

・　再資源化を図るもの　・　コンクリート塊

・　アスファルトコンクリート塊

・　建設発生木材

・　（　　）

引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。

引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

④ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。

なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

⑥ 電気保安技術者 (1.3.3)

・ 配置する

⑦ 技能士 (1.7.2)

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

⑧ 施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲及び調査方法　⊙ 工種別の特記による

9　調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)

補修方法　・　図示（図面番号：　　）　・（　　）

10　建築材料等

1）　本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。

2）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

11　化学物質の濃度測定 (1.6.9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校,教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
●	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数　・　図示（図面番号：　　）　⊙（　新指令室　２箇所　）

測定方法（ ⊙ パッシブ法　・　アクティブ法）

測定時期 ⊙（　改修前、改修後　）

報告書提出部数　２部

12　特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

13　騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

14　工事写真 (1.2.4)

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（最新版)）に従い撮影する。

提出部数１部　用紙は上質紙とする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。

15　完成図等 (1.8.2) (1.8.3)

作成する　（ ⊙ 完成図　・　保全に関する資料　・（　　））

完成図作図範囲（設計図を訂正）

完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本２部（原図サイズ）により提出すること。

16　完成写真

⊙ デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。

（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部

箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

17　設備工事との取合い

施工範囲

・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強

⊙ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強

・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強

・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図

⊙ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

18　既存部分等への処置 (1.3.13)

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

19　事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。

また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

20　消防提出書類

1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成

⊙ 本工事（　・　建築工事　・　電気設備工事　⊙ 機械設備工事）　・　別途工事

2）　防火対象物使用開始届出書

書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

21　労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

22　不正軽油の使用の禁止

1）　一般事項

市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。

2）　調査の協力

受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

3）　是正措置

受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

２３　屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

24　石綿含有建材の調査 (1.5.1)

⊙ 石綿含有建材の事前調査

調査範囲　・図示（図面番号：　）　⊙（改修範囲　）

貸与資料　・既存の設計図書　・石綿含有建材の調査報告書　・（　　）

・分析調査

分析対象　アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4
	・箇所数(　　)	・箇所数(　　)
	・箇所数(　　)	・箇所数(　　)

サンプル数　1箇所あたり3サンプル

採取箇所　・図面(図面番号：　　)　・（　　）

⊙ 石綿含有の可能性がある建材は、みなし扱いとし、撤去処分を行う。

2　仮設工事

1　騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)

・　防音パネル　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）

・　防音シート　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）

② 足場 (2.2.1) (表2.2.1)

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年４月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(２)手すり据置き型方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場の種別（参考）　⊙ 脚立　・　棚足場　・その他（　　）

外部足場の種別（参考）　・　手摺先行据置枠組本足場　・　移動足場　・　高所作業車

・　その他（　　）

外部足場設置範囲（参考）　・　外部改修部　・　設備改修部　・　昇降用　・　転落防止用

防護シート等による養生　・　適用する　・　適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。

1）　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

2）　労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3）　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１）又は２）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

③ 既存部分の養生 (2.3.1)

既存部分の養生　・　図示（図面番号：　　）

既存ブラインド・カーテンの養生

養生方法（　　）

保管場所　・　構内既存施設内

固定された備品、机、ロッカーの移動

・　行う　⊙ 行わない

④ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)

屋内の仮設間仕切り　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

合板　厚さ　・　９㎜　・（　　）

せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・（　　）

合板又は石こうボードの塗装　・　行う　・　行わない

仮設扉　設置箇所　・　図示（図面番号：　　）

仕様　・　合板張り木製扉　・（　　）

⑤ 監督員事務所 (2.4.1)

・　構内建物内の一部を使用する。

・　設置する　⊙ 設置しない

監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6　監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1)(2)(7)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

⑦ 仮設便所

構内既存の施設

・　利用できる　⊙ 利用できない

⑧ 工事用水

構内既存の施設

⊙ 利用できる（　・　有償　⊙ 無償）　・　利用できない

⑨ 工事用電力

構内既存の施設

⊙ 利用できる（　・　有償　⊙ 無償）　・　利用できない

有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑩ 交通誘導警備員　配置　⊙ 図示（図面番号：　A-04　）

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津市消防本部　改修工事 特記仕様書(1)	縮尺 NS

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT01		

6 内装改修工事

① 一般事項

(6.1.3)(2) 既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
⊙ 天井	・ 図示（図面番号： ）
⊙ 壁	・ 図示（図面番号： ）
⊙ 床	・ 図示（図面番号： ）

(6.1.3)(3) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
⊙ 図示（図面番号：A-12，13） ・（ ）

(6.1.3)(5) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・ 図示（図面番号： ） ・（ ）

② 既存床撤去、下地補修

(6.2.2)(1)(7) 既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
・ 行う ⊙ 行わない

(6.2.2)(1)(イ) 合成樹脂塗り床材の除去等
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

(6.2.2)(3) 改修後の床の清掃範囲
⊙ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・（ ）

3 既存壁撤去、下地補修

(6.3.2) 既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・（ ）

4 木下地等

(6.5.2)(1)(イ)
(表6.5.1) 木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

(6.5.2)(2)(7) 製材
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）
造作用 針葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）
広葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(2)(イ) 「製材の日本農林規格」以外の製材
(6.5.2)(2)(ウ) 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示（図面番号： ）
(表6.5.2) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・（ ）
樹種

(5.5.6)(1)～
(5.5.9)(1)

部位	樹種	県産材

(6.5.2)(3)(7) 造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部位	品名・樹種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・ 図示 （図面番号： ）	・ 図示 （図面番号： ）	
化粧ばり造作用 集成材	・ 図示 （図面番号： ）	・ 図示	・（ ）
化粧ばり構造用 造作用集成柱	・ 図示 （図面番号： ）		・（ ）

(6.5.2)(3)(イ) 「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １５%以下 ・（ ）

(6.5.2)(4)(7) 造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(4)(イ) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １４%以下 ・（ ）

(6.5.2)(5) 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.2)(6) ・ 合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ
合板	ラワン		一類		無し	t１２

(6.5.3)(1) 接合具等
造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・（ ）

(6.5.3)(2) 諸金物
形状、寸法及び材質 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.5)(1) ・ 防腐、防蟻処理
適用部位 図示（図面番号： ）
保存処理性能区分（ ）
薬剤の塗布等の処理方法（ ）
附属書Ａに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する（ ・薬剤の種類（ ） ・ 適用部材（ ））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（ ）

(6.5.5)(2) ・ 防虫処理
・ 図示（図面番号： ）

⑤ 軽量鉄骨天井下地

(6.6.2) 野縁等の種類
⊙ 屋内 ⊙ 19形 ・（ ）
・ 屋外 ・ 25形 ・（ ）

(表6.6.1)
(6.6.3) 形式及び寸法
・ 屋外 ・ 図示（図面番号： ）
・ 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ）
・ ふところ≧3.0m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) ・ 図示（図面番号： ）

(6.6.4) 既存埋込みインサート
⊙ 使用する ・ 使用しない （※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
⊙ 行う（ 図示（図面番号： ））・ 行わない
・ 確認試験の箇所数（ 3 箇所） ・ 確認強度（ ）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強
・ 図示（図面番号： ）

⑥ 軽量鉄骨壁下地

(6.7.3) スタッド、ランナー等の種類
⊙ 図示（図面番号： A-05 ）

7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

(6.8.2)
(6.8.2)(1) 材料
・ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
ＦＳ	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2) ・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
ＫＴ			2.0mm	

(6.8.2)(3)(7)(イ) ・ 制電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ウ) ・ 視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(エ) ・ 耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(オ)(カ) ・ 防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1) 工法
下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他（ ）

(6.8.3)(2)(ウ) ビニル床シート張り
熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

⑧ カーペット敷き

(6.9.2)(1)
(表6.9.1) ・ 織じゅうたん

種別	糸の種類	パイルの形状	制電性	品質の程度	色柄
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ そ毛 ・ 紡糸 ・（ ）	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 人体制電圧 3KV以下 ・（ ）	・（ ）	・ 無地 ・ 柄物

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(2)
(表6.9.2) ・ タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	制電性	工法	品質の程度
・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用		・ 人体制電圧 3KV以下 ・（ ）	・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・（ ）

(6.9.2)(3)
(表6.9.2) ⊙ タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
⊙ 制電タイルカーペット	・ カットパイル ・ ループパイル	⊙500×500 ・（ ）	⊙5.5 ・（ ）	⊙（ 中程度 ）

(6.9.2)(4) 下敷き材 ・ 第２種第２号、厚さ８mm ・（ ）
(6.9.2)(5) 見切り、押え金物 ・ 適用する（材質、種類及び形状 ・ 図示（図面番号： ））

(6.9.3)(3) 織じゅうたんの接合方法
・ ヒートボンド工法 ・（ ）

(6.9.3)(5) タイルカーペットの敷き方

平場	⊙ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）
階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）

⊙ 東リ 制電機能付タイルカーペット GA100 同等品

9 合成樹脂塗床

(6.10.3)(2)(a)
(表6.10.4) 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ

(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3)
(表6.10.5)～
(表6.10.8) エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
・ 薄膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 厚膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑）
・ 樹脂モルタル仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 薄膜型塗床仕上げ（・ 平滑）

１０ フローリング張り

(6.11.4)
(表6.11.2) ・ 釘留め工法

材料	種別	樹種
・ フローリングボード （根太張用）		・ なら ・（ ）
・ 複合フローリング （根太張用）	・ A種 ・ B種 ・ C種	

防湿処理 ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.5)
(表6.11.5)
(表6.11.6) ・ 接着工法

材種	樹種	厚さ	大きさ
・ フローリングボード（直張用） ・ フローリングブロック（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） ・ A種 ・ B種 ・ C種	・ なら ・（ ）		

緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.6) 塗替え
下地調整 ・（ ）
塗装
・ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種）
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・（ ）

１１ 畳敷き

(6.12.2)
(表6.12.1) 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
・ D種の畳床 ＫＴ－（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・K ・N ）

⑫ せっこうボード、その他ボード及び合板張り

(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
⊙ せっこうボード		壁 ・ 9.5(準不燃) 壁 ⊙ 12.5(不燃) 天井 ⊙ 9.5(不燃) 天井 ・ 12.5(不燃)
・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
	・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
⊙ ロックウール化粧吸音板	⊙ 普通	⊙ 9(不燃) ・（ ）
	・ 立体模様	・ 9（ ）・（ ）
・ けい酸カルシウム板	・ タイプⅡ0.8FK	

(6.13.3)(4)(ウ) 合板類の張付け
・ A種 ・ B種

(6.13.3)(6)(7)
(表6.13.5) せっこうボードの目地工法
⊙ 継目処理 ⊙ 突付け ・ 目透し

１３ 壁紙張り

(6.14.2)

施工箇所	種類	防火性能
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃

１４ モルタル塗り

(6.15.3) モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
(6.15.5) 既製目地材 ・ 使用する（形状： ）
(6.15.6) 床の目地 ・ 図示（図面番号： ）
下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示（図面番号： ）

１５ タイル張り

(6.16.2) 伸縮調整目地
(6.16.3) 位置 ・ 図示（図面番号： ）
タイルの種類

施工箇所	工法	種類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役物	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

(6.16.3)(2) 試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない
既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない

１６ セルフレベリング材塗り

(6.17.2) ・ せっこう系 ・ セメント系
(6.17.3) 塗厚（ ）mm

１７ 断熱材

(9.5.2) 断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ A種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ A種１ ・ A種１H ・（ ）	・（ ）	・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（ ）

⑲ フリーアクセスフロア

既設部取り合部： ⊙ボーダー支柱を適宜新設し補強する。
耐荷重性能： ・3000N ・4000N ⊙5000N ⊙ウィスカ対策
・ 既設フリーアクセスフロアの不陸調整
⊙ フリーアクセスフロア モザイクフロア 5000N （藤沢建機（株） 同等品）

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者	名称
津市	三重中央消防指令センター総合整備工事

課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防本部 改修工事 特記仕様書(2)	1/50

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT02		

7 塗装改修工事

①　材料（7.1.3）

⊙　屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・　次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　　　）

②　下地調整（7.2.1～7.2.7）（表7.2.1）～（表7.2.7）

既存塗膜の除去範囲（塗り替えでＲＢ種の場合）
・　図示（図面番号：　　　　）

種別

下地	種別	ひび割れ部の補修
・　木部	・　RA種　・　RB種　・　RC種	
・　鉄鋼面	・　RA種　・　RB種　・　RC種	
・　亜鉛めっき鋼面	・　RA種　・　RB種　・　RC種	
・　モルタル、プラスター面	・　RA種　・　RB種　・　RC種	・　行う
・　コンクリート、ＡＬＣパネル面	・　RA種　・　RB種　・　RC種	・　行う
・　コンクリート、押出成形セメント板面	・　RA種　・　RB種　・　RC種	・　行う
⊙　せっこうボード、その他ボード面	・　RA種　⊙　RB種　・　RC種	

③　素地ごしらえ（7.3.1～7.3.7）（表7.3.1）～（表7.3.7）

種別

下地	種別
・　木部	・　Ａ種　・　Ｂ種
・　鉄鋼面	・　Ａ種　・　Ｂ種
・　亜鉛めっき鋼面	・　Ａ種　・　Ｂ種
・　モルタル、プラスター面	・　Ａ種　・　Ｂ種
・　コンクリート、ＡＬＣパネル面	・　Ａ種　・　Ｂ種
・　コンクリート、押出成形セメント板面	・　Ａ種　・　Ｂ種
⊙　せっこうボード、その他ボード面	・　Ａ種　⊙　Ｂ種

4　錆止め塗料塗り（7.4.2）（7.4.3）（表7.4.3）～（表7.4.5）

錆止め塗料種別
鉄鋼面　・　Ａ種　・　Ｂ種
亜鉛めっき鋼面　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
錆止め塗料塗り種別
鉄鋼面　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
亜鉛めっき鋼面　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

5　合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)（7.5.3～7.5.4）（表7.5.1)～（表7.5.3）

塗料種別　・　１種　・（　　　　）
種別

下地	種別
・　木部	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
・　鉄鋼面	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
・　亜鉛めっき鋼面	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種

6　クリヤラッカー塗り(CL)（7.6.2）（表7.6.1）

種別
木部　・　Ａ種　・　Ｂ種

非水分散形塗料(NAD)（7.7.2）（表7.7.1）

・　Ａ種　・　Ｂ種

8　耐候性塗料塗り(DP)（7.8.2)～（7.8.4）（表7.8.1)～（表7.8.3）

上塗り等級
・　１級（フッ素系）　・　２級（シリコン系）　・　３級（ポリウレタン系）

下地	種別
コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・　Ａ－１種　・　Ａ－２種 ・　Ｂ－１種　・　Ｂ－２種 ・　Ｃ－１種　・　Ｃ－２種

9　つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)（7.9.2)～(7.9.5）（表7.9.1)～（表7.9.4）

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、 プラスター、せっこうボード、 その他ボード面	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種 しみ止め（　　　）
木部（屋内）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
鉄鋼面（屋内）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
亜鉛めっき鋼面（屋内）	・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

⑩　合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)（7.10.2）（表7.10.1）

種別
・　Ａ種　⊙Ｂ種　・　Ｃ種
しみ止め　・（　　　　　　　　）

１１　ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)（7.11.2）（表7.11.1）

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種
工程１の着色　・　適用する　・　適用しない

１２　ステイン塗り(OS)（7.12.2）（表7.12.1）

種類　・　ピグメントステイン塗り　・　オイルステイン塗り
オイルステイン塗りの工程、塗料　・　（　　　　）

１３　木材保護塗料塗り(WP)（7.13.2）（表7.13.1）

種別
・　Ａ種　・　Ｂ種

9 環境配慮改修工事

①　石綿含有建材の除去工事（9.1.1）

・　石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計　点
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	計　点
・	測定６	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計　点
・	測定７	処理作業後シート撤去後１週間以降	処理作業室内	計　点
・	測定８		調査対象室外部の付近	計　点

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・1　・（　　）	・5　・（　　）	・10　・（　　）
試料の吸引時間(min)	・5　・（　　）	・120　・（　　）	・240　・（　　）

（9.1.3）
・　石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　・　図示（図面番号：　　　　）
除去工法　・　改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による　・（　　　　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・　湿潤化　・　固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・　埋立処分（管理型最終処分場）　・　中間処理（溶融又は無害化による）

（9.1.4）
・　石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲　・　図示（図面番号：　　　　）
除去方法　・　改修標準仕様書9.1.4(1)による　・（　　　　）
除去した石綿含有保温材等の処分
・　埋立処分（管理型最終処分場）　・　中間処理（溶融又は無害化による）

（9.1.5）
⊙　石綿含有成形板の除去
除去対象範囲　⊙　図示（図面番号：　　　　）
石綿含有せっこうボードの処分
⊙　埋立処分（管理型最終処分場）
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・　埋立処分（安定型最終処分場）　・　中間処理（溶融又は無害化による）

（9.1.6）
・　石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲　・　図示（図面番号：　　　　）
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・　埋立処分（管理型最終処分場）　・　中間処理（溶融又は無害化による）

※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」に基づき適切に処理すること。

・　除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

⊙　石綿含有の可能性がある建材は、みなし扱いとし、撤去処分を行う。

2　断熱アスファルト防水改修工事（9.2.1)～（9.2.3）

改修特記仕様書３章による

3　外断熱改修工事（9.3.2）

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・ロックウール断熱材	
・グラスウール断熱材	
・　（　　　　）	

施工箇所
・　図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）

外装材

種類	防火性能	備考
・		

（9.3.3）
既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去　・　あり　・　なし
下地面の清掃　・　行う　・　行わない
欠損部の改修工法　・　充填工法　・　モルタル塗替え工法　・（　　　　）

（9.3.4）
工法
通気層の有無　・　あり（　　　mm）　・　なし
断熱材の施工　・　断熱材製造所の仕様による　・（　　　　）
外装材の施工　・　外装材製造所の仕様による　・（　　　　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・　適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（　・　1　・　1.15　・　1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・　適用しない
不陸等の下地調整　・　行う

4　断熱・防露改修工事（9.5.2）

・　断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・　（　　　　）	

施工箇所　・　図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）

（9.5.3）
・　断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・　Ａ種１　・　Ａ種１Ｈ　・（　　　　）
厚さ（mm）　・　25　・　30　・（　　　　）
施工箇所　・　図示（図面番号：　　　　）

・　現場発泡断熱材
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

（9.5.4）
・断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ［mm］
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有　・無	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有　・無	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有　・無	
・フェノールフォーム断熱材	・有　・無	
・（　　　　）	・有　・無	

施工箇所　・図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）

5　屋上緑化改修工事（9.6.1）（9.6.2）（9.6.3）

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・　適用する　・　適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等　・　図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　・　図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・　適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・　1　・　1.15　・　1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・　適用しない
かん水装置　・　設置する（種類　・　　　・　　　）
既存保護層の撤去　・　行う　・　行わない

6　透水性アスファルト舗装改修工事（9.5.2)～（9.5.7）（9.5.9）

既存舗装の撤去及び再利用　・　図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂（7μmふるい通過量10%以下） ・（　　　　）	・図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）
・フィルター層	・砂 ・（　　　　）	・図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）

路床安定処理
・　添加材料による安定処理
種類　・　普通ポルトランドセメント　・　フライアッシュセメントＢ種
・　生石灰（・特号　・１号）　・　消石灰（・特号　・１号）
添加量（　　　kg/m2）（目標CBR　・５以上　・　　　）

・　ジオテキスタイル
単位面積質量　・　60g/m2以上　・（　　　　）
厚さ[mm]　・　0.5～1.0　・（　　　　）
引張強さ　・　98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・（　　　　）
透水係数　・　1.5×10^ -1cm/sec 以上　・（　　　　）

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・　行う　・　行わない
路床締固め度の試験　・　行う　・　行わない
現場ＣＢＲ試験　・　行う　・　行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ　・　図示（図面番号：　　　　）　・（　　　　）
路盤材料　・　再生材のクラッシャラン
・　クラッシャラン鉄鋼スラグ
・　図示（図面番号：　　　　）
・（　　　　）

試験
路盤締固め度の試験　・　行う　・　行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
・　ストレートアスファルト	・　図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・　行う　・　行わない
舗装の平たん性　・　著しい不陸がないもの　・（　　　　）

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者	津市	名称	三重中央消防指令センター総合整備工事
課長	主幹	課長補佐	係長	係
図名	津市消防本部　改修工事 特記仕様書(3)	縮尺	1/50

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT03		

共通仮設工事	
ｶﾗｰｺｰﾝ・ｺｰﾝｳｪｲﾄ・ｺｰﾝﾊﾟｰ	10m
仮設便所　くみとり式	1棟
鋼板ｔ22敷き　6m×6m	2枚　72㎡
ラフテレーンクレーン 20ｔ	1台/日　2日
交通整理員	1人　2日

※クレーン設置前に、消防車両・関係車両の運用に問題がない様、消防署と事前に協議を行い、施工を行うこと。

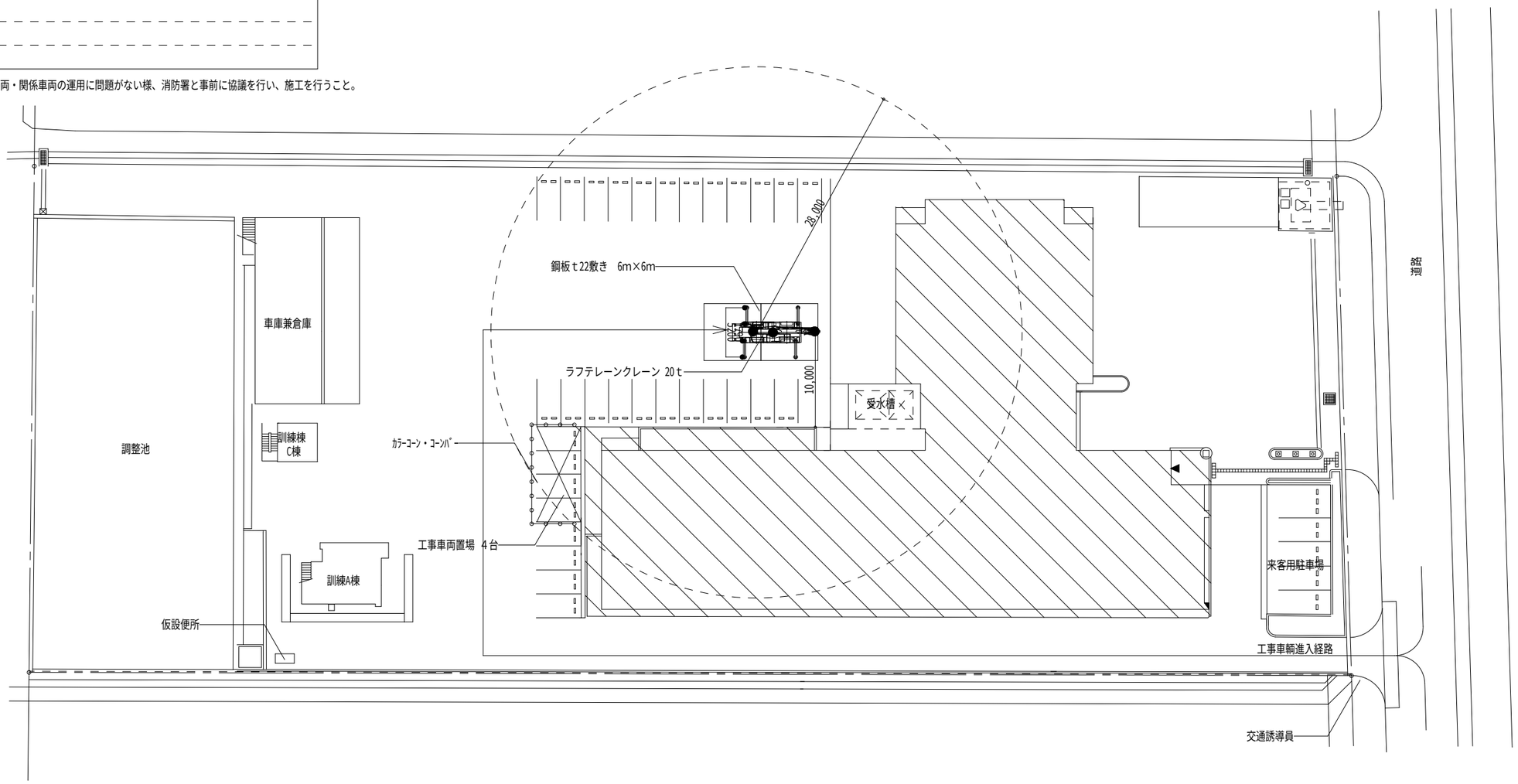

配置図・仮設計画図　S=/500

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者	課長	主幹	課長補佐	係長	係
津市					

名称：三重中央消防指令センター総合整備工事

図名：津市消防本部　改修工事　配置図・仮設計画図

縮尺：1/500

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT04		

内部仕上表

階	室名	改修工事	内装制限と排煙設備 排煙方法	内装材料	法的根拠	床 仕上げ	仕上高	巾木 巾木	H	壁 仕上げ	下地	天井 仕上げ	下地	廻縁	天井高	備考
2F	指令センター ↓ 旧指令センター	改修前	自	(不)	-	フリーアクセスフロア500×500 H100+タイルカーペット	FL+100	ﾋﾞﾆﾙ巾木	100	PB9.5t+PB12.5+EP塗装● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS C	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,900	指紋認証装置
		改修後	自	(不)	-	既設のまま フリーアクセスフロア欠損部： フリーアクセスフロア 500×500×19 H100 5000N + 制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設	FL+100	既設のまま	100	既設のまま		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,900	指紋認証装置 撤去 タッチアップ補修
	通信機械室	改修前	自	(不)	(七)	フリーアクセスフロア500×500 H100+塩ビタイル●	FL+100	ﾋﾞﾆﾙ巾木	100	PB9.5t+PB12.5+EP塗装● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS C	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,900	
		改修後	自	(不)	(七)	既設仕上撤去の上、制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設 フリーアクセスフロア欠損部： フリーアクセスフロア 500×500×19 H100 5000N + 制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設	FL+100	既設のまま	100	既設のまま		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,900	
3F	通信指令室 ↓ 共同指令センター	改修前	自	(不)	-	ロック式耐震フロアー H200+タイルカーペット 踏込み部：長尺塩ビシート	FL+200	ﾋﾞﾆﾙ巾木	100	PB9.5t+PB12.5+EP塗装● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS C	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,850 3,050	木製下足入れ、木製吊戸棚 排煙ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ 5箇所
		改修後	自	(不)	-	既設のまま 一部、仕上撤去の上、 フリーアクセスフロア 500×500×19 H200 5000N + 制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設	FL+200	既設のまま 一部、ﾋﾞﾆﾙ巾木H100 新設	100	既設のまま 一部、既設袖壁撤去処分の上、PB9.5t+PB12.5+EP塗装 新設 一部、仕上撤去処分の上、PB12.5(GL工法)+EP塗装 新設		既設のまま 仕上下地共撤去の上、岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)新設	LGS	塩ﾋﾞ 新設	2,850 3,050	木製下足入れ、木製吊戸棚 撤去処分 SUS製下足入れ（備品） SUS上がり框 W2000×D50×H200 新設 排煙ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ 2箇所 修理 3箇所調整
	消防救急課 ↓ 通信事務員室	改修前	自	(不)	-	鋼製床組み H110+タイルカーペット	FL+110	ﾋﾞﾆﾙ巾木	100	PB9.5t+PB12.5+EP塗装● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	3,000	
		改修後	自	(不)	-	既設のまま	FL+110	既設のまま	100	既設のまま 一部、パーティション新設	LGS	既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	3,000	
	通信機械室	改修前	-	(不)	(七)	ロック式耐震フロアー H200+タイルカーペット	FL+200	ﾋﾞﾆﾙ巾木	100	PB9.5t+PB12.5+EP塗装 PB12.5(GL工法)+EP塗装	LGS	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
		改修後	-	(不)	(七)	既設のまま	FL+200	既設のまま	100	既設のまま	LGS	既設のまま 一部、仕上撤去の上、岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)新設	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	

内装制限と排煙設備

(記号) ■ 排煙方法
- 自 自然排煙
- 機 機械排煙
- - なし

(記号) ■ 内装材料
- (準) 天井、壁 準不燃材料以上
- (不) 天井、壁 不燃材料
- (不) 天井、壁 不燃材料(下地共)
- - なし

法的根拠

(記号) ■ 排煙免除
- (一) (建築基準法) 令第 126条の2 第1項 1号
- (二) 令第 126条の2 第1項 3号
- (三) 令第 126条の2 第1項 4号
- (四) (建設省告示) 平12 建告1436号 第4号 ﾆ-1
- (五) 平12 建告1436号 第4号 ﾆ-2
- (六) 平12 建告1436号 第4号 ﾆ-3
- (七) 平12 建告1436号 第4号 ﾆ-4

●：アスベストみなし部材を示す。

PT-1、2、3 アルミ製パーティション 詳細図

S 1/10・100

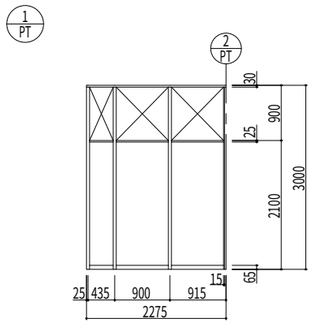

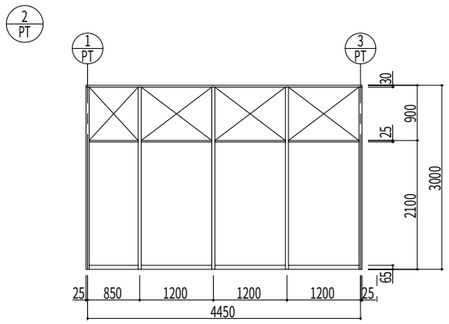

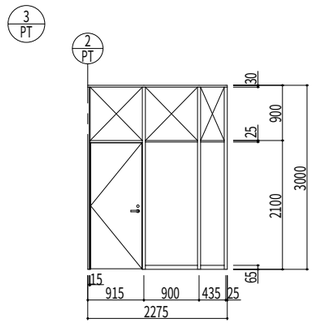

◇仕様表

項目	部材	材料(板厚mm)
骨材	天井レール	アルミ押出形材 <アルマイト処理仕上>
	方立・コーナー方立	
	天井上枠・上枠	
	ドア上枠・ドア枠	
	巾木・床レール	
	コーナーカバー	
パネル 厚み32mm	パネル表面材	カラー鋼板 0.45mm・0.5mm <色番：KW-90、100、300、400>
	芯材	ペーパーコア
開き戸 厚み32mm	パネル表面材	カラー鋼板 0.5mm <色番：KW-90、100、300、400>
	芯材	ペーパーコア
	目板	アルミ押出形材 <アルマイト処理仕上>
	戸当り・召し合せゴム	ポリ塩化ビニル <グレー色>
開き戸 金物	吊金具	ステンレス 4インチ平義星
	ドアクローザ	リョービ S22PLW <シルバー色>
	戸当り	床付け戸当り

※ウィスカ対応

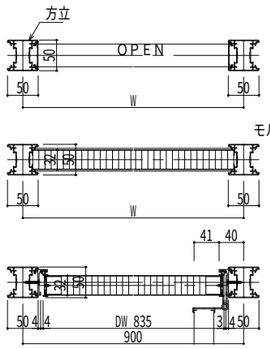

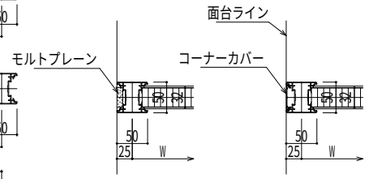

(腰壁部) (面台より上部)

壁面納まり

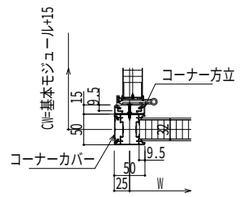

L型コーナー納まり
(コーナーカバー)

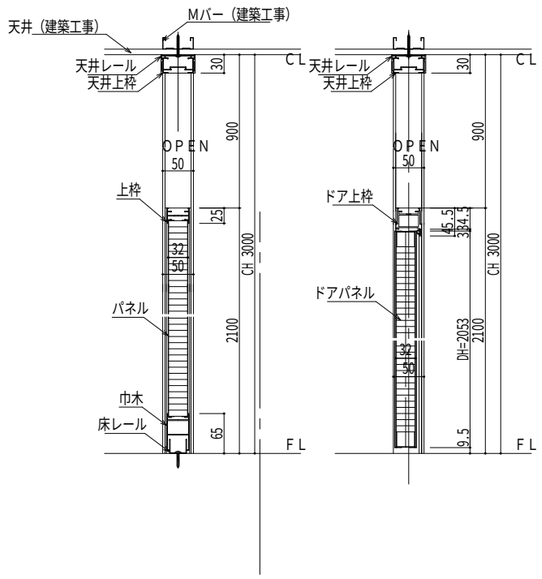

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者	名称		
津市	三重中央消防指令センター総合整備工事		
課長 / 主幹 / 課長補佐 / 係長 / 係	図名	縮尺	
	津市消防本部 改修工事 仕上表・建具表	1/10・100	

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT05		

OAフロア仕様：鋼製、H150～200対応、サイズ500×500、
5000N仕様、ウイスカ対応品、標準パネル
※既設同等品を使用しない場合、
既設-改修部のフリーアクセスフロア支柱は連結できません。
※改修部は最低2列取り換えて、改修部単独で連結対応
出来るようにすること。
※既設際部には、ボーダー支柱を新設し支持すること。
※建築工事積算はシステム什器（下地共）が外れている
状態での算出です。

その他：指紋認証装置撤去　2箇所
タッチアップ補修：クロス補修 ビス穴・設備穴塞ぎ

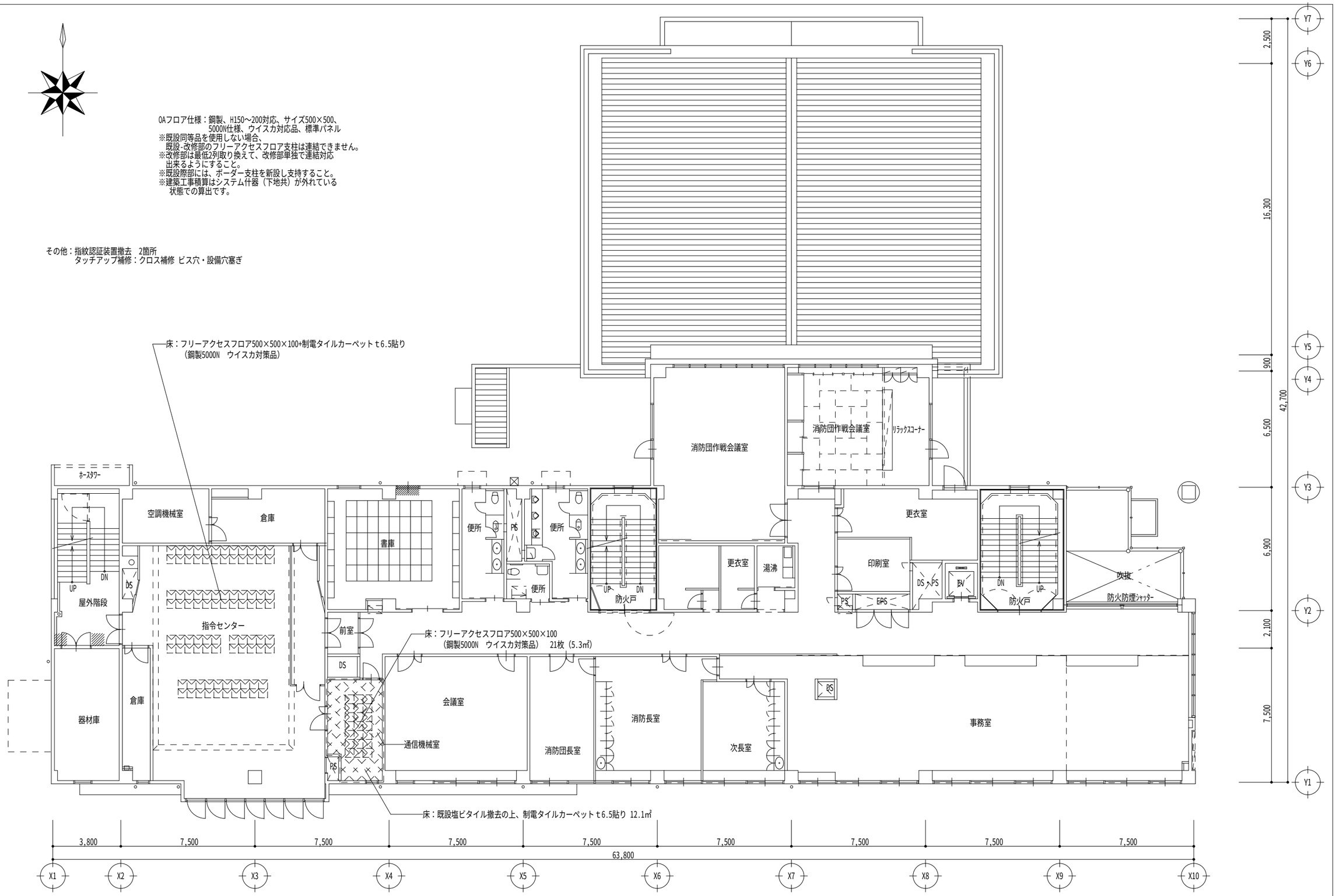

津市消防署　２階平面図　　S=1/200（A3）

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防署 ２階平面図（改修前）（改修後）	1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT06		

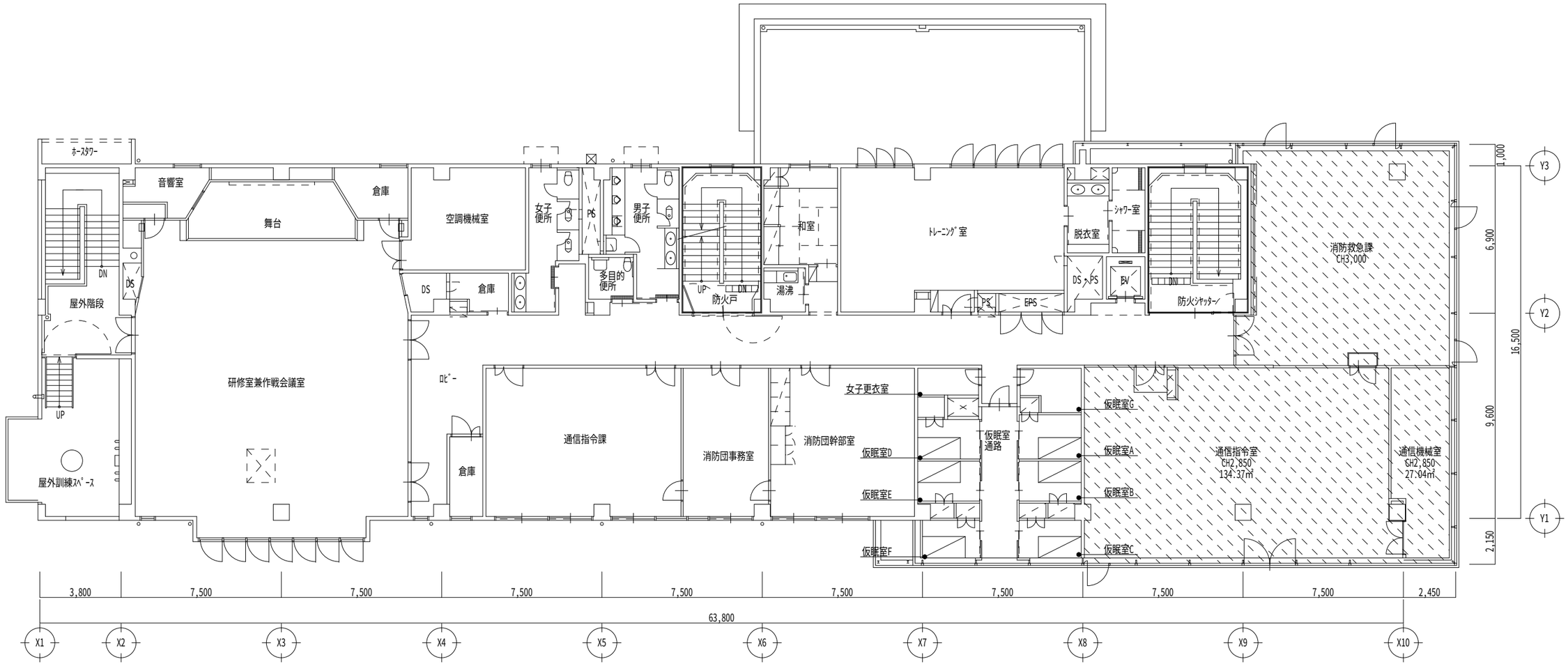

津市消防署　３階平面図（改修前）　　S=1/200（A3）

	改修範囲外エリア

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者	課長	主幹	課長補佐	係長	係
津市					

名称：三重中央消防指令センター総合整備工事

図名：津市消防本部　改修工事　３階平面図（改修前）

縮尺：1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT07		

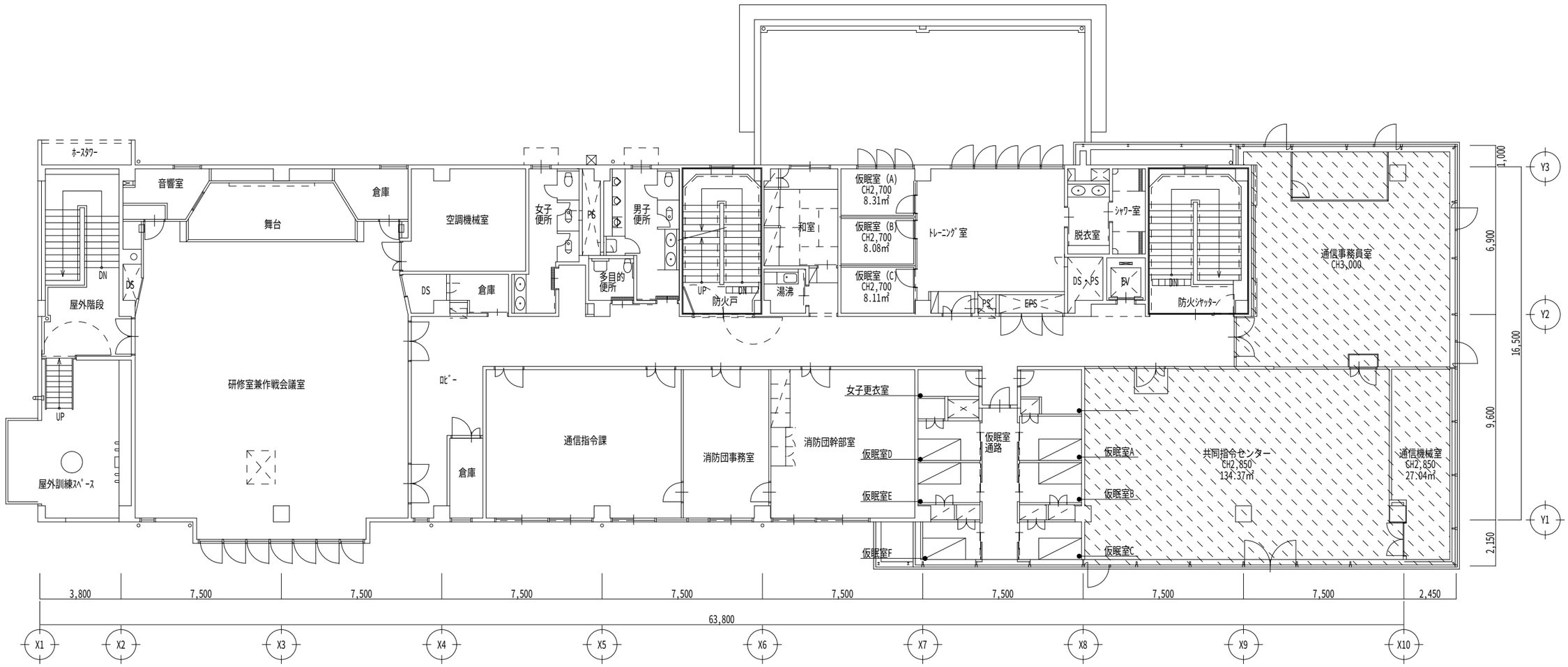

津市消防署　３階平面図（改修後）　　S=1/200（A3）

	改修範囲外エリア

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防本部　改修工事 ３階平面図（改修後）	1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT08		

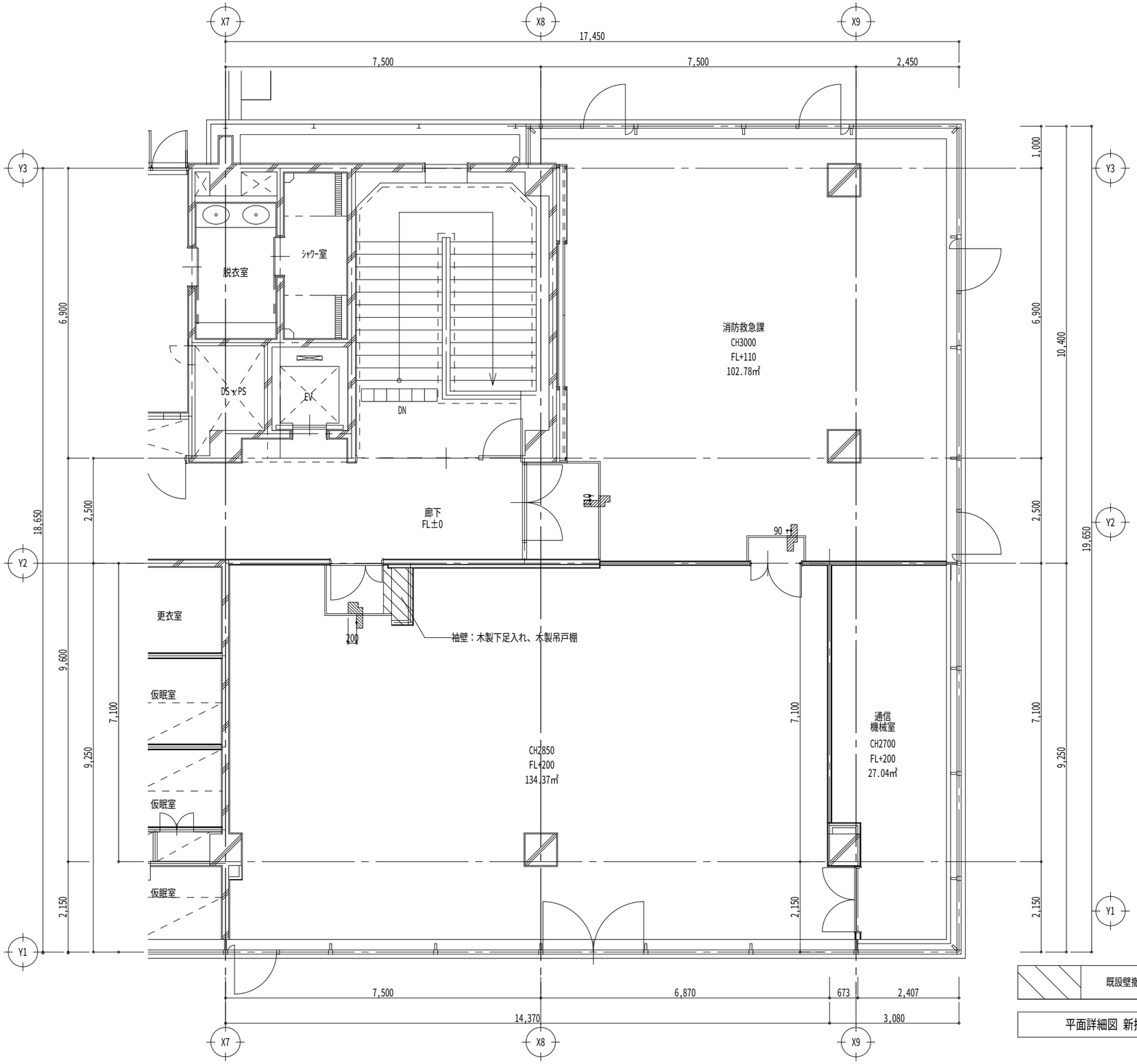

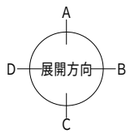

既設壁撤去範囲を示す。

平面詳細図 新指令室（改修前） S=1/100

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防本部 改修工事 平面詳細図 新指令室（改修前）	1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT09		

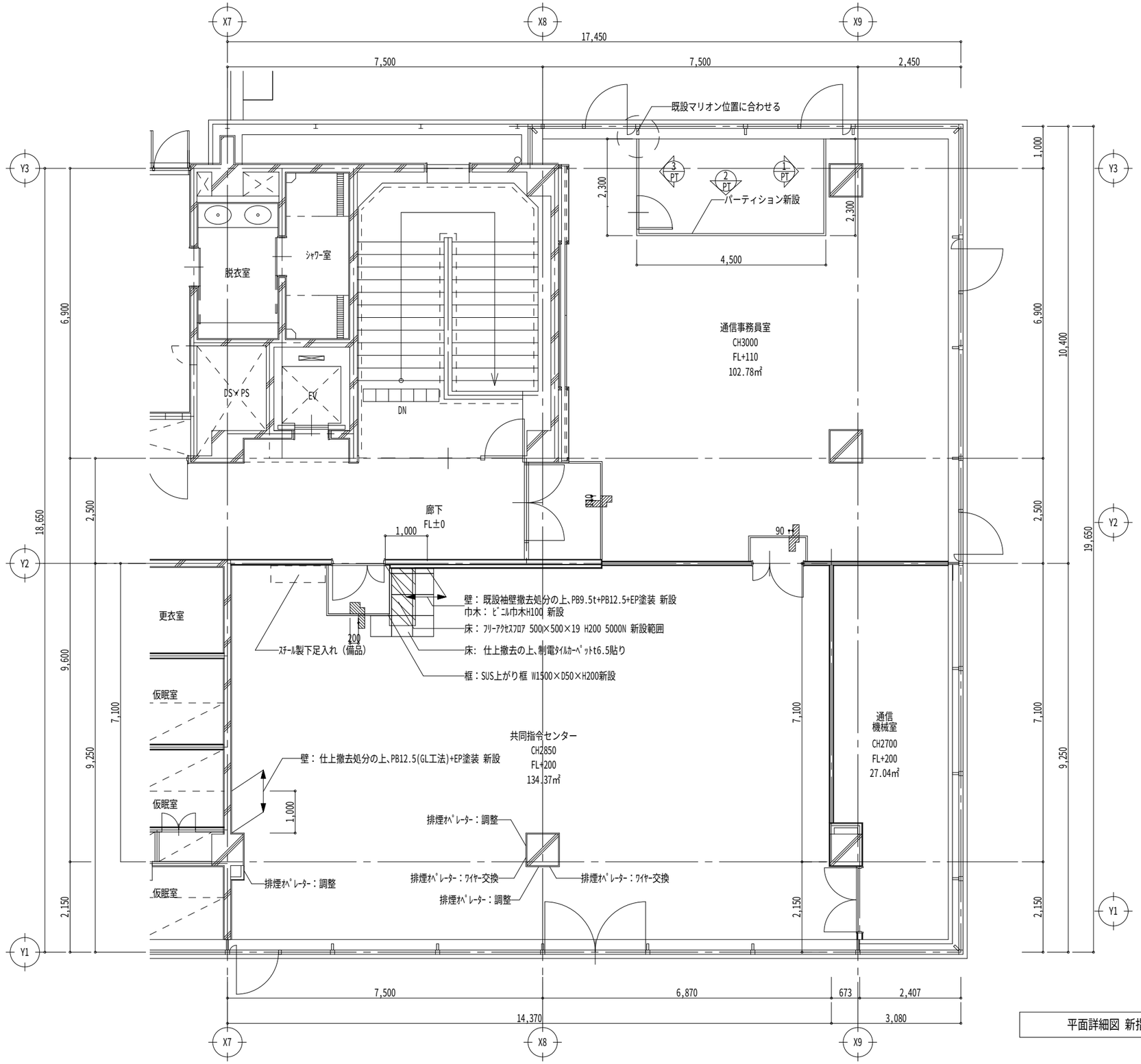

平面詳細図 新指令室（改修後） S=1/100

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防本部 改修工事 平面詳細図 新指令室（改修後）	1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT10		

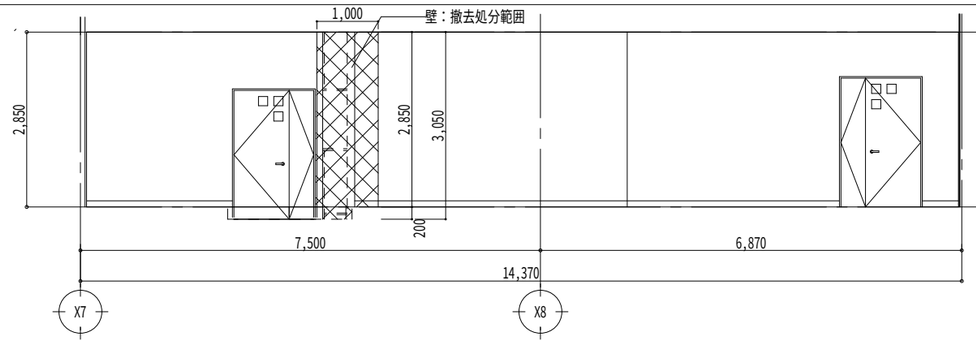

通信指令室 展開図A SC1/100

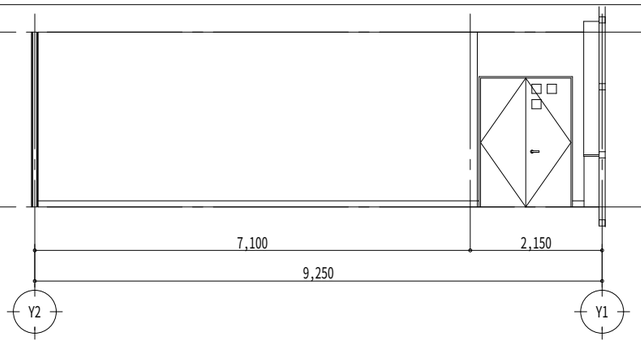

通信指令室 展開図B SC1/100

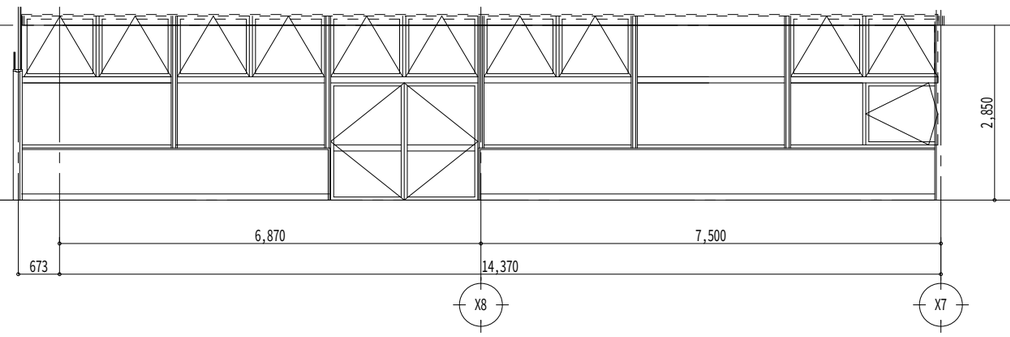

通信指令室 展開図C SC1/100

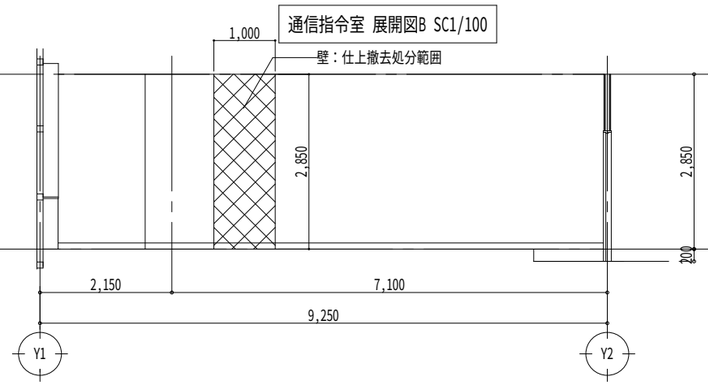

通信指令室 展開図D SC1/100

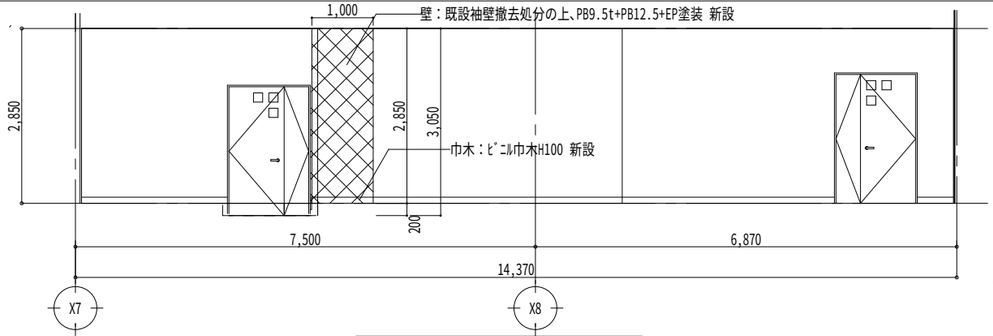

共同指令室センター 展開図A SC1/100

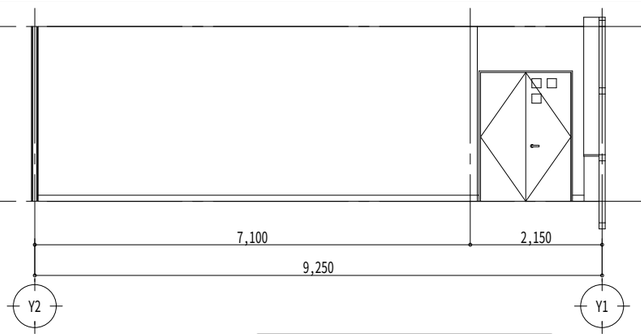

共同指令室センター 展開図B SC1/100

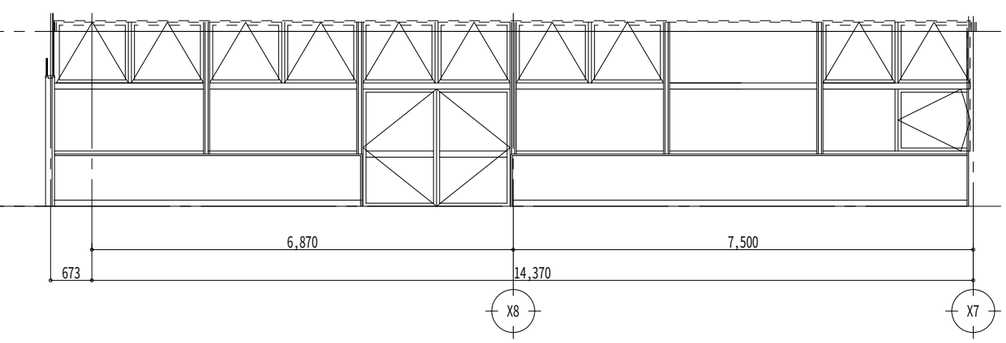

共同指令室センター 展開図C SC1/100

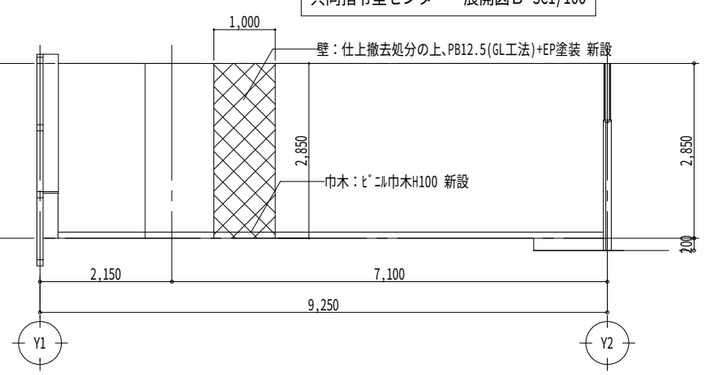

共同指令室センター 展開図D SC1/100

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防本部　改修工事 展開図（改修前）（改修後）	1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT11		

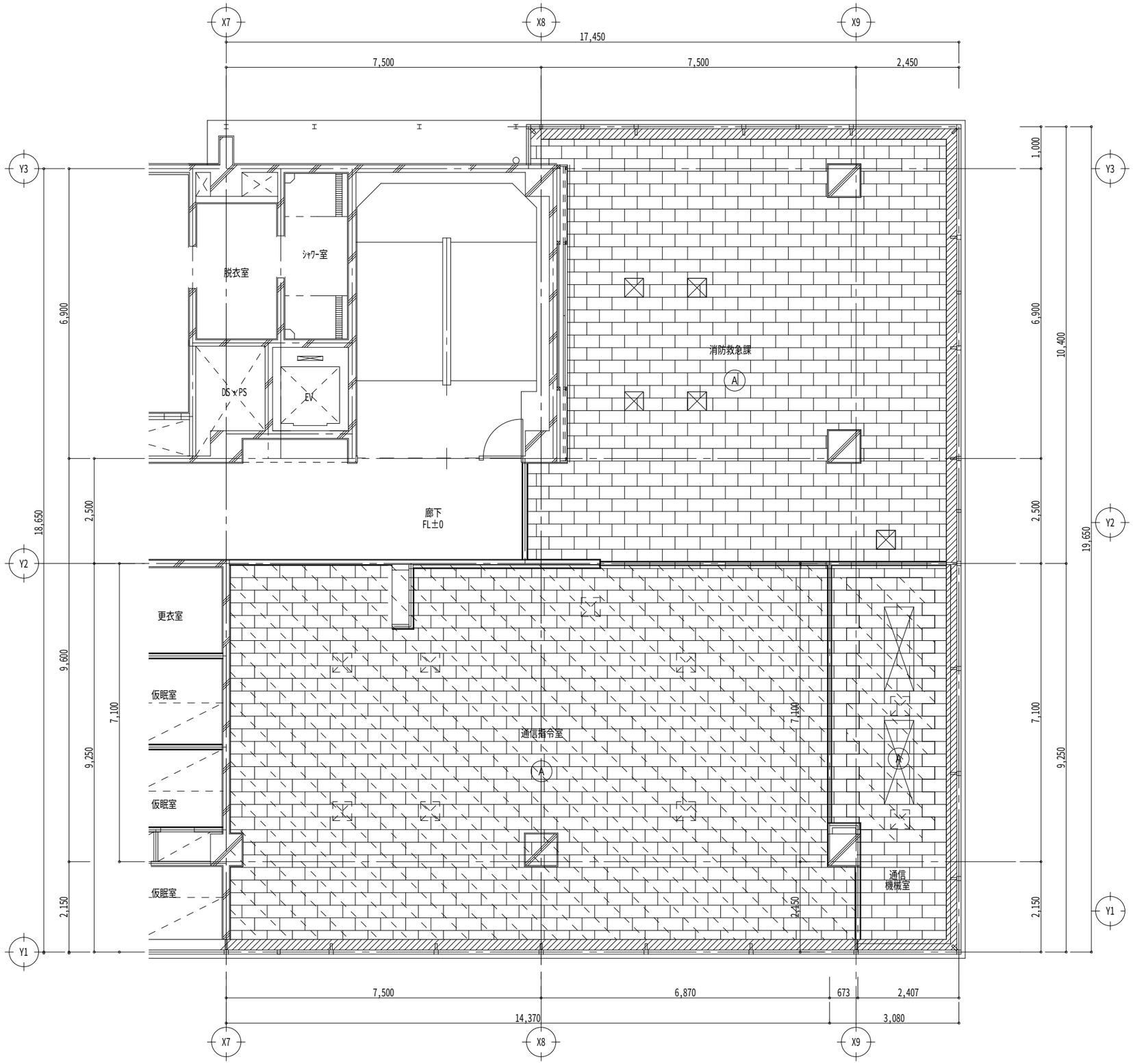

A	岩綿吸音板t9（PBt9.5捨貼り）
	岩綿吸音板t9（PBt9.5捨貼り） 下地共撤去処分範囲
	ブラインドボックス
	ピクチャーレール（回り縁一体型）
	既設点検口　撤去処分
	既設点検口

3階天井伏図(改修前)　S=/200

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津市消防本部　改修工事 3階天井伏図(改修前)	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT12		

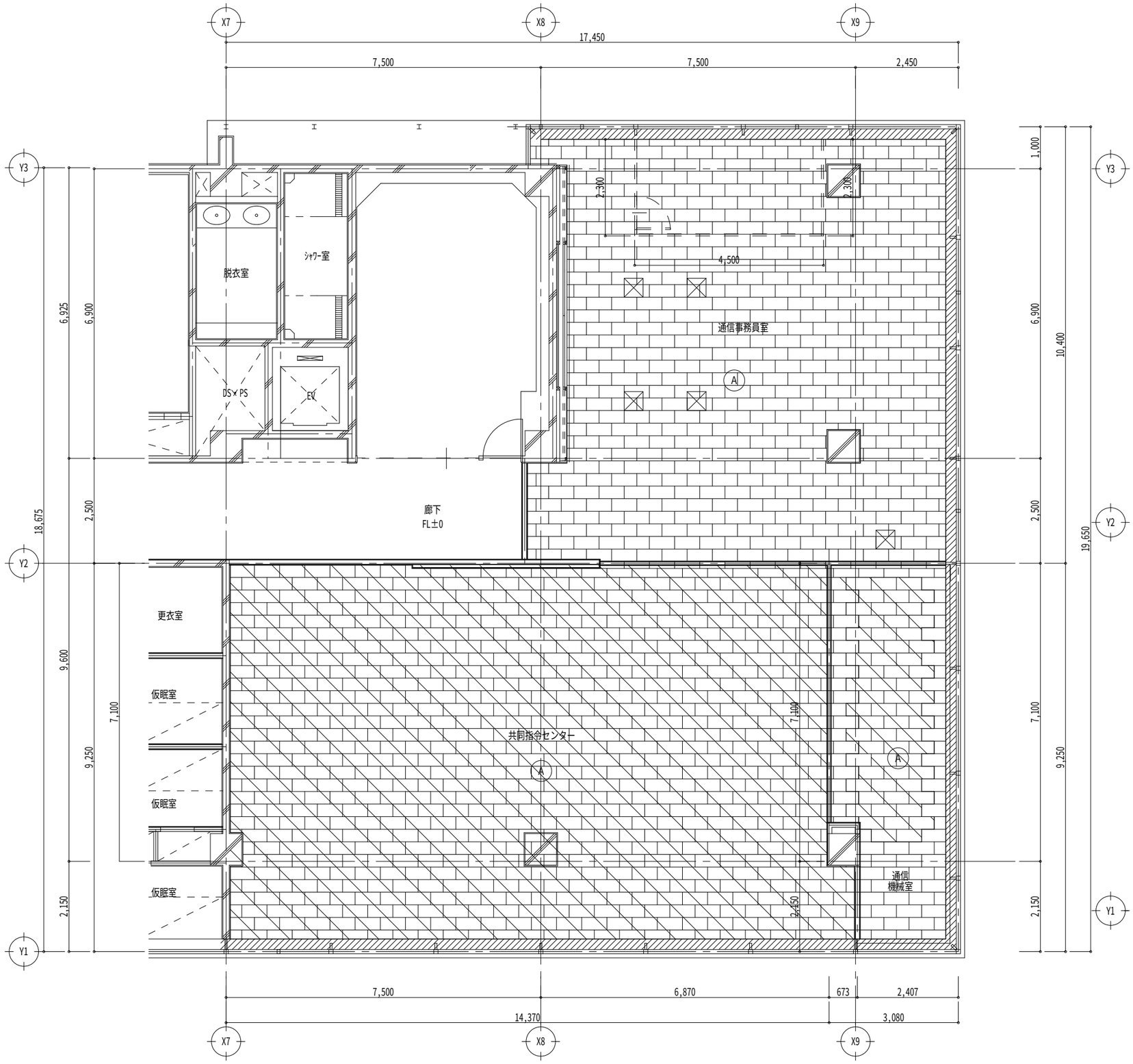

A	岩綿吸音板ｔ9（PBｔ9.5捨貼り）
	岩綿吸音板ｔ9（PBｔ9.5捨貼り） 新設範囲
	ブラインドボックス：既設のまま
	ピクチャーレール（回り縁一体型）：既設のまま
	点検口 新設450×450　10箇所程度
	点検口既設のまま

３階天井伏図(改修後)　S=/200

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津市消防本部　改修工事 ３階天井伏図(改修後)	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT13		

F-1 フリーアクセスフロア H=100 S=1/5

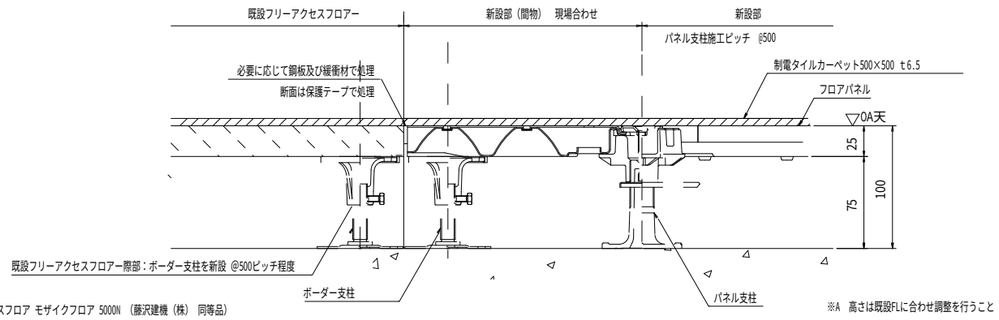

フリーアクセスフロア モザイクフロア 5000N （藤沢建機（株） 同等品）

※A 高さは既設FLに合わせ調整を行うこと

W-1 ボード類の上塗装クロスなど S=1/10

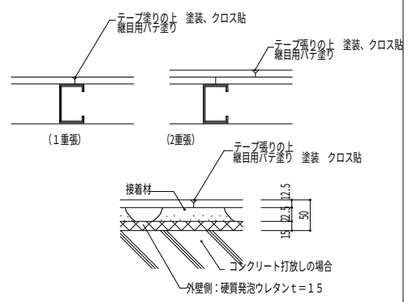

W-2 壁異種下地の場合 S=1/10

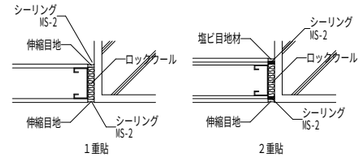

仕様 ロックウールは40kg/mとする
場所
備考 図示

C-1 天井下地（振れ止め斜めブレース） S=1/100

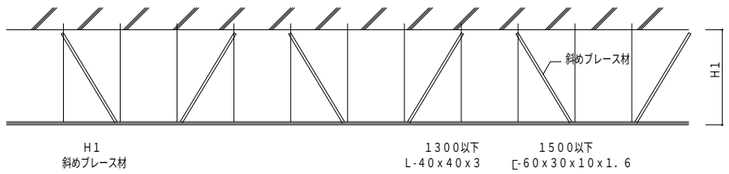

仕様 斜めブレース材はXY方向共に12．5m以内ごとに一対設けること
場所 スラブ天井間が1300を超える部分
備考 照明器具・設備その他天井に設置する物は、別吊り、別ブレースを設ける

C-2 ボード類（下地張のある場合）の上塗装・クロス張など S=1/100

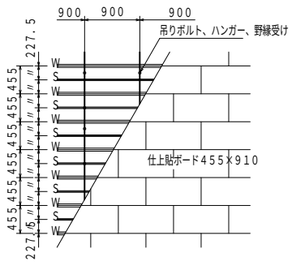

C-4 ボード類（下地張のない場合）の上塗装・クロス張など S=1/5・10

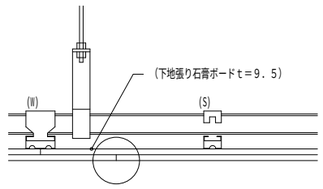

・突付け（岩綿吸音板の場合）

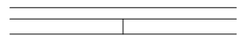

C-5 天井、点検口 開口補強 S=1/50

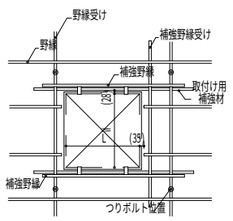

C-6 廻縁 S=1/10

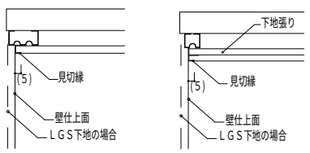

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津市消防本部 改修工事 雑詳細図	図示

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	牛田	年月日	
図番	KT14		

工事名称　令和５年度消通第１－１号
消防指令業務共同運用実施設計業務委託

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1.　工事場所　津市久居明神町２２７６

2.　建物概要

建物名称	構造及び階数	国:延面積	建:延面積	消施令の適用	備　考
津市消防	ＲＣ造４階		3.807.563㎡	別表第一 (15) 項	

国:国有財産法延面積 (m²)　建:建築基準法延面積 (m²)

3. 工事種目　(○印の付いたものが対象工事)

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	津市消防							
・ 動力設備	○							
・ 電灯設備	○							
・ 電熱設備								
・ 雷保護設備								
・ 受変電設備								
・ 特高受変電設備								○
・ 静止形電源設備								
・ 発電設備								
・ 構内情報通信網設備	○							○
・ 構内交換設備	○							○
・ 情報表示設備								
・ 映像・音響設備								
・ 拡声設備	○							
・ インターホン設備								
・ テレビ共同受信設備								
・ 電気時計設備								
・ 駐車場管制設備								
・ 防犯･入退室管理設備								○
・ 自動火災報知設備	○							
・ 防火・防排煙設備								
・ 消火設備（表示灯）				○				
・ 構内配電線路								
・ 構内通信線路								
・ 仮設工事								

（工事種別欄：工　事　種　別）

4. 指定部分　⊙ 無　・ 有
対象部分：

Ⅱ. 工事仕様

1. 特記仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて日本建築家協会編電気設備工事、建築工事、機械設備工事共通仕様書、電気設備技術基準、所轄電力会社内線規定、消防関連法規（所轄署指導要綱を含む）、ＮＴＴ技術基準及びその他関連法規による、図面と仕様書に差異がある場合及び不明な箇所が生じた場合は全て監督員の指示による。

2. 特記仕様
1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。
3）東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事請負人は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第 26 条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般事項	1. 工事実績情報の登録	登録可能な請負金額の場合：適用する（提出先(財)日本建設情報総合センター）
	2. 発生材の処理等について	本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日　法律第１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行なう。ただし、工事契約後にやむをえない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議を行う。 尚、分別解体・再資源化の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 ① 再資源化等が完了した年月日 ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地 ③ 再資源化等に要した費用 （1）分別解体の方法（下表） （2）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設（下表）
	3. 建設副産物情報交換システム	本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。総合施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	4. 概成工期	総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期の概ね　日前までに支障の無い状況までに完了していること。
	⑤ 電気保安技術者	中部地方整備局制定の営繕工事の保安規定第 5 条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	⑥ 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。

（1）分別解体の方法

工　程	作業内容	分別解体の方法
・新築 ・増築 ・修繕 ・模様替	建築設備工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業･機械作業併用

（2）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所　在　地
・ コンクリート		
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材		
・ 木材		
・ アスファルト･コンクリート		

1 一般事項（続き）

⑦ 機材等
1）本工事に使用する設備機材等は、設計図書（「追記・一般事項　1．設備機材等」を含む。）に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
2）化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤はフタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（5）上記（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	① JIS及びJASのＦ☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	① JIS及びJASのＦ☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのＥ ○ 規格品 ④ 旧JASのＦ ○○ 規格品

⑧ 機材の品質・性能証明
設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。

9. 室内空気中の化学物質の濃度測定
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はパッシブ型採取機器により行う。
<測定時期>　・ 工事着手前　・ 施工終了時
<測定対象室>　・ 図示
<測定箇所>　・ 図示

⑩ 機器姿図
姿図の形状及び寸法は、概略を示す。

⑪ 電気工事士
最大電力 500 kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

⑫ 工事用電力、水その他
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて請負者の負担とする。

⑬ 施工図等
工事が完成（指定部分に係わる完成を除く）したときは、本工事で作成する施工図等のうち、下記の原図及び複写図（1 部）を監督職員に提出する。ただし、製作図等で原図として提出ができないものは、原図に代わるものとしてよい。
なお、施工図等の著作権に係わる該当建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

機器製作図	一　式	試験成績書	一　式
制御システム図	一　式	機器・配管配線施工図	一　式

⑭ 完成図等
⊙提出要（⊙ 設計図ＣＡＤデータ使用　・ 既存完成図修正）　・提出不要
提出部数等は監督職員と協議による。

2 共通事項

1. 監督職員事務所
・ 設けない　・設ける（　号）　・既存建物利用

2. 建設発生土の処分
・ 構内敷きならし　・ 構外搬出（片道運搬距離　約　ｋｍ）
構外搬出の搬出先は監督職員と協議による。

3. 足場・桟橋類
・ 別契約の関係請負者の定置する足場、桟橋の類は、無償で使用できる。
・ 本工事で設置する。ただし、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成１５年４月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。

④ 他工事との工事区分
図面に特記無き場合は、表－１「他工事との工事区分表」による。

⑤ 機器取付高さ
図面に特記無き場合は、表－２「機器標準取付高さ」による。

6. 接地極
図面に特記無き接地極は、表－３「接地極一覧表」による。

7. 接地調査
敷地内の３箇所において、大地抵抗率の測定及び試験電極施工による接地抵抗の測定を次により行い、その報告書を監督職員に提出する。

測定種別	測　定　方　法
大地抵抗率	大地抵抗率測定器（ウェンナーの４電極法によるもの）を用いて行う。
接地抵抗	直径１４㎜、長さ１５００㎜の接地棒を打ち込み、JIS C1304（接地抵抗計）に規定するものを用いて行う。

（報告書：大地抵抗率測定表及び解析グラフ、接地設計、工事写真等）

⑧ 電源周波数
⊙ 60 Hz　・ 50Hz

9. 電線類
（1）ＥＭ電線の内、規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。

記　号	
EM-UTP	JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの

（2）配線記号の表記は標準図に記載されている記号を適用する。

⑩ 合成樹脂管配線
合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品は、タイプ - 25 のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。

⑪ 薄鋼電線管
薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。

⑫ 電線本数・管路等
分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。

⑬ 金属管の塗装
次の露出配管は、塗装を行う。
（ ⊙ 屋外　・　）

⑭ 保護管
ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。

15. 最上階の埋め込み配管
最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として避けるものとする。

⑯ 呼び線
長さ 1m 以上の入線しない電線管には、1.2mm 以上の呼び線を挿入する。

⑰ フラッシュプレート
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。
⊙ 金属製（ステンレス、新金属も含む）樹脂製

18. 地中配線の埋設深さ等
地中配線で、特記なき埋設深さは 0.6m 以上とする。また、地中配線には埋設シート（1/2 重ね）を設ける。

19. ハンドホールの蓋
ハンドホール等の鉄蓋は、鋳型流し込みで用途名を表示する。
構内配電線路の用途名　（・ 電力　・ 高圧　）
構内通信線路の用途名　（・ 通信　・ 弱電　）

20. 電力・電話の引き込み
電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打ち合わせのうえ監督職員と協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に速やかに行う。

21. 耐震措置
設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針　2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
（1）設計用水平地震力は機器重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。
<施設区分>　・ 特定の施設　⊙ 一般の施設
<重要機器>　・ 配電盤　・ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置　・ 交換機　⊙ 火災報知設備　・ 中央監視制御装置　・
<上層階の定義>　2 ～ 6 階建ての場合は最上階、7 ～ 9 階建ての場合は上層 2 階、10 ～ 12 階建ての場合は上層 3 階、13 階建て以上の場合は上層 4 階

局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用水平震度

設置場所	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
１階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

局部震度法による水槽類の設計用水平震度

設置場所	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
１階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

注）（ ）内数値は、防震支持の機器の場合に適用する。
（2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

3 電力受変電発電

1. 照明制御総合動作試験
照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾をうける。
・ 目標照度設定のための各調光センサー（夜間及び日中）
・ 在不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感センサー
・ タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認
・ 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認
※上記試験項目は全数確認とする。

2. 蛍光灯安定器・ランプ
図面に特記なき場合は、表－４「蛍光灯器具の安定器の種類」による。

③ コンセント
発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。

4. 電動機等の接地
金属管配線において、電動機容量 7.5ｋＷ 以下は金属管を接地線とする。

5. インバータ装置の規約効率
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力（ｋW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
インバータ効率（%）	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5

電動機出力（ｋW）	15	18.5	22	30	37	45		
インバータ効率（%）	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5		

（1）電動機の供給電圧は２００Ｖ又は４００Ｖとする。
（2）インバータ効率は、１００%負荷時の値とする。

⑥ 分電盤・実験盤
本工事の分電盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断器の寸法と定格は、JIS C 8370「配線用遮断器」による。

7. 自家発電設備の配管工事等
原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は監督職員の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。

⑧ 設備機器容量等
本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。

4 通信情報

1. 局線
局線の新増設移転の手続きは、本工事とする。

2. 電界強度の測定
最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を 3 か所以上行うこと。また、その報告書を監督職員まで提出すること。

5 改修一般事項

1. 施　工　調　査
事前調査（ ⊙ 本工事　・ 別途工事 ）
調査項目（ ⊙ 既設設備、建物・　）
調査範囲（ ・ 図示　・　）
調査方法（ ・ 図示　・　）

2. 仮　設　備
仮設備項目（ ・ 受変電　・ 発電　・　）
仮設備期間（ ・ 図示　・　）

3. 養　生
養生範囲（ ・　・　）　養生方法（ ・　・　）

④ は　つ　り
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。

5. 非破壊調査等
非破壊調査等による埋設物の調査（ ・ 要　・ 不要）とする。
なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。

6. 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
・ 引き渡しを要するもの　（ ・ 金属類　・ 盤類　・ 電線、ケーブル　）
・ 特別管理産業廃棄物　（ ・ ＰＣＢ使用機器 ・　・　）
・ 特別管理産業廃棄物の処理方法
　・ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。
※ 照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離し金属箱に収納し表示を付して建物管理者に引き渡す（報告書共）。
・ 再生資源化を図るもの　（・ 蛍光ランプ　・　・　）
・ 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出処理費は別途とする。

7. 既設との取り合い
本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

表－１　「他工事との工事区分表」

他工事との取合い			電気設備工事	機械設備工事	建築工事
開口部	梁・床・壁貫通部	補強			○
		スリーブ・仮枠	○		
	埋込分電盤・端子盤・プルボックス	補強			○
		仮枠	○		
	軽量鉄骨下地天井・壁ボード類の切込	補強有りの場合(補強共)			○
		補強無しの場合	○		
	床デッキプレート	切込			○
	既製間仕切壁の位置ボックス及びその取付		○		
発電機の基礎					○
配電盤・制御盤等の基礎		屋内・屋上			○
		屋外	○		
自立型テレビアンテナの基礎（屋上）					○
避雷針の基礎（屋上）					○
配線ピット及び蓋					○
自立閉鎖装置を取付ける防火戸の切込・補強及びﾄﾞｱﾁｪｯｸ・ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ					○
照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート			○		
別途機器などへの接続（直接接続するもの）			○		
機器付属制御盤以降の配管配線（接地共）				○	
機器付属制御盤への電源供給の渡配管配線（接地共）			○		
機器付属制御盤への操作回路の渡配管配線				○	
天井吊型 FCU 及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡配管配線				○	
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線			○		
小便器用水装置の制御盤以降の配管配線				○	
自動扉及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線			○		
防油提					○
天井点検口					○

表－２　「機器標準取付高さ」

	名　称	測　点	取付高さ (㎜)
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	1,500
		(上端1,900以下)	
	スイッチ	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ　（多目的便所）	床上～中心	1,100
	ｽｲｯﾁ　（自動ドア）	床上～中心	1,800
	コンセント（一般）	床上～中心	300
	コンセント（和室）	床上～中心	150
	コンセント（台上）	台上～中心	150 ～ 200
	コンセント（土間）	床上～中心	500
	コンセント（外壁・屋外）	地上～中心	800
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	ブラケット（踊場）	床上～中心	2,000～2,500
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛制御盤	床上～中心	1,500
		(上端1,900以下)	
	手元開閉器	床上～中心	1,500
	操作スイッチ	床上～中心	1,300
構内交換	室内端子盤	床上～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
	壁付電話機	床上～中心	1,300
時計	壁付形親時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	子時計	床上～中心	天井高×0.9
拡声	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,300

	名　称	測　点	取付高さ (㎜)
出退　マルチサイン	表示盤	床上～中心	天井高×0.9
	壁付発信器	床上～中心	1,300
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ　(一般)	床上～中心	1,300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	床上～中心	1,300
	押ﾎﾞﾀﾝ　(ﾄｲﾚ呼出用)	床上～中心	900
	押ﾎﾞﾀﾝ　(ﾄｲﾚ呼出用)	床上～中心	300
	復帰ﾎﾞﾀﾝ	床上～中心	1,500～1,800
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	直列ユニット(和室)	床上～中心	150
火災報知	受信機･副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱･発信機	床上～中心	800～1,500
	ベル	床上～中心	2,300
	表示灯	床上～中心	2,100
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	300

備考
注）1. 天井高 3,000 以上の場合は、監督職員と協議する。
2. 意匠に関係する部分（正面玄関・玄関ホール・ＥＶホール・上級室・会議室）の取付位置は、監督職員と協議する。
3．表は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。

表－３　「接地極一覧表」

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
・ 共同接地	ＥＡ　Ｂ（　Ｄ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 -　組
・ 共同接地	ＥＡ（　Ｄ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 -　組
・ Ａ種	ＥＡ	10 Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組
・ Ｂ種	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 -　組
・ Ｃ種	ＥＣ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 -　組
・ Ｄ種	ＥＤ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 -　組
・ Ｄ種	ＥＤ	100 Ω以下	ＥＢ (D=10 又は W=30) ×1
・ 雷保護用	ＥＬＡ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×　連 -　組 又は ＥＰ－0.6×2
・ 高圧避雷器	ＥLH	10 Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組
・ 交換機用	Ｅｔ	Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 -　組
・ 通信用	ＥＡｔ	10 Ω以下	ＥＢ (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組
・ 通信用	ＥＤｔ	100 Ω以下	ＥＢ (D=10 又は W=30) ×1
・ 電話引込口の保安器用	ＥＤｔ	100 Ω以下	ＥＢ (D=10 又は W=30) ×1
・ 測定用	Ｅ０	100 Ω以下	ＥＢ (D=10 又は W=30) ×1
・ 構造体接地		Ω以下	
・ 等電位接地		Ω以下	

注）Ｅ　ＢでＤ=14の場合はＬ=1500とし、W=40の場合はＬ=1200、W=30の場合はＬ=900とする。

表－４　「蛍光灯器具の安定器の種類」

蛍光灯の種類		安定器の種類	電　圧
コンパクト形	Ｈｆ形　Ｐ３２形	PN,PR,PN,PX	100/200V
	Ｈｆ形　Ｐ４５形	PN,PX	100/200V
	Ｈｆ形　Ｈ１６形　Ｈ２４形　Ｈ３２形	PN	100/200V
	Ｈｆ形　Ｈ４２形	PX	100/200V
Ｈｆ直管形	Ｈｆ１６形	PH,PX	100/200V
	Ｈｆ３２形	PW,PK,PN PJ,PX,PZ	100/200V
高輝度誘導灯		EL	100V

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者	名称		設計	服部	年月日
津市	三重中央消防指令センター総合整備工事		検図	牛田	年月日
課長　主幹　課長補佐　係長　係	図名　津消防本部　改修工事 電気設備工事特記仕様書（1）	縮尺　ＮＳ	承認	山下	年月日
			図番	KT15	

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

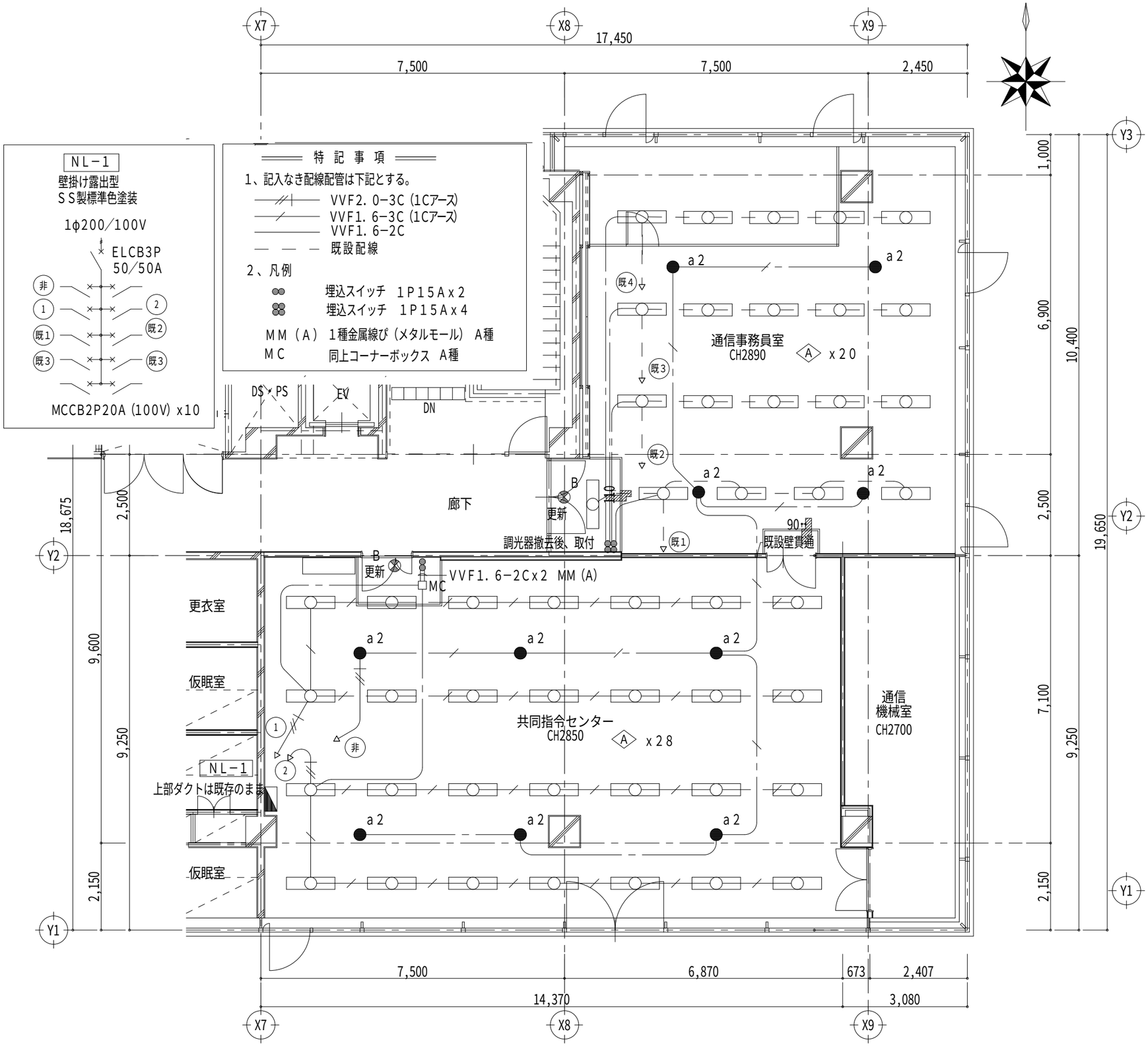

A	LED一体型ベースライト 埋込型

消費電力 43.1W

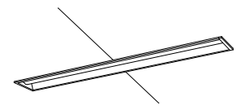

LRS20−4−65

a2	LED非常灯 自動点検機能付 低天井用 電池内蔵
	ハロゲン電球13型 相当品

LALE−004

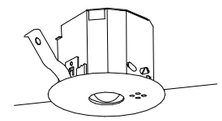

K1−LRS11−2

器具取付高さ		2.1m	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	3.0m	4.0m	−
単体配置	A1	4.2	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	3.3	−
直線配置	A2	9.3	10.2	10.6	10.8	11.1	11.9	12.9	−
四角配置	A4	7.4	8.2	8.4	8.7	8.9	9.6	11.7	−
	−	−	−	−	−	−	−	−	−

B	LED避難口誘導灯 B級 電池内蔵型

SH1−FBF20−BH

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者				
津市				
課長	主幹	課長補佐	係長	係

名称
三重中央消防指令センター総合整備工事

図名
津消防本部 改修工事
電灯設備 改修 平面詳細図 (改修後)

縮尺
1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT16		

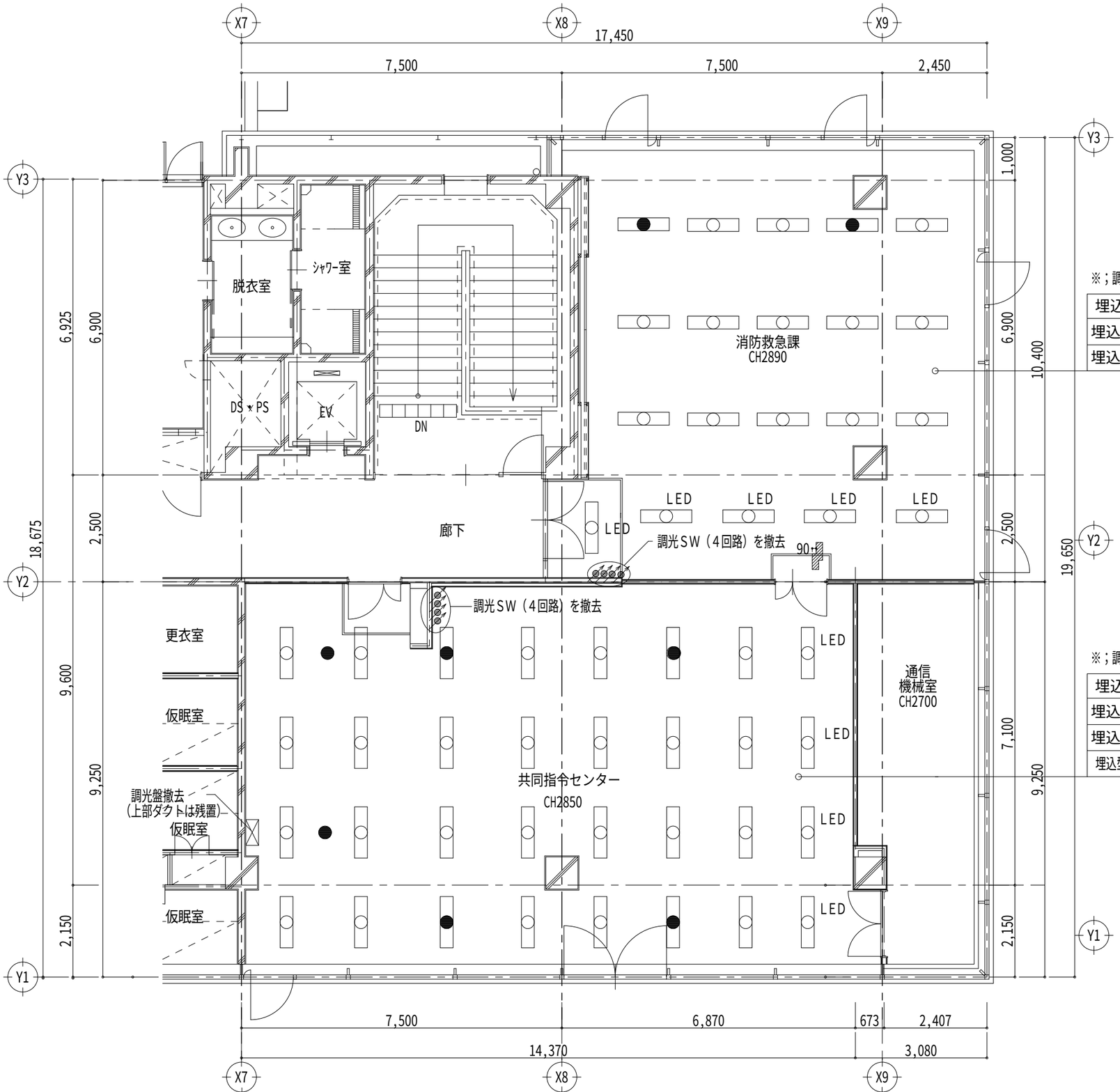

※；調光用配線の撤去も本工事とする。

埋込型調光器具ＦＨＦ３２Ｗｘ３　非常灯兼用	2灯	撤去
埋込型調光器具ＦＨＦ３２Ｗｘ３	１３灯	
埋込型調光器具ＬＥＤ灯	5灯	

※；調光用配線の撤去及び既設配線もすべて撤去とする。

埋込型調光器具ＦＨＦ３２Ｗｘ３　非常灯兼用	4灯	撤去
埋込型調光器具ＦＨＦ３２Ｗｘ３	１３灯	
埋込型調光器具ＬＥＤ灯	4灯	
埋込型非常照明ハロゲン球	2灯	

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者				
津市				
課長	主幹	課長補佐	係長	係

名称　三重中央消防指令センター総合整備工事

図名　津消防本部　改修工事
電灯設備　撤去　平面詳細図（改修前）

縮尺　1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT17		

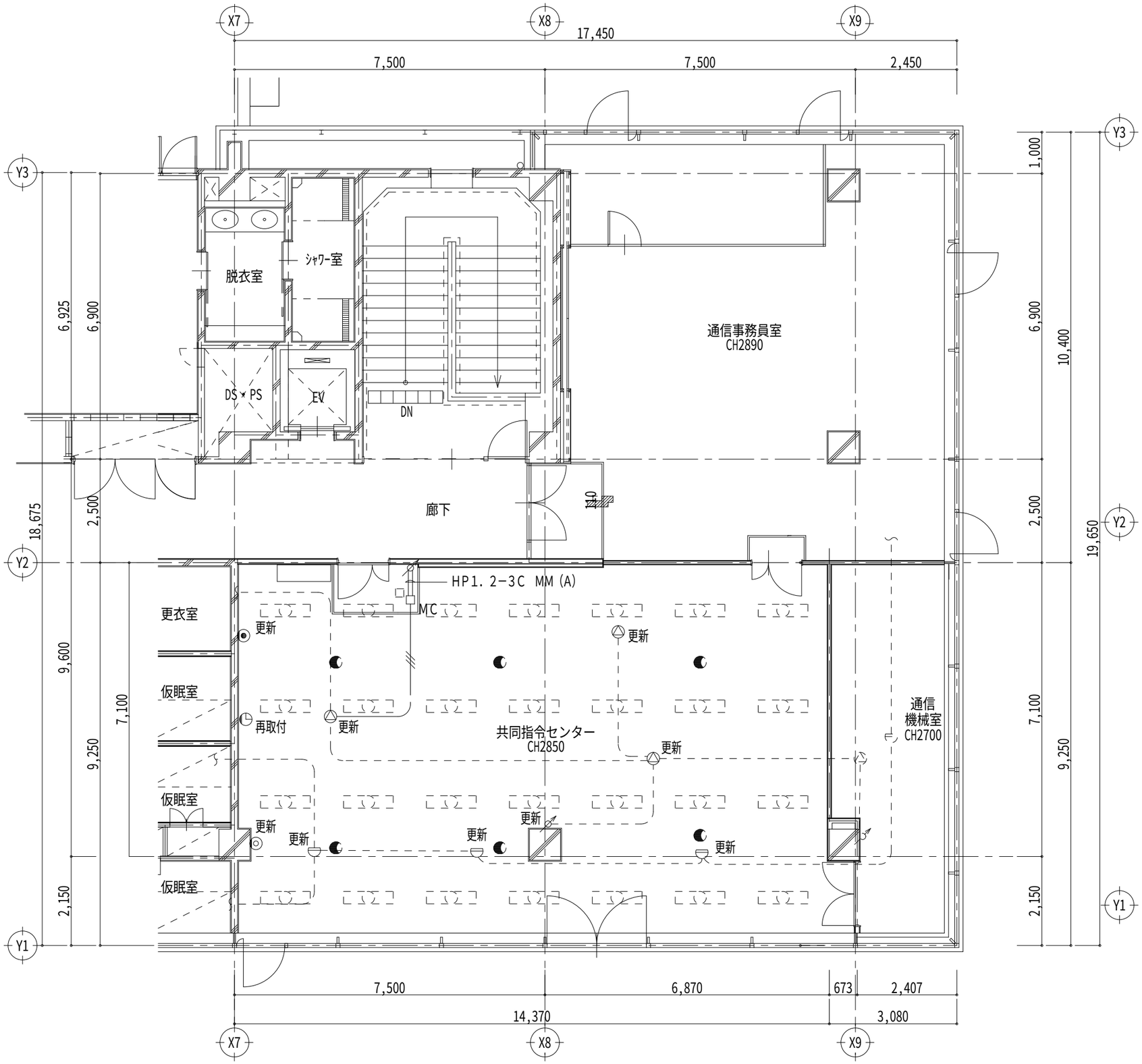

特 記 事 項

1、記入なき配管配線は下記とする。

HP1. 2−3C

既 設 配 線

2. 凡例

差動式スポット型熱感知器 2種 露出

天井埋込スピーカ

アッテネイター

MM (A) 1種金属線ぴ（メタルモール）A型

MC 同上コーナーボックス A型

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部 改修工事 弱電、自火報設備 改修 平面詳細図（改修後）	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT18		

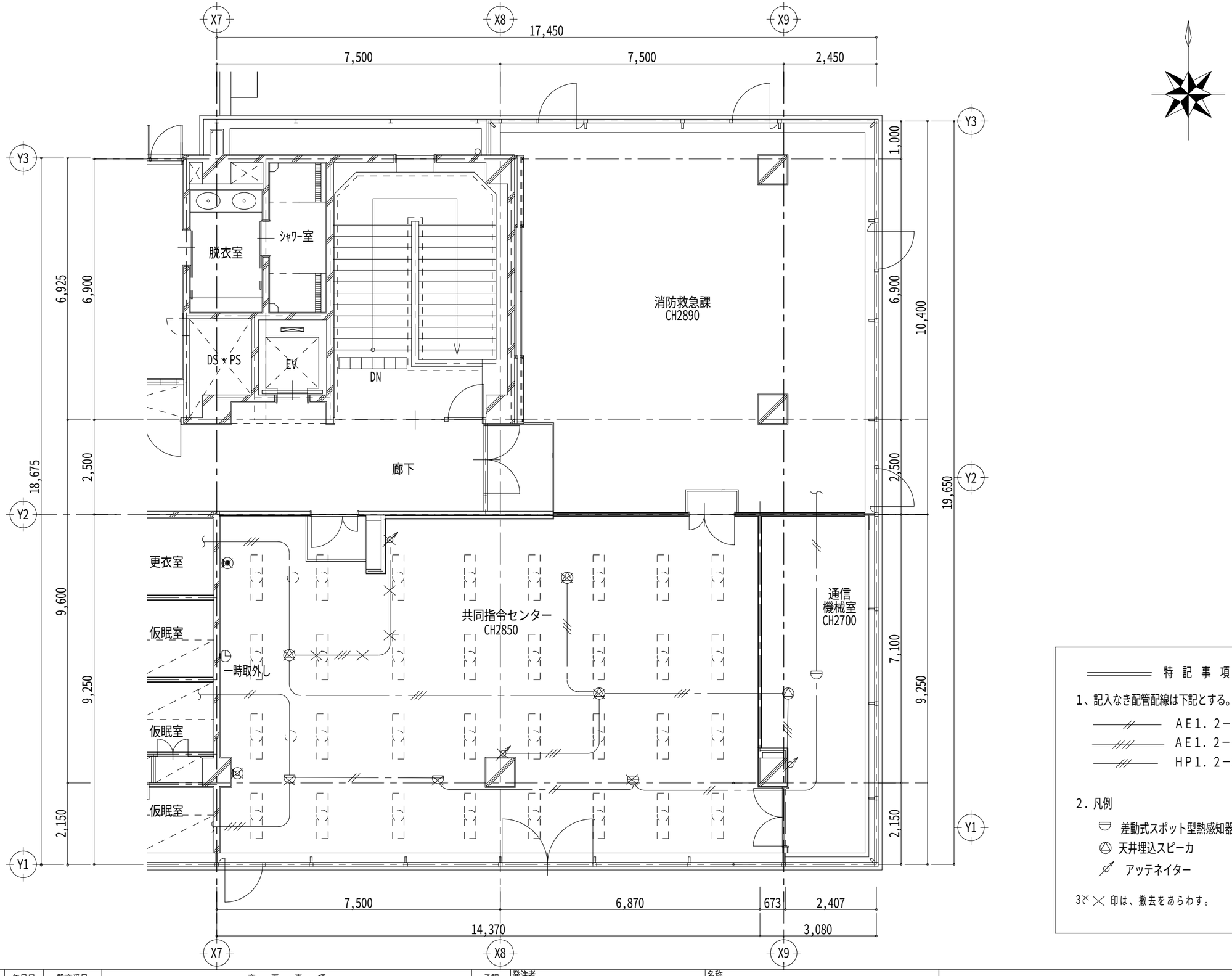

特 記 事 項

1、記入なき配管配線は下記とする。

AE1.2−2C
AE1.2−4C
HP1.2−3C

2.凡例

差動式スポット型熱感知器 2種 露出
天井埋込スピーカ
アッテネイター

3✕ ✕ 印は、撤去をあらわす。

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部 改修工事 弱電、自火報設備 撤去 平面詳細図（改修前）	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT19		

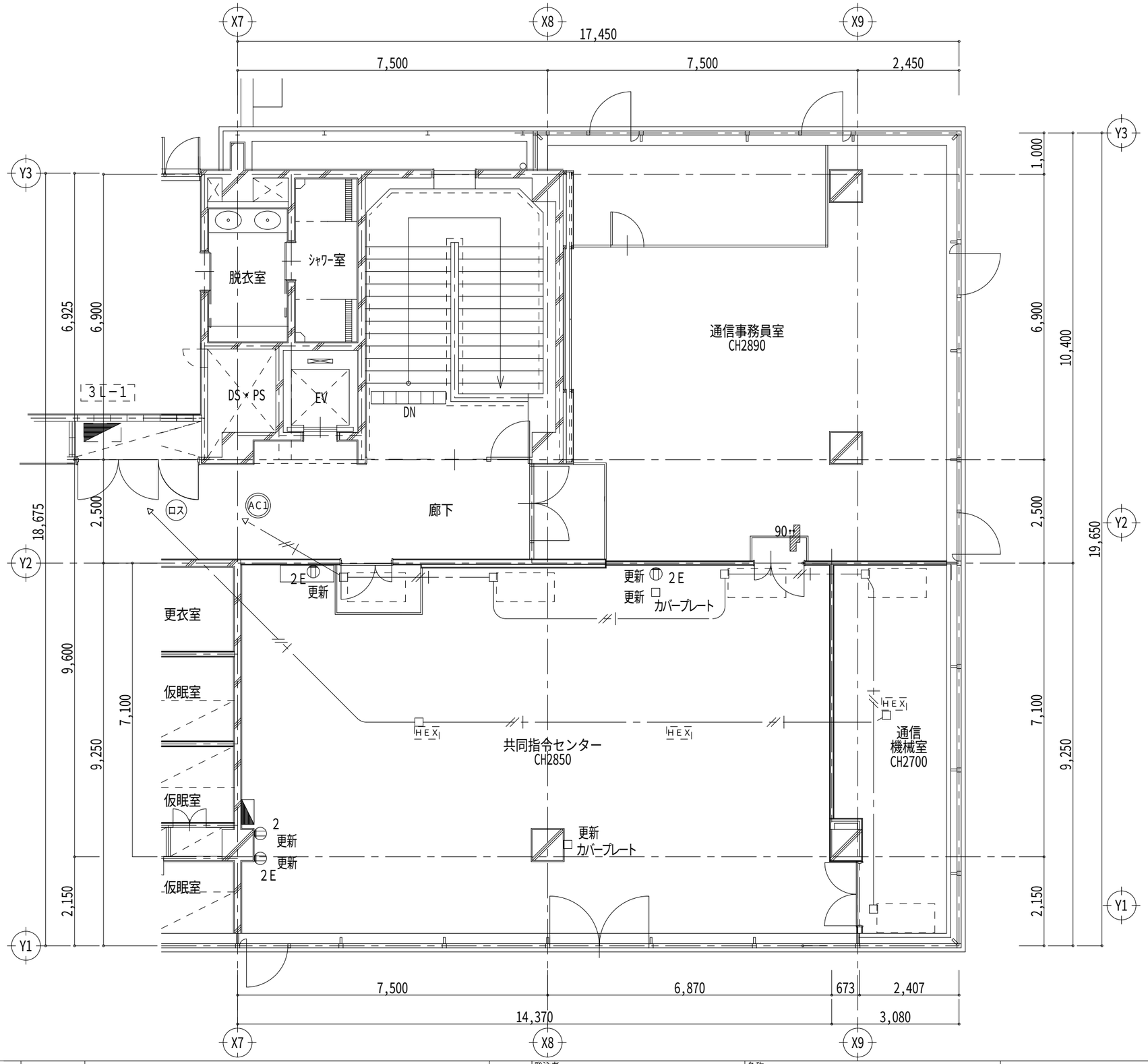

共同司令室空調エアコン屋外機、通信機械室空調エアコン屋外機の電源接続替は電気工事とする。既設電源線は流用とする。

VVF2.0-3C (1Cアース)

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 動力コンセント、空調換気電源設備　改修　平面詳細図	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT20		

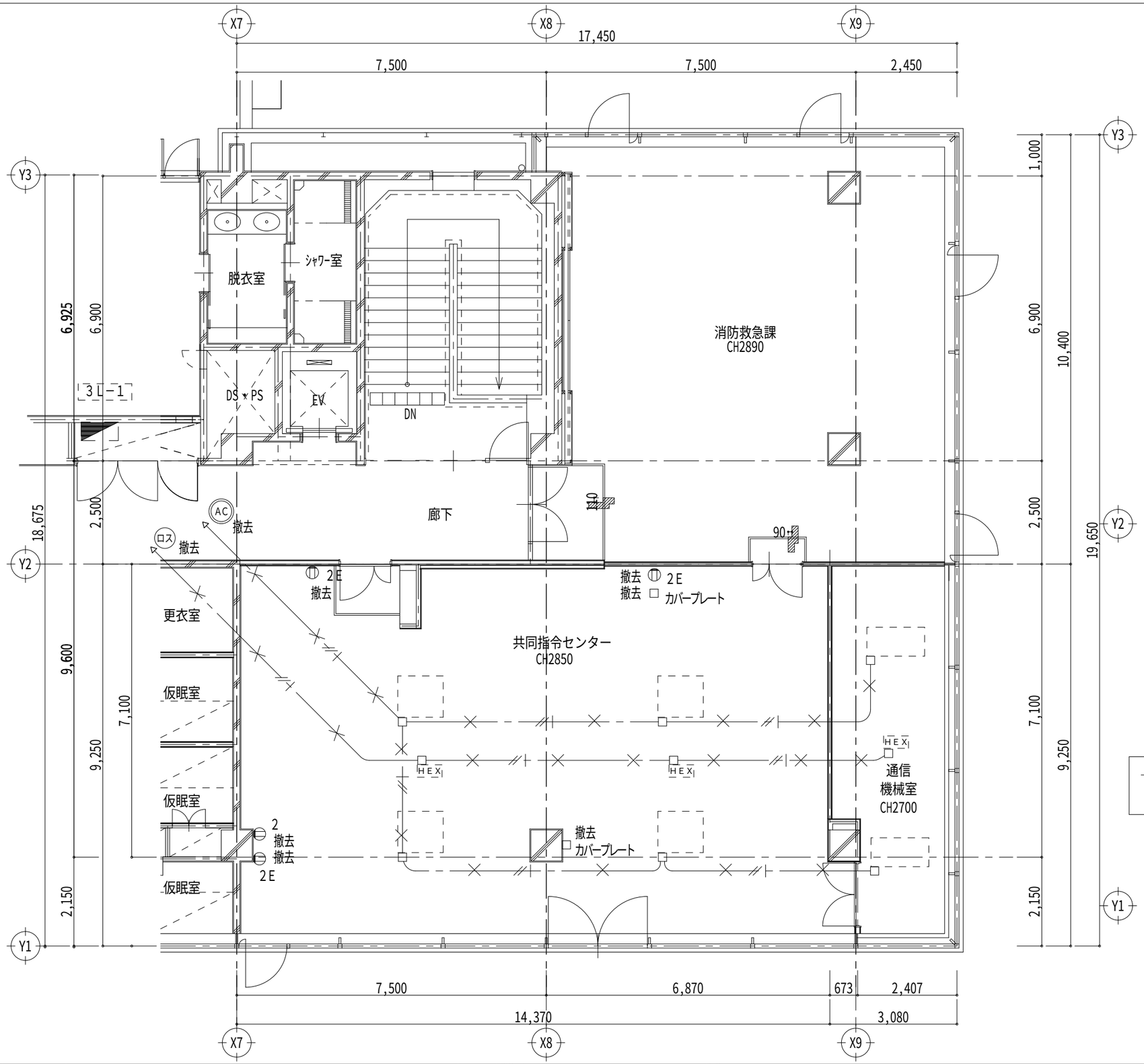

VVF2.0-3C (1Cアース)

× ；撤去をしめす。

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称		縮尺
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事		
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 動力コンセント、空調換気電源設備　撤去　平面詳細図		1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT21		

工事名称

仕　様　書

Ｉ　工　事　概　要

1 工　事　場　所　　三重県津市久居明神町2276地内

2 建　物　概　要

建物名称	構造及び階数	延面積（㎡）	消施令の適用	備　考
津消防本部	ＲＣ造 ４階建	3.807.563㎡	――	

3工　事　種　目

工事種目 ＼ 建物別及び屋外その他	建物：消防本部	建物	建物	建物	屋外その他
●空気調和設備	○				
●換　気　設　備	○				
●衛生器具設備					
●屋内給水設備					
●屋外給水設備					
●屋内排水設備					
●屋外排水設備					
●消火設備					
●給　湯　設　備					
し尿浄化槽設備					
●ガ　ス　設　備					

4 事前使用　・無　・有（　　　　　　　　　　　　　）

ＩＩ　工　事　仕　様

1 共　通　仕　様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（　最新版　）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)（　最新版　）」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)（　最新版　）」（以下、「標準図」という。)による。

2 特　記　仕　様

（1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項は、無印あるいは⊙印のものを適用する。
（3）●印又は・印のついたものは適用しない。

設　計　図　書　優　先　順　位

設計図書中に相互に差異のある場合の優先順位は次の通りとする。
ただし、現場説明事項及び質疑回答書は最優先とする。
1．特記仕様書　2．設計図面　3．標準仕様書　4．

項　目	特　記　事　項

第　1　編　　一　般　共　通　事　項

①機　材　等

（1）本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等ののものとする。ただしこれらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
（2）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、その判断の基準、配慮項目を満たすものとする。
（3）化学物質を放散する建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂材、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとうりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施工令第２０条の５第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種	①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 ②建築基準法施工令第２０条の５第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥo 規格品 ④旧ＪＩＳのＦｃo規格品

2 保険及び保証
・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出）
・請負業者賠償責任保険　　（保険証の写しを提出）
保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）

3 建設共済等
下記の制度について加入すること。
・法定外労災補償制度　　（加入証明書の写しを提出）
・建設業退職金共済制度　　（掛金収納書を提出）
共済証紙購入額　　請負額の0.5／1000以上
ただし、建設業退職共済については請負額が500 万円以上の場合とする。
※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。
※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。

④工事実績情報の登録　工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス(CORINS)に登録すること。

5 施工体制台帳の提出　**建設業法の定めにより、施工体制台帳を作成する工事はその写しを提出のこと。**

⑥施工業者の選定　営繕工務課設備工事の実績を有する者又は市の承諾を得た者。

資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

7 監督員事務所　・　設ける　　・　設けない

⑧工事用電力・水・その他
⊙　工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
・　市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。

9 産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。

10 電気保安技術者の適用　・　設ける　　・　設けない

11 技能士の適用
・　配管施工（建築配管作業）　・　熱絶縁施工
・　冷凍、空気調和機器施工　　・　建築板金施工

⑫機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書によるほか特記による。
（ガス湯沸器、消火機器は除く。）

13 工事用仮設物　構内につくる事が　・　できる　　・　できない

14 足場・さん橋類
・別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置とする。
・改修工事の場合は、改修標準仕様書第1編2.2.1 によるほか下記による。
・内部仮設足場等（　　　種　・　　　種）
・外部仮設足場等（　　　種　・　　　種）

15 残　土　処　分
・　構内指示の場所に敷きならし　・　構内指示の場所に堆積
・　構外搬出適切処理　　　　　・　現場説明による処理

16 埋　戻　し　土
・　根切土の中の良質土　・　山砂類　・　共通仕様書による。

⑰発生材の処分
・引き渡しを要するもの（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
・特別管理産業廃棄物あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
⊙引渡しを要しないものは、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱等の関係法令等に従い、構外搬出適切処理とする。廃棄物管理票マニフェスト）確認表を作成し、監督員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。
・撤去機器のフロンガスは、全て回収し関係法令に従い適切に処理する。

⑱工　事　記　録
工事記録は以下のように行うこと。
○工事写真
埋設部、いんぺい部　　　施工工程材料の使用区分　　　完成写真
※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。
○工事日報、納品伝票
工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。

⑲完成時の提出図書
監督員の指示により下記のものを提出する。
⊙　工事完成図（設計図＋施工図）
⊙　完成図データＣＤ－Ｒ（ＰＤＦ・ＣＡＤ）
・　完成図　陽画複写紙　（Ａ４版に製本したもの）
⊙　完成図　陽画複写紙　（電気設備図と併せて二つ折り製本したもの、３部）
⊙　保全に関する資料等

20 測　定　表
つぎの測定表を提出する。（但し、温度は冷暖可能なタイプでも冷房又は暖房のみとする）
・　温度　・　湿度　・　風量　・　騒音　・　振動

21 容量等の表示
機器類の能力、容量等は原則として表示された数値以上とする。
電動機出力等は原則として表示された数値以下とする。

㉒耐　震　措　置
耐震施工の範囲はつぎによる。
・　建物に設置される重量100kg以上の機器
・　明記された機器（重要機器・重要水槽類）
設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所）最新年度版」による。
（１）設計用水平地震力
機器の重量［kgf］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	耐震安全性の分類：・特定の施設（・甲類・乙類）重要機器・水槽	・特定の施設 一般機器・水槽	⊙一般の施設（乙類）重要機器・水槽	⊙一般の施設 一般機器・水槽
上層階、屋上及び搭屋	2.0 （2.0）〈2.0〉	1.5 （2.0）〈1.5〉	1.5 （2.0）〈1.5〉	1.0 （1.5）〈1.0〉
中間階	1.5 （1.5）〈1.5〉	1.0 （1.5）〈1.0〉	1.0 （1.5）〈1.0〉	0.6 （1.0）〈0.6〉
地下階 一階	1.0 （1.0）〈1.5〉	0.6 （1.0）〈1.0〉	0.6 （1.0）〈1.0〉	0.4 （0.6）〈0.6〉

（注）１．（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
２．〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
３．上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
10～12階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階
重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。
・　重要機器
・　消火設備・　　　　・
・　　　　・　　　　・
・　重要水槽類（　受水槽　　　・　　　　・　　　　）
（２）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

㉓防振吊り金物及防振支持金物
次の配管には、防振吊り金物（・　シングル　・　ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。
・　口径 65A以上の配管（・　冷温水　　冷却水　・　揚水）
・　次に示す配管

24 管溶接部の検査
標準仕様書第２編 2.5.13.12　の溶接部の非破壊検査の適用
・　不要　　　・　要

25 配　　　管
・地中埋設配管（排水管を除く）
１）地中埋設標　　　・　要　　　　　　・　不要
２）埋設表示用テープ　・　要　　　　　　・　不要

26 弁　の　耐　圧
つぎの弁は、10kgf/㎡　とする。
水道直結系配管に使用する弁（水道供給者承認品
油系配管に使用する弁（ただしマレーブル弁とする。）
特記のない弁は、ＪＩＳ 5kgf/cm²とする。

27 鋳鉄製弁類
ライニング弁類の使用範囲
・　共通仕様書による　・　使用しない

28 防　振　継　手　・　合成ゴム製　　・　ベローズ形

29 可　撓　継　手　・　合成ゴム製　　・　ベローズ形　　・ステンレス製

30 管　の　防　食
保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね１回巻きとする。ただし排水管は除く。

㉛保　温　材

保温材の種類	区分
グラスウール保温材	⊙ 給水管（屋内）　⊙ 排水管(ドレン管)　・ ろ過管 ⊙ 温水管　・ 冷水管　・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト　・ スパイラルダクト ・ ヘッダー　・ タンク　・ 膨張管（屋内部）
ロックウール保温材	・ 給水管　・ 排水管　・ 給湯管 ・ 温水管　・ 冷水管　・ 冷温水管 ・ 長方形ダクト　・ スパイラルダクト ・ ヘッダー　・ タンク　・ 蒸気管
ポリスチレンフォーム保温材	⊙ 給水管　・ 排水管　・ 膨張管（屋外部） ・ 冷温水管　・ ヘッダー（※）・タンク（※） （※）冷水、冷温水のみ適用可

㉜保温外装材
⊙SUS製ラッキング　・樹脂製ラッキング　・カラー亜鉛鉄板　・その他　　）

33 他工事との取合い
スリーブ、箱入れその他他工事との取り合いは、
・　工事区分表による。
・　下記による。
一次側電線管及び電線は、（・　別途工事　・　本工事）とする。
二次側電線管及び電線は、（・　本工事　　別途工事）とする。
鉄筋コンクリート部の設備機器（盤類、風道、消火栓箱、吸込口、吹出口、換気扇、配管）等のスリーブ、型枠及び補強は、つぎによる。
ただし、大便器用を除く。
スリーブは、（・　本工事　・　別途工事）
型枠は、　（・　本工事　・　別途工事）
補強は、　（・　別途工事　・　本工事）
天井及び壁面に取付ける設備機器等用の下地組み及びボード類の切り込みは、　（・　本工事　・　別途工事）
既存鉄筋コンクリート床及び壁等の設備機器等用のはつり、荒補修及び仕上げ補修は、つぎによる。
はつりは、　（・　本工事　・　別途工事）
荒補修は、　（・　本工事　・　別途工事）
仕上げ補修は、（・　別途工事　・　本工事）
既存の天井及びボード類のはがし及び復旧は、
（・　別途工事　・　本工事）

㉞は　つ　り
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

35 既設との取合い
本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。

36 ス　リ　ー　ブ
・　亜鉛鉄板　・　紙チューブ　・　つば付鋼管
・　塩化ビニル管

㊲管　の　支　持
屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。

38 塗　　　装
・下記の金属電線管は塗装を行う。
・　屋内露出　・　屋外露出　・排水槽内露出部分
・下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
・　機械室　・　倉庫　・　電気室

㊴試　　　験
既設配管の接続等で通常の試験が困難な場合は、漏れ、詰まりがない事を目視で確認する。
保温、埋設直前に、給水給湯系：２４時間常圧耐圧確認、排水系：通水確認

第　3　編　　空　気　調　和　設　備　工　事

空　気　調　和　設　備

1 設　計　条　件（温湿度調整目標値）

	屋外 温度（ＤＢ）	屋外 湿度（ＲＨ）	屋内 温度（ＤＢ）	屋内 湿度（ＲＨ）
夏期	℃	%	℃	%
冬期	℃	%	℃	%

②配　管　材　料
冷温水管　・　配管用炭素鋼鋼管（白）
　　　　　・　耐熱性ライニング鋼管（ＨＶＡ，Ｈ－ＦＶＡ，Ｈ－ＦＣＡ）
冷却水管　・　塩ビライニング鋼管（ＶＡ，ＦＶＡ）
　　　　　・　配管用炭素鋼鋼管（白）
排水管　　・　配管用炭素鋼鋼管（白）　○・　硬質塩化ビニル管（ＶＰ）
油配管　　・　配管用炭素鋼鋼管（黒）　（ルームエアコン部分は保温付ＶＰ管）
蒸気配管（往）・　配管用炭素鋼鋼管（黒）
蒸気配管（還）・　ステンレス鋼鋼管　・圧力配管用炭素鋼鋼管

3 パッケージ型空気調和機
・冷暖房能力は、JIS B 8615による表示とする。
・　冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆銅管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。
屋外露出部分は（・ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・保温化粧ケース）によるラッキングを行う。
屋内露出部分は（・ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・保温化粧ケース）によるラッキングを行う。

4 ばい煙濃度計　・　設ける　・　設けない

5 ばいじん量測定口　・　設けない　・　設ける（口径８０φ以上）

6 膨　張　タ　ン　ク　・　ステンレス鋼板製（ＳＵＳ－４４４）　・　鋼板製
据付方法は、標準図（・　施工２４　・　施工２５）

7 地下オイルタンク
・　本体は（・　アスファルト　・　モルタル　・　エポキシ樹脂）により保護を行う。

8 遠隔油量指示計
指示計は、屋内と屋外に設ける。ただし、屋外は防水形とする。

9 ダ　ク　ト
低圧ダクト（・　コーナーボルト工法(長辺の長さが1500mm以下の部分)
・　アングルフランジ工法）とする。
・　高圧１ダクト

10 チャンバー等
空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。
図示されたチャンバーには、寸法（・　400 x 500H ・　500 x 600H）の点検口を設ける。
内張りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。
アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを越えるものは、500×500×300Hとする。

11 吹出口・吸込口　・　鋼製　・　アルミニウム製　・　木製

12 保　温　・　塗　装
・　外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保温を行う
・　隠ぺいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ25 mmの保温材を重ね巻きを行うか、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ＋10 mm以上とする。

13 防煙ダンパー
標準仕様書第３編 1.15.8　によるほか下記による。
・　自動閉鎖機構及び自動復帰機構は電動式とし、定格入力はDC24V 0.7A以下とする。

14 ピストンダンパー
復帰操作（・　遠隔式　・　手元式）

15 瞬間流量計
・　設ける（検出部と指示部一体形）　・　設けない
取付箇所は、（・　ユニット形空気調和機　・　冷温水ポンプ
・　冷却水ポンプ　・　ヘッダーの各送り管　・　ヘッダーの各返り管）とする。
・　指示部を着脱可能なタイプを設ける。（取付位置は、図示による。）
・　瞬間流量計を設けない場合は、ピトー管式流量計用タッピングのみを設ける。

16 圧力計・温度計
取付箇所は前記による。

機器名		計器取付箇所（●印の箇所） 機器入口側 圧力計	機器入口側 温度計	機器出口側 圧力計	機器出口側 温度計	温度計の種類
冷　凍　機	冷却水	○	○	○	○	ガード付 Ｌ形又は円形
	冷　水	○	○	○	○	
直たき吸収式冷温水機	冷却水	○	○	○	○	ガード付 Ｌ形又は円形
	冷温水	○	○	○	○	
パッケージ形空気調和機	冷却水	○	○	○	○	ガード付 Ｌ形又は円形
	温　水	○	○	○	○	
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
空気調和機	冷温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温風暖房機	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温水ボイラ	温　水		○			Ｌ形又は円形
管　寄　せ			○			Ｌ形又は円形

17 機　器　基　礎
ポ　ン　プ　　基礎施工要領（四）　・　標準基礎　・　防振基礎
遠心冷凍機　　基礎施工要領（二）　・　標準基礎
往復動冷凍機　基礎施工要領（二）　・　標準基礎
パッケージ形
空気調和機　　基礎施工要領（三）　・　標準基礎　・　防振基礎　・　既製品基礎
ユニット形
空気調和機　　基礎施工要領（三）　・　標準基礎　・　防振基礎
遠心送風機　　基礎施工要領（四）　・　標準基礎　・　防振基礎
・　防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。

換　気　設　備

①風　　　道
種別　・　長方形風道　⊙　スパイラルダクト　⊙　アルミフレキシブルダクト（接続部）
○　ビニル管

2 防煙ダンパ　空気調和設備の項による。
3 ピストンダンパ　空気調和設備の項による。
4 機　器　基　礎　空気調和設備の項による。

第　5　編　　給　排　水　衛　生　設　備　工　事

衛　生　器　具　設　備

1 大便器洗浄弁　節水機構　・　有（低圧式を除く）　・　無
2 ロータンク　・　普通形（蓋固定式）　・　防露形（蓋固定式）
3 掃　除　流　し　排水口形式は、（・　鎖付き共栓　・　目皿）とする。
4 水　栓（器具付属水栓を含む）　水栓のコマ形式は、（・　節水コマ　・　吊りコマ　・　普通コマ）とする。
5 化　粧　鏡　盗難防止形（・　耐食鏡）

屋　内　給　水　設　備

1 水　槽　据付け架台は、製造者標準仕様（溶融亜鉛メッキ）とする。
2 配　管　材　料
・　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＶＡ，ＦＶＡ）
・　水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＶＤ，ＦＶＤ）
・　ＶＤは土中埋設部およびコンクリート埋込部に適用する。（露出部含む）
3 量　水　器　水道供給者の認定品とする。
4 機　器　基　礎　空気調和設備の項による。

屋　外　給　水　設　備

1 引込納付金　・　要（本工事）　・　不要（別途）
2 量　水　器　・　借用　　・　本工事（水道供給者の承認品とする）
3 量水器桝
・　市規格品（水道局型）
・　標準図ＭＣ形（蓋　・　鋳鉄製〔標準図による〕　・　しま鋼板製６㎜厚）
4 弁　桝　・　市規格品（水道局型）　・　標準図ＶＣ形　・　Ｂ１＋ビニル管
5 配　管　材　料
・　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＶＡ，ＦＶＡ）
・　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＶＤ，ＦＶＤ）※埋設部
・　水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）
・　ポリエチレン管　・ステンレス鋼管
6 配管埋設深さ
地中配管埋設深さ　⊙　300 mm 以上　・　600 mm 以上
・　水道局規定による（水道局直結部分）

屋　内　排　水　設　備

1 ｽﾃﾝﾚｽ流しﾄﾗｯﾌﾟ　・　別途工事　・　本工事
②配　管　材　料
・　配管用炭素鋼鋼管（白）　・　排水用鋳鉄管　・　メカニカル形排水鋳鉄管
・　排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＤＶＬＰ）　・　コーティング鋼管
⊙　硬質ポリ塩化ビニル管（100㎜以下ＶＰ、125 ㎜以上ＶＵ、露出部はカラー管）
・　硬質ポリ塩化ビニルリサイクル三層管（RF-VP）　・　耐火二層管　・　鉛管
③試　　　験　満水試験　・　行う　○・　行わない

屋　外　排　水　設　備

1 インバート桝
・　ＳＤ　小口径桝
（蓋　・ＭＨＡ　・ＭＨＢ　・市規格品　・鋳鉄製防護蓋　⊙樹脂製蓋）
2 た　め　桝
・　ＲＤ　・ＲＥ　・樹脂製
（蓋　・ＭＨＡ　・ＭＨＢ　・市規格品　・鋳鉄製蓋　・樹脂製蓋）
3 配　管　材　料
・　ビニル管（100 ㎜以下ＶＰ,125 ㎜以上ＶＵ）
・　リサイクルビニル管（100 ㎜以下 RF-VP, 125 ㎜以上 REP-VU）
・　陶管　・　配管用炭素鋼鋼管（白）・下水道用ポリエチレン管
・　遠心力鉄筋コンクリート管（　・　外圧管１種　・　外圧管２種）

給　湯　設　備

1 配　管　材　料
・　銅管　・　被覆銅管　・　保温付被覆銅管　・　ステンレス鋼管
・　耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＳＧＰ－ＨＶＡ）
・　外面被覆耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管（ＷＨＴＬＰ）（シャワー室内露出部）
2 保　　　温　減圧水槽　・　要　・　不要

消　火　設　備

1 屋内消火栓箱
・　ＨＢ－１Ａ　・　ＨＢ－１Ｂ　・　ＨＢ－２Ａ
・　ＨＢ－２Ｂ　・　ＨＢ－３Ａ　・　ＨＢ－３Ｂ
箱内に発信機及び電鈴取付用の板を設ける。
2 屋外消火栓箱　・　ＨＢ－２１　・　ＨＢ－２２
3 配　管　材　料
・　配管用炭素鋼鋼管（白）　・　外面被覆鋼管（白）
・　圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch 40）
4 保　　　温
呼水槽　・　不要　・　要
屋外露出配管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5 の給水管の項による。

ガ　ス　設　備　工　事

1 ガスの種類
・　都市ガス（施工についてはガス供給者規定とする。）
・　液化石油ガス
2 配　管　材　料
地中埋設部・塩化ビニル被覆鋼管　・ポリエチレン管　⊙配管用炭素鋼鋼管（白）
・ポリエチレン被覆鋼管　・ナイロン被覆鋼管
露出部及びコンクリート埋込み部
・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩化ビニル被覆鋼管
3 配管埋設深さ　地中配管埋設深さ　・　300mm 以上　・　600mm 以上　・　　　mm
4 ガスメータ　・　借用　・　本工事
5 ガスボンベ　・　借用　・　本工事
ボンベ容量：　・　10kg　・　20kg　・　50kg　ボンベ本数12 本
6 耐震ガス遮断器　・　設ける　・　設けない
7 ガス漏れ警報器　・　設ける（電気工事）　・　設けない
8 試　　　験　保持時間は、２５分以上とし、記録計による測定表を提出する。
9 そ　の　他
ガスボンベ転倒防止の鎖は、（・　本工事　・　別途工事）とする。
ガスボンベ置場のコンクリート基礎は、（・　別途工事　・　本工事）とする。

し　尿　浄　化　槽　設　備　工　事

1 処理種別及び構造
・　合併処理（・　接触ばっ気方式　・　長時間ばっ気方式
・　回転板接触方式　・　　　　　　）
2 処　理　能　力　処理対象人員　　人　容量　　㎥／日
3 本　体　構　造　・　コンクリート製（・　現場施工形　・　ユニット形）　・　ＦＲＰ製
4 放　流　水　質　ＢＯＤ　　mg／l以下
5 マンホールふた　・　製造者標準品　・　ＭＨＡ　・　ＭＨＢ
6 臭　　　突　立上り部はコンクリートにて５００Ｈ　まで根巻きをする。
7 スラブ負荷重　・　土圧のみ　・　200kgf／m²　・　350kgf／m²　・　800kgf／m²
8 排　水　方　式
・　自然流下
・　ポンプ排水
（ポンプ槽内径　　mm，ＧＬよりの深さ　　m以上
ただし深さが 1.2m以上の場合はタラップ付とする。）
9 送　風　機　室
・　不要　・　要（・　別途工事　・　本工事）
・　独立設置形（・　地上式　・　地下式）　・　槽と一体形
10 消　毒　剤　固形剤とし、予備品 2 kg（容器入り）を納入する。
11 槽内にある鋼管類の防食
・　タールエポキシ樹脂塗料３回塗りを行う。
・　土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。
12 そ　の　他
電気工事及びコンクリート工事の内、共通仕様書第２編４.３.１並びに　５.４.１の当該事項は、専門業者の責任施工とする。

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者	津市
課長	主幹 / 課長補佐 / 係長 / 係
名称	三重中央消防指令センター総合整備工事
図名	津市消防本部　改修工事 機械設備工事特記仕様書
縮尺	no scale

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT22		

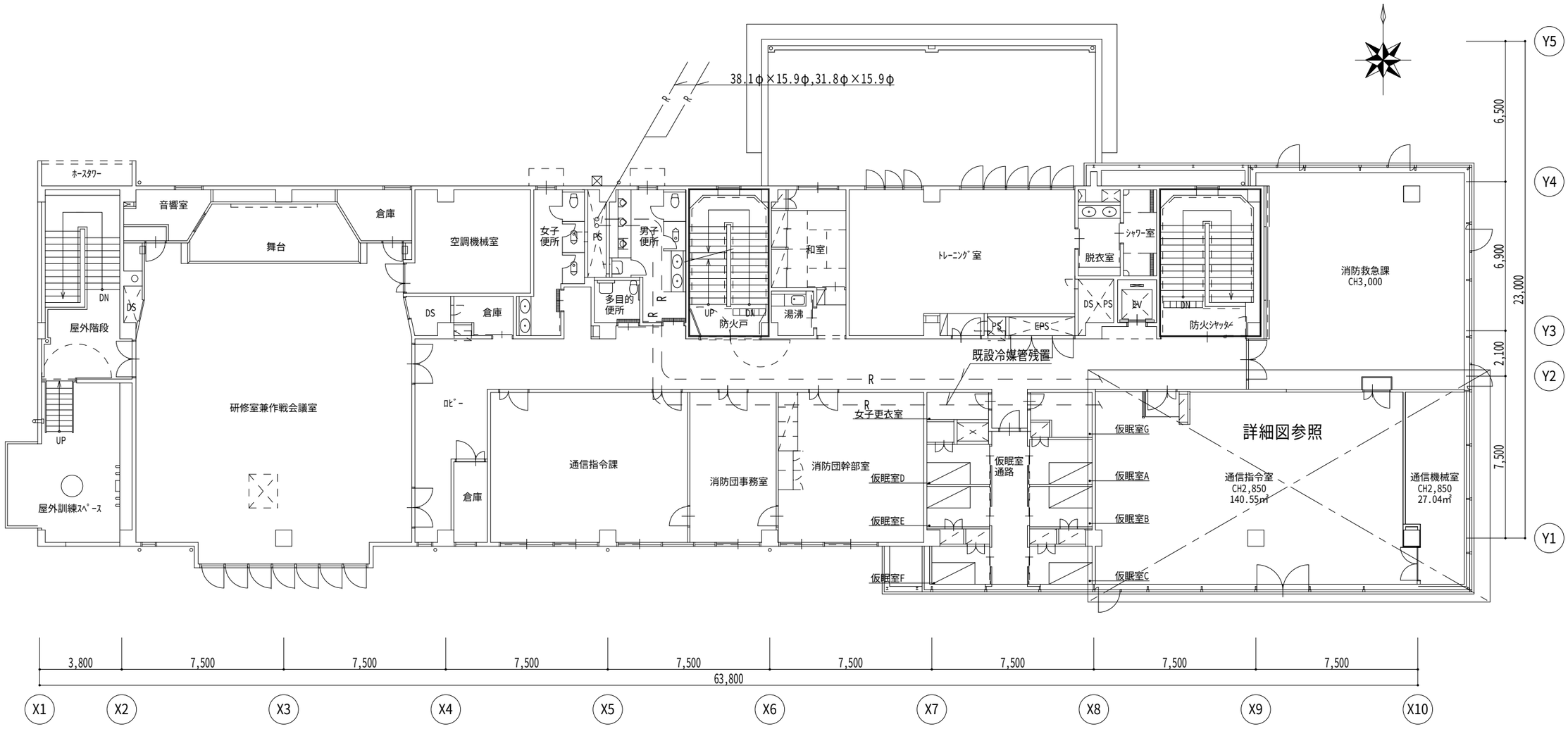

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津市消防本部改修工事 空調設備　撤去　平面図（改修前）	縮尺 1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT23		

空調機器表（撤去）　空冷ヒートポンプ式				
記号	形式･名称	仕様	台数	設置場所
ACP-15	ビル用マルチエアコン	冷房能力：45.0 kW　暖房能力：50.0 kW	1	R階
	室外機	三相 200 V		
ACP-15A	ビル用マルチエアコン	冷房能力：11.2 kW　暖房能力：12.5 kW	4	３階
	室内機（天カセ形４方向）	単相 200 V　標準パネル		通信指令室
ACP-16	ビル用マルチエアコン	冷房能力：35.5 kW　暖房能力：40.0 kW	1	R階
	室外機	三相 200 V		
ACP-16A	ビル用マルチエアコン	冷房能力：14.0 kW　暖房能力：16.0 kW	2	３階
	室内機（天カセ形４方向）	単相 200 V　標準パネル		通信機械室
R	ワイヤードリモコン		2	

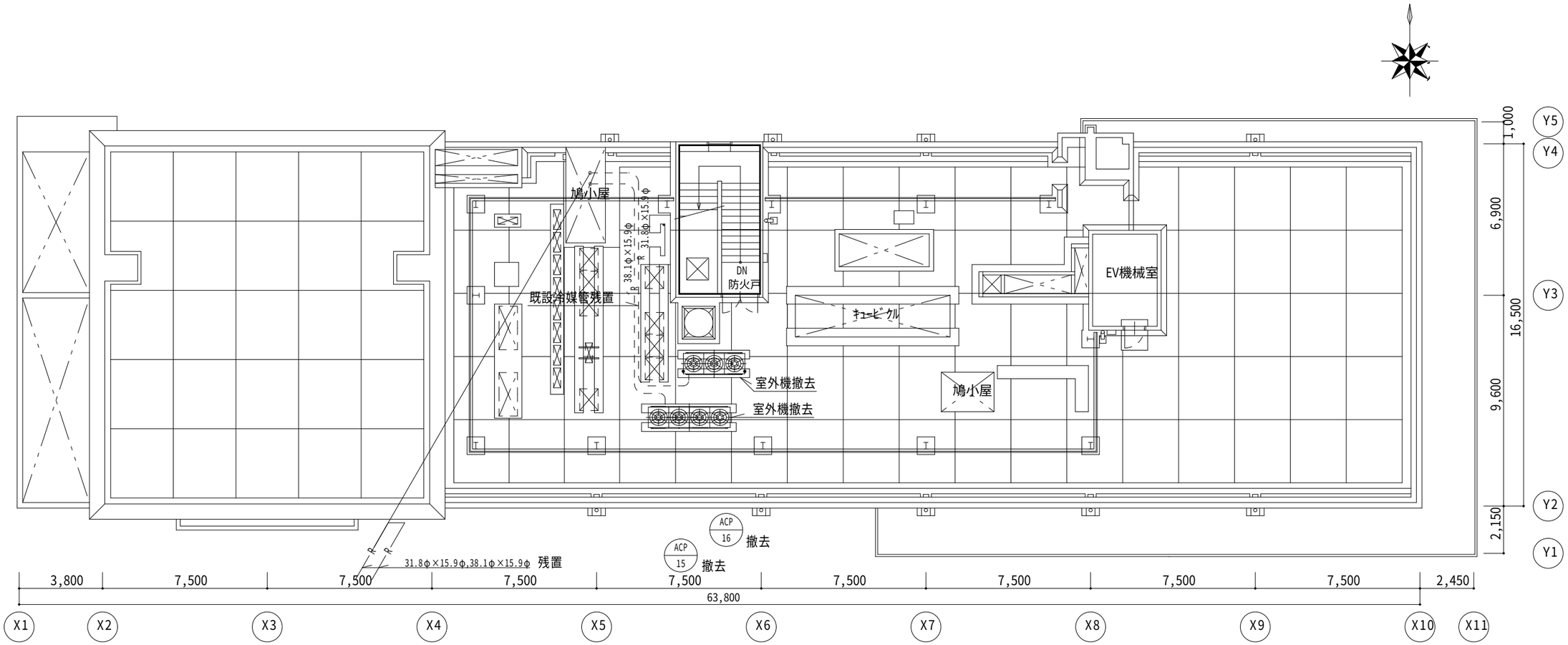

R階　平面図　S＝1／200

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 空調設備　撤去　屋上平面図（改修前）	縮尺 1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT24		

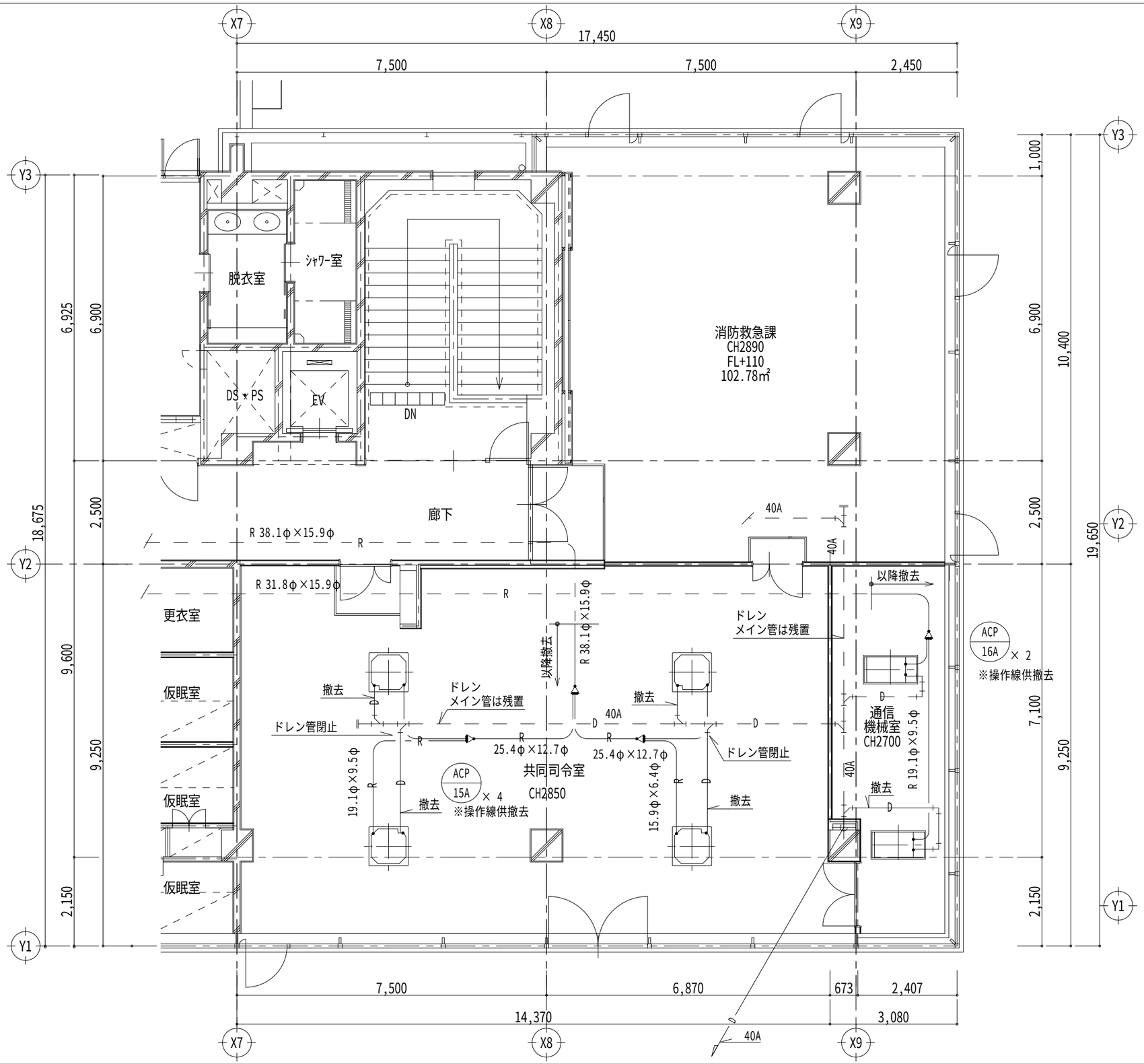

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 空調設備　撤去　平面詳細図（改修前）	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT25		

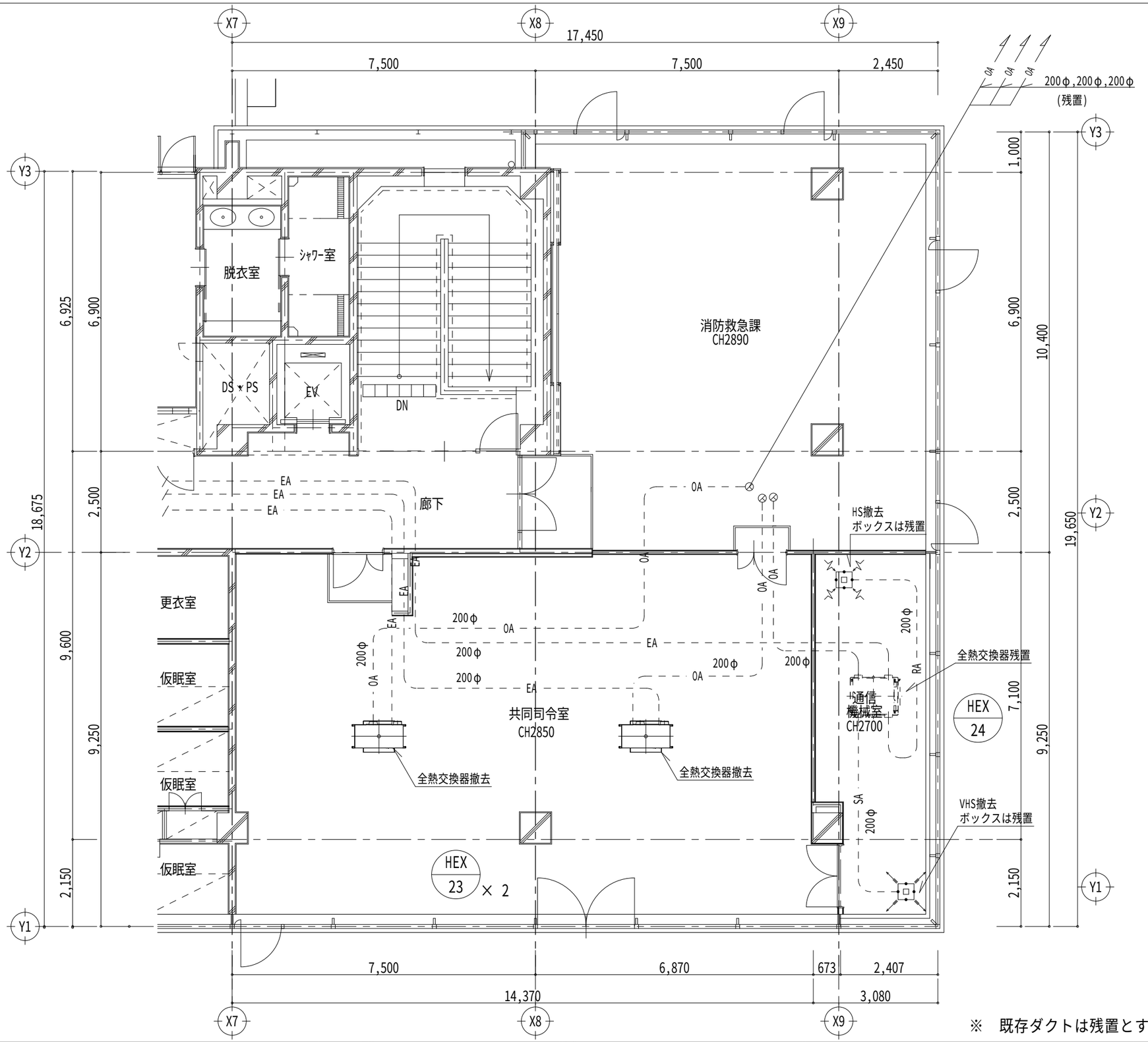

※　既存ダクトは残置とする。

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 換気設備　撤去　平面詳細図（改修前）	縮尺 1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT26		

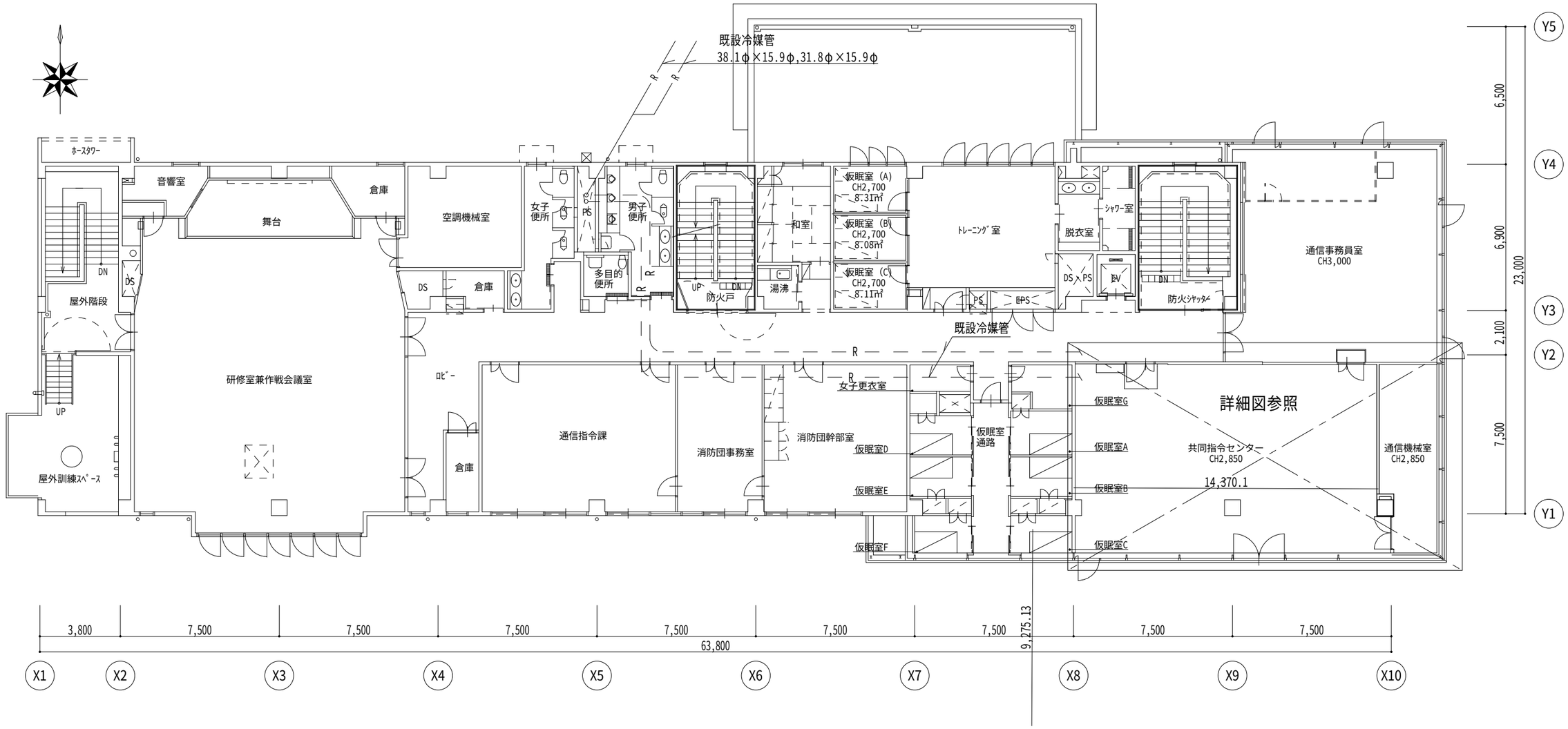

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 空調設備　平面図（改修後）	縮尺 1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT27		

空調機器表

記　号	機　器　名	機　器　仕　様	電源容量　(kw)		台数	設 置 場 所	備　　考
			Φ　V	消費電力			
ACP−15	マルチエアコン	室外機 (更新用)	3Φ−200V	冷房　13．7	1	屋上	防振架台
	RQYP450FC	冷房能力　45．0kw		暖房　15．2			
		暖房能力　50．0kw					
ACP−15A	室内機	形　　式　天井吊形	3Φ−200V	冷房　0．242	3	共同指令センター	防振吊金物
	FXYHP160NB	冷房能力　16．0kw		暖房　0．287			
		暖房能力　18．0kw					
		付 属 品　ドレンアップキット、リモコン　他一式					
ACP-16	パッケージエアコン	形　　式　天井吊形	3Φ−200V	冷房　9．75	1	通信機械室	室外機:防振架台
	SSRH280CD	冷房能力　25．0（11．3〜28．0）kw		暖房　8．57			室内機:防振吊金物
	RSRP280C	暖房能力　28．0（12．6〜35．0）kw					
	FHP140FB　x2	付 属 品　リモコン　他一式					
HEX−23	全熱交換器	形　　式　天井カセット形	1Φ−100V		1	共同指令センター	防振吊金物
	SSRH280CD	風　　量　500m3／h					
		静　　圧　10．0　Pa					
		付 属 品　インテリアパネル　リモコン　他一式					

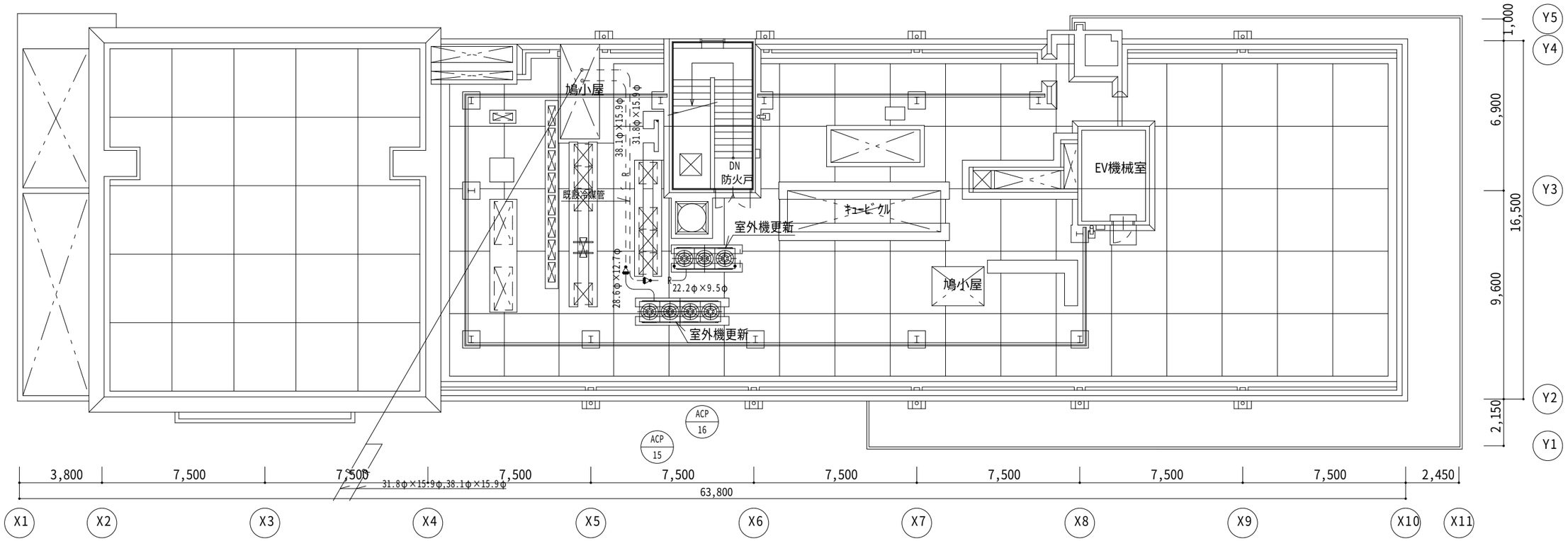

R階　平面図　S＝1／200

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 津消防本部　改修工事 空調設備　屋上平面図(改修後)	縮尺 1/200

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT28		

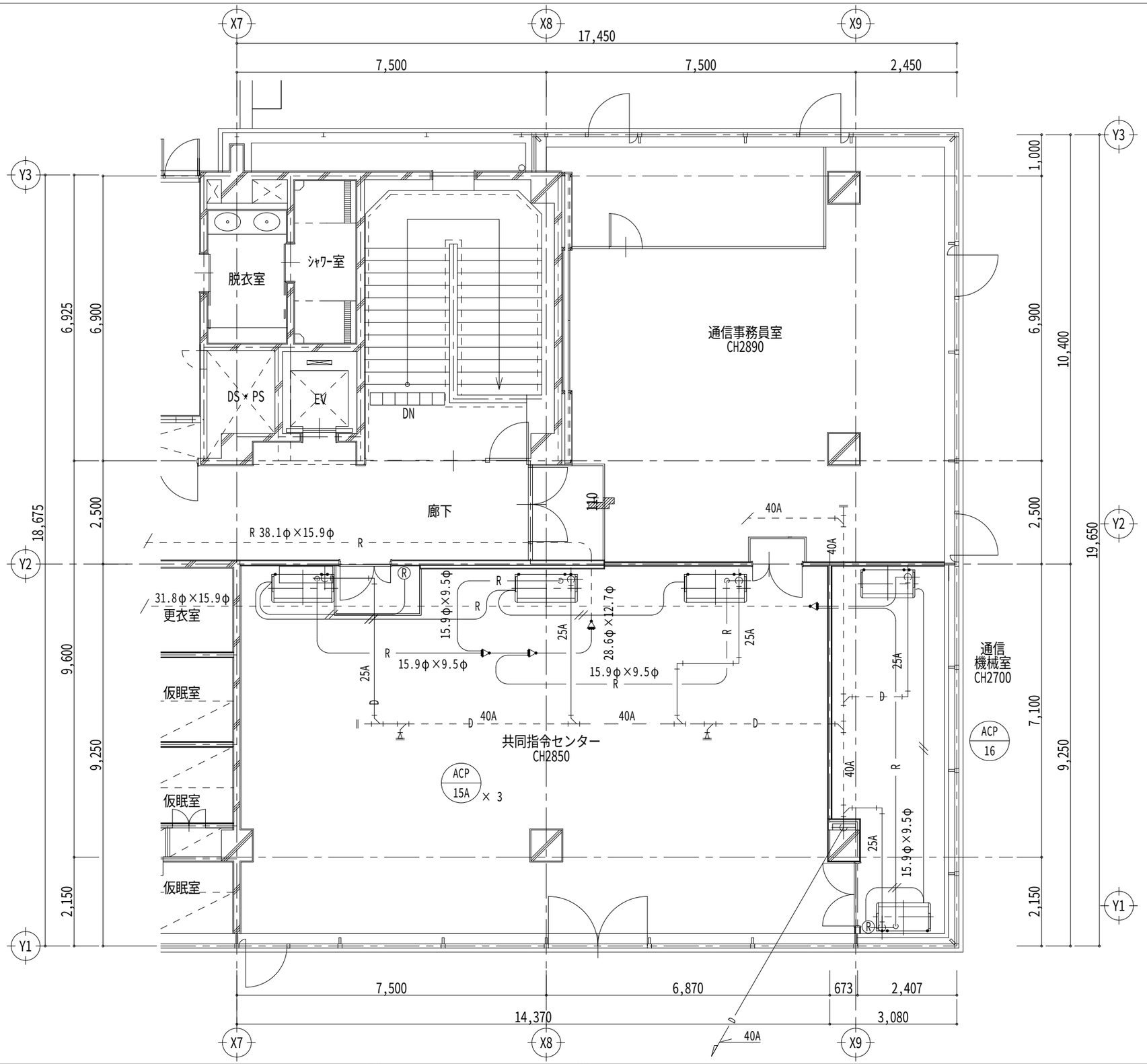

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津消防本部　改修工事 空調設備　平面図（改修後）	1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT29		

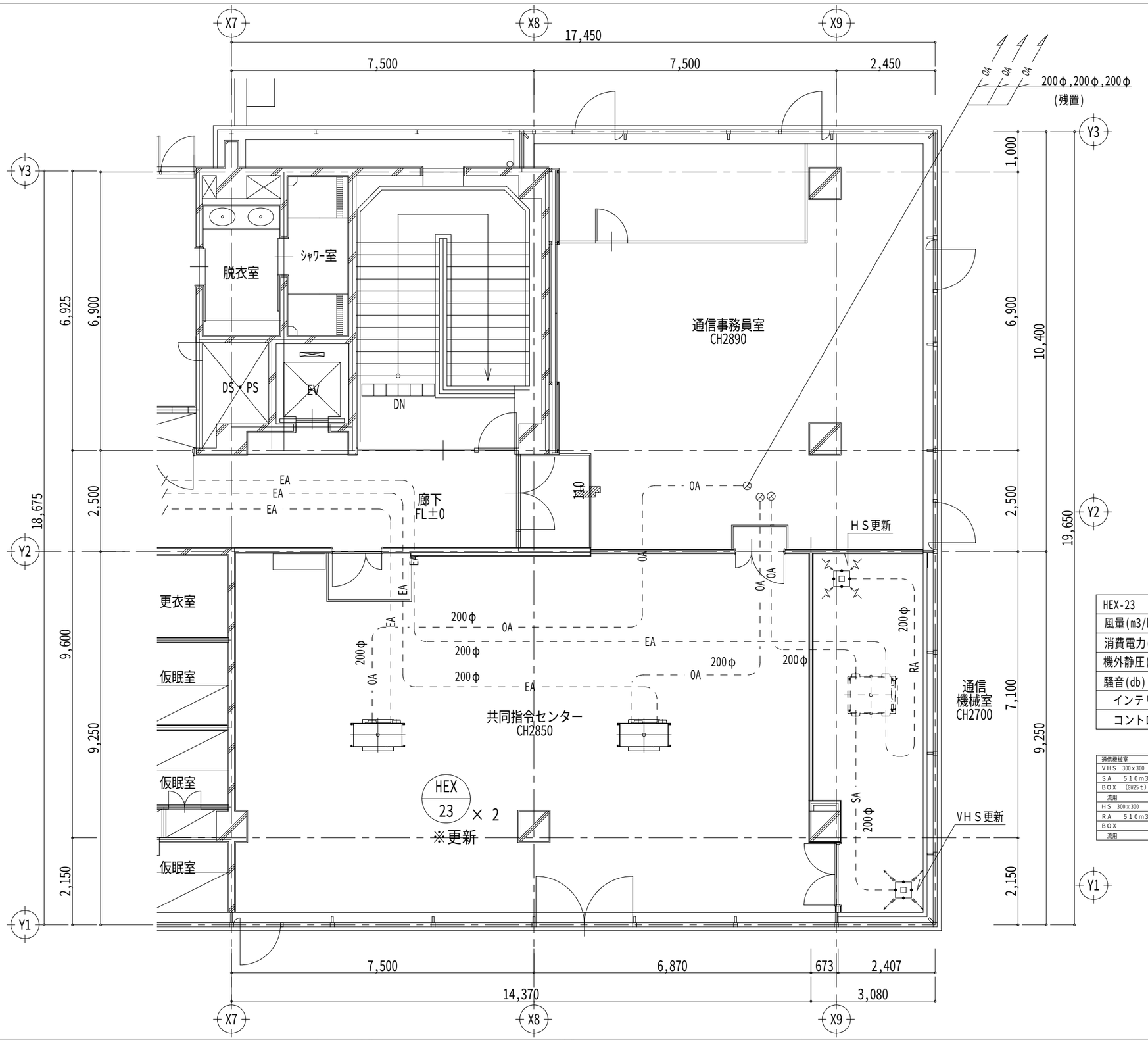

HEX-23		数量
風量(m3/h)	350	2
消費電力(W)	156	
機外静圧(Pa)	5	
騒音(db)	31	
インテリアパネル、防振ゴム		
コントロールスイッチ		

通信機械室	
VHS 300x300	1
SA 510m3	
BOX (GI25t)	
流用	
HS 300x300	1
RA 510m3	
BOX	
流用	

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					津消防本部　改修工事 換気設備　平面図（改修後）	1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KT30		

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　鈴鹿市消防本部　改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　三重県鈴鹿市飯野寺家町217-1 地内

2　敷地面積　9,273.44㎡

3　工事内容　指令室改修工事

　棟名称　本庁舎棟

　構造　RC造4階建て

　建築面積　2,327.42㎡

　延べ面積　5,725.03㎡

　工事項目　改修工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項

1 一般共通事項

① 適用基準等

1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
3）建築物解体工事共通仕様書
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
4）建築工事標準詳細図
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）

② 施工条件

施工方法及び検査に関する事項
※　工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
※　工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
※　本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
※　特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規　制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手すること。
※　工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
※　場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。
※　工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。
※　大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。
※　工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
※　工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。
※　工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
※　設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
※　高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。

③ 発生材の処理等 (1.3.12)

本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

・分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	(・)有 ・無	・手作業 (・)手作業、機械作業の併用
その他 （　　）	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

(・) 引き渡しを要するもの　((・) 無　・　　)
・　特別管理産業廃棄物　・　有（・PCBを含む機器類　・廃油、廃酸、廃アルカリ　・ダイオキシン類
　・水銀を含む特別管理産業廃棄物　・廃水銀等　）
　処理方法（　　）
・　水銀使用製品産業廃棄物　・　有（　・　蛍光ランプ　・　HIDランプ　・（　　））
「水銀廃棄物ガイドライン」（第２版）（平成31年3月　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。
(・) 石綿含有成形板等解体時の留意点
1.手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。
2.可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。
3.飛散されない様にすること。
4.保護具及び作業着を着用すること。
5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。
6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。
・　現場において再利用を図るもの　（　　）
・　再資源化を図るもの　・　コンクリート塊
　・　アスファルトコンクリート塊
　・　建設発生木材
　・　（　　）

引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。
引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

④ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。
なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

⑥ 電気保安技術者 (1.3.3)

・ 配置する

⑦ 技能士 (1.7.2)

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

⑧ 施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲及び調査方法　(・) 工種別の特記による

9　調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)

補修方法　・　図示（図面番号：　　）・（　　）

10　建築材料等

1）　本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。
2）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

11　化学物質の濃度測定 (1.6.9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校,教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数　・　図示（図面番号：　　）・（　　）
測定方法（　・　パッシブ法　・　アクティブ法）
測定時期　・（　　）
報告書提出部数　２部

12　特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

13　騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

14　工事写真 (1.2.4)

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（最新版)）に従い撮影する。
提出部数１部　用紙は上質紙とする。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。

15　完成図等 (1.8.2) (1.8.3)

作成する　（(・) 完成図　・　保全に関する資料　・（　　））
完成図作図範囲（設計図を訂正）
完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本２部（原図サイズ）により提出すること。

16　完成写真

(・)デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。
（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部
箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

17　設備工事との取合い

施工範囲
・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
・　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ
施工図
・　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

18　既存部分等への処置 (1.3.13)

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

19　事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

20　消防提出書類

1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
(・)本工事（(・) 建築工事　・　電気設備工事　・　機械設備工事）　・　別途工事
2）　防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

21　労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

22　不正軽油の使用の禁止

1）　一般事項
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
2）　調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3）　是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

23　屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

24　石綿含有建材の調査 (1.5.1)

(・)石綿含有建材の事前調査
調査範囲　・図示（図面番号：　）　(・)（改修範囲　）
貸与資料　・既存の設計図書　・石綿含有建材の調査報告書　・（　　）
・分析調査
分析対象　アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4
	・箇所数(　　)	・箇所数(　　)
	・箇所数(　　)	・箇所数(　　)

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図面(図面番号：　　)　・（　　）
(・)石綿含有の可能性がある建材は、みなし扱いとし、撤去処分を行う。

2　仮設工事

1　騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)

・　防音パネル　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）
・　防音シート　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）

② 足場

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年４月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(２)手すり据置き型方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(2.2.1)
(表2.2.1)

内部足場の種別（参考）　(・) 脚立　・　棚足場　・その他（　　）
外部足場の種別（参考）　・　手摺先行据置枠組本足場　・　移動足場　・　高所作業車
　・　その他（　　）
外部足場設置範囲（参考）　・　外部改修部　・　設備改修部　・　昇降用　・　転落防止用
防護シート等による養生　・　適用する　・　適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
1）　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2）　労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
3）　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１）又は２）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

③ 既存部分の養生 (2.3.1)

既存部分の養生　・　図示（図面番号：　　）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（　　）
保管場所　・　構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
・　行う　(・) 行わない

4　仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)

屋内の仮設間仕切り　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種
合板　厚さ　・　９㎜　・（　　）
せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・（　　）
合板又は石こうボードの塗装　・　行う　・　行わない
仮設扉　設置箇所　・　図示（図面番号：　　）
仕様　・　合板張り木製扉　・　（　　）

⑤ 監督員事務所 (2.4.1)

・　構内建物内の一部を使用する。
・　設置する　(・) 設置しない
監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6　監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1)(2)(7)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

⑦ 仮設便所

構内既存の施設
・　利用できる　(・) 利用できない

⑧ 工事用水

構内既存の施設
(・) 利用できる（　・　有償 (・) 無償）　・　利用できない

⑨ 工事用電力

構内既存の施設
(・) 利用できる（　・　有償 (・) 無償）　・　利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

10　交通誘導警備員

配置　・　図示（図面番号：　　）

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 鈴鹿市消防本部　改修工事 特記仕様書(1)	縮尺 1/50

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KS01		

6 内装改修工事

① 一般事項
(6.1.3)(2) 既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
⊙ 天井	・ 図示（図面番号： ）
⊙ 壁	・ 図示（図面番号： ）
⊙ 床	・ 図示（図面番号： ）

(6.1.3)(3) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
・ 図示（図面番号： ） ・（ ）

(6.1.3)(5) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・ 図示（図面番号： ） ・（ ）

② 既存床撤去、下地補修
(6.2.2)(1)(ｲ) 既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
・ 行う ⊙ 行わない

(6.2.2)(1)(ｲ) 合成樹脂塗り床材の除去等
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

(6.2.2)(3) 改修後の床の清掃範囲
⊙ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・（ ）

3 既存壁撤去、下地補修
(6.3.2) 既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・（ ）

4 木下地等
(6.5.2)(1)(ｲ)
(表6.5.1) 木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）

部材名称	種別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

(6.5.2)(2)(7) 製材
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）
造作用 針葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）
広葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(2)(ｲ) 「製材の日本農林規格」以外の製材
(6.5.2)(2)(ｳ) 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示（図面番号： ）
(表6.5.2) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・（ ）
樹種
(5.5.6)(1)～
(5.5.9)(1)

部位	樹種	県産材

(6.5.2)(3)(7) 造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部位	品名・樹種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・ 図示 （図面番号： ）	・ 図示 （図面番号： ）	
化粧ばり造作用 集成材	・ 図示 （図面番号： ）	・ 図示	・（ ）
化粧ばり構造用 造作用集成柱	・ 図示 （図面番号： ）		・（ ）

(6.5.2)(3)(ｲ) 「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １５%以下 ・（ ）

(6.5.2)(4)(7) 造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(4)(ｲ) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １４%以下 ・（ ）

(6.5.2)(5) 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.2)(6) ・ 合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1) 接合具等
造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ （ ）

(6.5.3)(2) 諸金物
形状、寸法及び材質 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.5)(1) ・ 防腐、防蟻処理
適用部位 図示（図面番号： ）
保存処理性能区分（ ）
薬剤の塗布等の処理方法（ ）
附属書Ａに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する（ ・薬剤の種類（ ） ・ 適用部材（ ））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（ ）

(6.5.5)(2) ・ 防虫処理
・ 図示（図面番号： ）

5 軽量鉄骨天井下地
(6.6.2) 野縁等の種類
・ 屋内 ・ 19形 ・（ ）
(表6.6.1) ・ 屋外 ・ 25形 ・（ ）
(6.6.3) 形式及び寸法
・ 屋外 ・ 図示（図面番号： ）
・ 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ）
・ ふところ≧3.0m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) ・ 図示（図面番号： ）

(6.6.4) 既存埋込みインサート
・ 使用する ・ 使用しない （※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・ 行う（ 図示（図面番号： ））・ 行わない
・ 確認試験の箇所数（ 3箇所） ・ 確認強度（ ）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強
・ 図示（図面番号： ）

⑥ 軽量鉄骨壁下地
(6.7.3) スタッド、ランナー等の種類
⊙ 図示（図面番号： A-05 ）

7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2) 材料
(6.8.2)(1) ・ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
ＦＳ	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2) ・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
ＫＴ			2.0mm	

(6.8.2)(3)(7)(ｲ) ・ 制電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ｳ) ・ 視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(ｴ) ・ 耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ｵ)(ｶ) ・ 防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(5) ・ ゴム床タイル

種類	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1) 工法
下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他（ ）

(6.8.3)(2)(ｳ) ビニル床シート張り
熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

⑧ カーペット敷き
(6.9.2)(1) ・ 織じゅうたん
(表6.9.1)

種別	糸の種類	パイルの形状	制電性	品質の程度	色柄
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ そ毛 ・ 紡糸 ・（ ）	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 人体制電圧 3KV以下 ・（ ）	・（ ）	・ 無地 ・ 柄物

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(2) ・ タフテッドカーペット
(表6.9.2)

パイルの形状	パイル長(mm)	制電性	工法	品質の程度
・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用		・ 人体制電圧 3KV以下 ・（ ）	・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・（ ）

(6.9.2)(3) ・ タイルカーペット
(表6.9.2)

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500	・ カットパイル ・ ループパイル	⊙500×500 ・（ ）	⊙6.5 ・（ ）	⊙（ 中程度 ）

(6.9.2)(4) 下敷き材 ・ 第２種第２号、厚さ８mm ・（ ）
(6.9.2)(5) 見切り、押え金物 ・ 適用する（材質、種類及び形状 ・ 図示（図面番号： ））

(6.9.3)(3) 織じゅうたんの接合方法
・ ヒートボンド工法 ・ （ ）

(6.9.3)(5) タイルカーペットの敷き方

平場	⊙ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）
階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）

9 合成樹脂塗床
(6.10.3)(2)(a) 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
(表6.10.4) ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
(6.10.3)(2)(b) エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
(6.10.3)(3) ・ 薄膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 厚膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑）
(表6.10.5)～ ・ 樹脂モルタル仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 薄膜型塗床仕上げ（・ 平滑）
(表6.10.8)

10 フローリング張り
・ 釘留め工法
(6.11.4)
(表6.11.2)

材料	種別	樹種
・ フローリングボード （根太張用）		・ なら ・（ ）
・ 複合フローリング （根太張用）	・ A種 ・ B種 ・ C種	

防湿処理 ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.5) ・ 接着工法
(表6.11.5)
(表6.11.6)

材種	樹種	厚さ	大きさ
・ フローリングボード（直張用）	・ なら ・（ ）		
・ フローリングブロック（直張用）			
・ 複合フローリング（直張用） ・ A種 ・ B種 ・ C種			

緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.6) 塗替え
下地調整 ・（ ）
塗装
・ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種）
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・（ ）

11 畳敷き
(6.12.2) 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
(表6.12.1) ・ D種の畳床 ＫＴ－（ ・ Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ K ・ N ）

12 せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
⊙ せっこうボード		壁 ⊙ 9.5(不燃) ⊙ 12.5(不燃)
		天井 ・ 9.5(不燃) ・ 12.5(不燃)
⊙ 化粧せっこうボード	⊙ トラバーチン模様	⊙ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
	・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
・ ロックウール化粧吸音板		・ 9(不燃) ・（ ）
	・ 立体模様	・ 9（ ）・（ ）
・ けい酸カルシウム板	・ タイプⅡ0.8FK	

(6.13.3)(4)(ｳ) 合板類の張付け
・ A種 ・ B種

(6.13.3)(6)(7) せっこうボードの目地工法
(表6.13.5) ⊙ 継目処理 ⊙ 突付け ・ 目透し

13 壁紙張り
(6.14.2)

施工箇所	種類	防火性能
消防災害対策室	ビニルクロス	⊙ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃

14 モルタル塗り
(6.15.3) モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
(6.15.5) 既製目地材 ・ 使用する（形状： ）
(6.15.6) 床の目地 ・ 図示（図面番号： ）
下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示（図面番号： ）

15 タイル張り
(6.16.2) 伸縮調整目地
(6.16.3) 位置 ・ 図示（図面番号： ）
タイルの種類

施工箇所	工法	種類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役物	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

(6.16.3)(2) 試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない
既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない

16 セルフレベリング材塗り
(6.17.2) ・ せっこう系 ・ セメント系
(6.17.3) 塗厚（ ）mm

17 断熱材
(9.5.2) 断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ A種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ A種１ ・ A種１H ・（ ）	・（ ）	・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（ ）

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者 津市
課長 主幹 課長補佐 係長 係

名称 三重中央消防指令センター総合整備工事
図名 鈴鹿市消防本部 改修工事 特記仕様書(2)
縮尺 1/50

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KS02		

1 8 フリーアクセスフロア

既設部取り合部： ⊙ボーダー支柱を適宜新設し補強する。

耐荷重性能： ・3000N ・4000N ⊙5000N ⊙ウィスカ対策

・ 既設フリーアクセスフロアの不陸調整

⊙ フリーアクセスフロア モザイクフロア 5000N （藤沢建機（株） 同等品）

9 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計　点
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	計　点
・	測定６	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	計　点
・	測定７	処理作業後シート撤去後１週間以降	処理作業室内	計　点
・	測定８		調査対象室外部の付近	計　点

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・1 ・（　）	・5 ・（　）	・10 ・（　）
試料の吸引時間(min)	・5 ・（　）	・120 ・（　）	・240 ・（　）

(9.1.3)
・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号：　）
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による ・（　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.4)
・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号：　）
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・（　）
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.5)
⊙ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ⊙ 図示（図面番号：　）
石綿含有せっこうボードの処分
⊙ 埋立処分（管理型最終処分場）
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.6)
・ 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号：　）
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」に基づき適切に処理すること。

・ 除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

⊙石綿含有の可能性がある建材は、みなし扱いとし、撤去処分を行う。

2 断熱アスファルト防水改修工事
(9.2.1)～(9.2.3)

改修特記仕様書３章による

3 外断熱改修工事
(9.3.2)

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・ロックウール断熱材	
・グラスウール断熱材	
・（　）	

施工箇所
・ 図示（図面番号：　） ・（　）

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.3.3)
既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・（　）

(9.3.4)
工法
通気層の有無 ・ あり（　mm） ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・（　）
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・（　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

4 断熱・防露改修工事
(9.5.2)

・ 断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・（　）	

施工箇所 ・ 図示（図面番号：　） ・（　）

(9.5.3)
・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ Ａ種１ ・ Ａ種１Ｈ ・（　）
厚さ（mm） ・ 25 ・ 30 ・（　）
施工箇所 ・ 図示（図面番号：　）

・ 現場発泡断熱材
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

(9.5.4)
・断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ［mm］
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有　・無	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有　・無	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有　・無	
・フェノールフォーム断熱材	・有　・無	
・（　）	・有　・無	

施工箇所 ・図示（図面番号：　） ・（　）

5 屋上緑化改修工事
(9.6.1)
(9.6.2)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示（図面番号：　） ・（　）
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示（図面番号：　） ・（　）

(9.6.3)
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・ 適用しない

かん水装置 ・ 設置する（種類 ・　・　）
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6 透水性アスファルト舗装改修工事
(9.5.2)～(9.5.7)
(9.5.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示（図面番号：　） ・（　）
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・盛土	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示（図面番号：　） ・（　）
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂（7μmふるい通過量10%以下） ・（　）	・図示（図面番号：　） ・（　）
・フィルター層	・砂 ・（　）	・図示（図面番号：　） ・（　）

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントＢ種
・ 生石灰（・特号 ・１号） ・ 消石灰（・特号 ・１号）
添加量（　kg/m2）（目標CBR ・５以上 ・　）

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・（　）
厚さ[mm] ・ 0.5～1.0 ・（　）
引張強さ ・ 98N/5cm（10kgf/5cm）以上 ・（　）
透水係数 ・ 1.5×10^ -1cm/sec 以上 ・（　）

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない
現場ＣＢＲ試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示（図面番号：　） ・（　）
路盤材料 ・ 再生材のクラッシャラン
・ クラッシャラン鉄鋼スラグ
・ 図示（図面番号：　）
・（　）

試験
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
・ ストレートアスファルト	・ 図示（図面番号：　） ・（　）

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・（　）

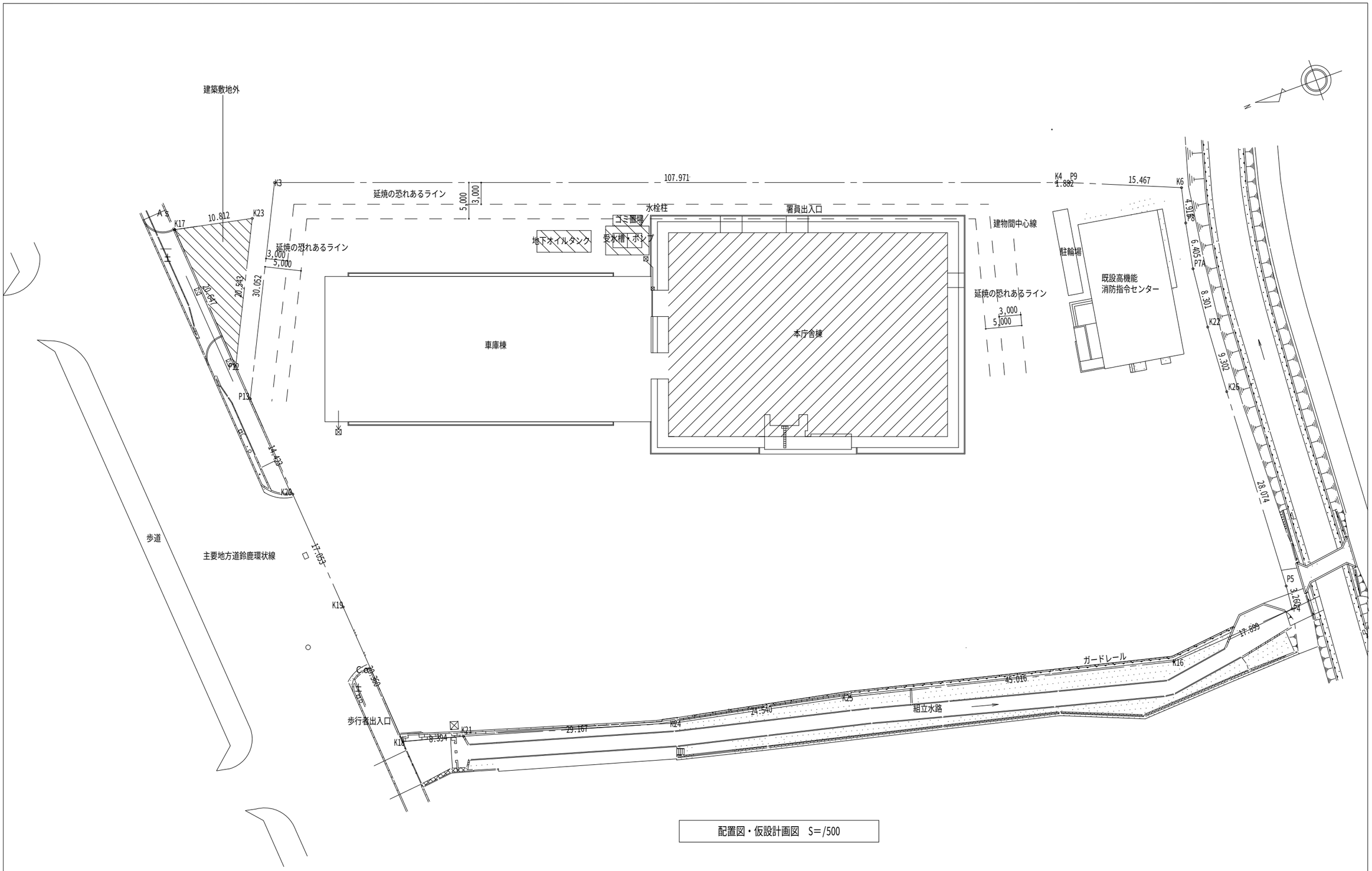

配置図・仮設計画図　S=/500

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 鈴鹿市消防本部　改修工事 配置図	縮尺 1/500

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KS04		

Ⓐ	化粧せっこうボード t9.5
	化粧せっこうボード t9.5 撤去新設範囲
⊠	既設点検口

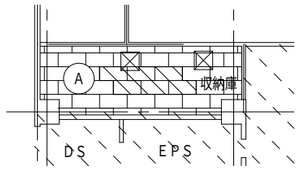

収納庫　天伏図　S=1/200

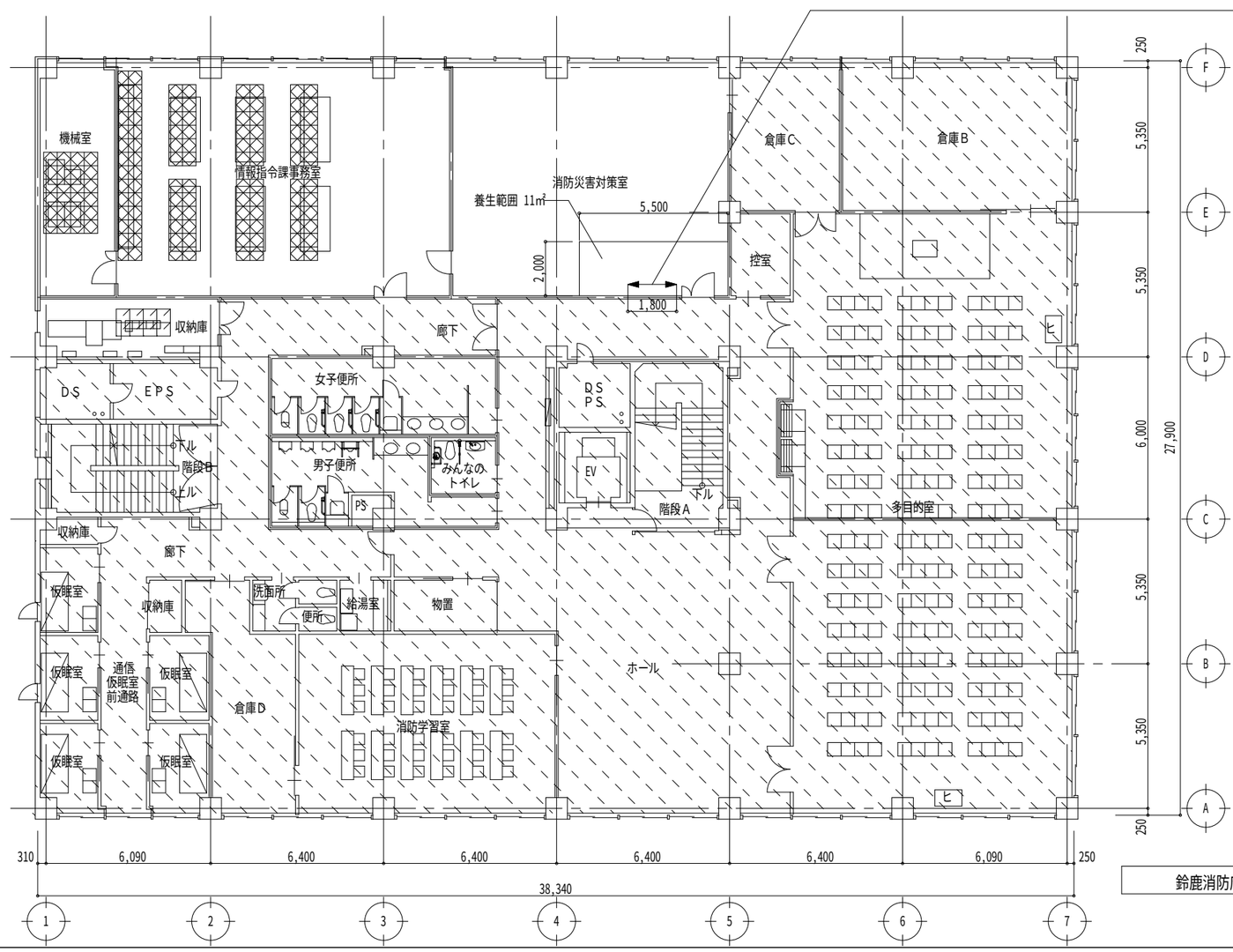

壁：
既設仕上撤去の上、PB9.5t+PB12.5+
ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ（不燃）貼り
巾木：
一部、既設撤去の上、
ﾋﾞﾆﾙ巾木 H75 新設

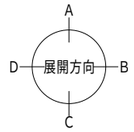

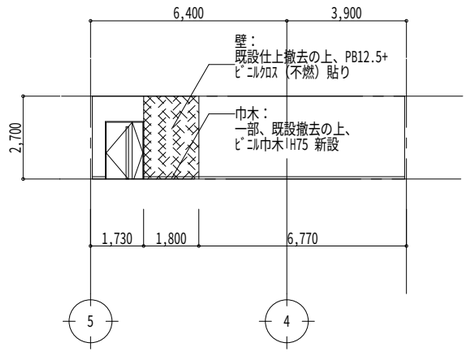

消防災害対策室 C面 展開図 1/200

	ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ 500×500×19 H100 N5000N + 制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500 t6.5　新設範囲
	仕上撤去の上、制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500 t6.5 新設
	改修範囲外エリア

OAフロア仕様：鋼製、H150～200対応、サイズ500×500、
5000N仕様、ウイスカ対応品、標準パネル
※既設同等品を使用しない場合、
既設-改修部のフリーアクセスフロア支柱は連結できません。
※改修部は最低2列取り換えて、改修部単独で連結対応
出来るようにすること。
※既設際部には、ボーダー支柱を新設し支持すること。
※建築工事積算はシステム什器（下地共）が外れている
状態での算出です。

鈴鹿消防庁舎　４階平面図　　S=1/200（A3）

内装制限と排煙設備

(記号)	■ 排煙方法
自	自然排煙
機	機械排煙
-	なし
(記号)	■ 内装材料
準	天井、壁　準不燃材料以上
不	天井、壁　不燃材料
不	天井、壁　不燃材料(下地共)
-	なし

法的根拠

(記号)	■ 排煙免除	
(一)	(建築基準法)	令第　126条の2 第1項 1号
(二)		令第　126条の2 第1項 3号
(三)		令第　126条の2 第1項 4号
(四)	(建設省告示)	平12 建告1436号 第4号 ﾆ-1
(五)		平12 建告1436号 第4号 ﾆ-2
(六)		平12 建告1436号 第4号 ﾆ-3
(七)		平12 建告1436号 第4号 ﾆ-4

内部仕上表

●：アスベストみなし部材を示す。

階	室名	改修工事	内装制限と排煙設備			床		巾木		壁		天井				備考
			排煙方法	内装材料	法的根拠	仕上げ	仕上高	巾木	H	仕上げ	下地	仕上げ	下地	廻縁	天井高	
4F	情報指令課事務室	改修前	自	不	-	ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ500×500 H150+ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	FL±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木	75	PB9.5t+PB12.5+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ● PB12.5(GL工法)+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ●	LGS C	岩綿吸音板t12(PBt12.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
		改修後	自	不	-	既設のまま ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ欠損部:ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ 500×500×19 H100 N5000N + 制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500 t6.5　新設 情報機器撤去部：仕上撤去の上、制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500 t6.5 新設	FL±0	既設のまま	75	既設のまま		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
	消防災害対策室	改修前	自	不	-	ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ500×500 H150+ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	FL±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木	75	PB9.5t+PB12.5+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ● PB12.5(GL工法)+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ●	LGS C	岩綿吸音板t12(PBt12.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
		改修後	自	不	-	既設のまま	FL±0	既設のまま 一部、既設撤去の上、 ﾋﾞﾆﾙ巾木 H75 新設	75	既設のまま 情報機器撤去部：既設仕上撤去の上、PB9.5t+PB12.5+ ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ（不燃）貼り		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
	機械室	改修前	自	不	-	ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ500×500 H150+ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	FL±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木	75	PB9.5t+PB12.5+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ● PB12.5(GL工法)+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ●	LGS C	岩綿吸音板t12(PBt12.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
		改修後	自	不	-	既設のまま ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ欠損部:ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ 500×500×19 H100 N5000N + 制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500 t6.5　新設	FL±0	既設のまま	75	既設のまま		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	
	収納庫	改修前	自	不	-	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	FL-15	ﾋﾞﾆﾙ巾木	75	PB9.5t+PB12.5+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS C	化粧せっこうボード t9.5●	LGS	塩ﾋﾞ	2,500	
		改修後	自	不	-	既設のまま 情報機器撤去部：仕上撤去の上、制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500 t6.5 新設	FL-15	既設のまま	75	既設のまま		既設のまま 一部、仕上撤去の上、化粧石膏ボード 450×900 t9.5 新設	LGS	塩ﾋﾞ	2,500	

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者	課長	主幹	課長補佐	係長	係
津市					

名称：三重中央消防指令センター総合整備工事

図名：鈴鹿市消防本部　改修工事
４階平面図・仕上・展開・天伏図

縮尺：1/50

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KS05		

F-1	フリーアクセスフロア H=150	S=1/5

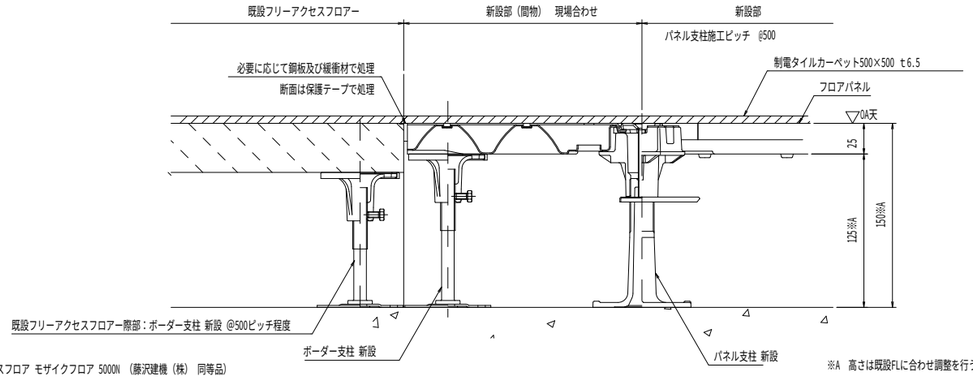

フリーアクセスフロア モザイクフロア 5000N （藤沢建機（株） 同等品）

※A 高さは既設FLに合わせ調整を行うこと

W−1	ボード類の上塗装クロスなど	S=1/10

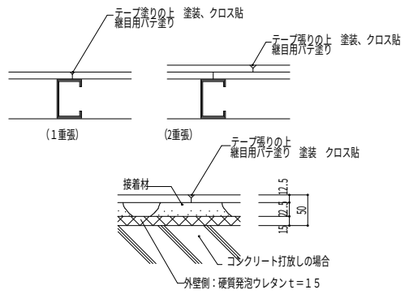

C−1	ボード類（下地張のない場合）の上塗装・クロス張など	S=1/5・10

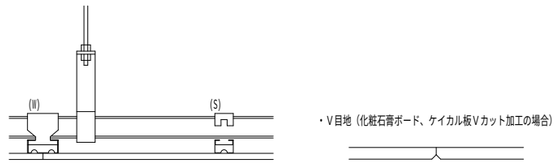

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 鈴鹿市消防本部 改修工事 雑詳細図	縮尺 図示

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KS06		

工事特記仕様書（改修）

Ⅰ．工事名称　亀山消防本部　改修工事

Ⅱ．工事概要

1　工事場所　三重県亀山市野村4丁目1-23　地内

2　敷地面積　6,121.26㎡

3　工事内容　指令室改修工事

　棟名称　庁舎棟

　構造　RC造3階建て

　建築面積　1,683.20㎡

　延べ面積　2,635.89㎡

　工事項目　改修工事

Ⅲ．建築改修工事仕様

1　共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2　特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（　）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項

1 一般事項

① 適用基準等

1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
3）建築物解体工事共通仕様書
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
4）建築工事標準詳細図
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）

② 施工条件

施工方法及び検査に関する事項

※　工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。

※　工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。

※　本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。

※　特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規　制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手すること。

※　工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。

※　場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。

※　工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。

※　大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。

※　工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。

※　工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。

※　工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。

※　設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

※　高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。

③ 発生材の処理等 (1.3.12)

本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

・分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	(・)有 ・無	・手作業 (・)手作業、機械作業の併用
その他 （　　）	・有 (・)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用

(・) 引き渡しを要するもの　((・) 無　・　　)

・　特別管理産業廃棄物　・　有（・PCBを含む機器類　・廃油、廃酸、廃アルカリ　・ダイオキシン類
　・水銀を含む特別管理産業廃棄物　・廃水銀等　）
　処理方法（　　）

・　水銀使用製品産業廃棄物　・　有（　・　蛍光ランプ　・　HIDランプ　・（　　））

「水銀廃棄物ガイドライン」（第２版）（平成31年3月　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。

(・) 石綿含有成形板等解体時の留意点

1.手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。
2.可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。
3.飛散されない様にすること。
4.保護具及び作業着を着用すること。
5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。
6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。

・　現場において再利用を図るもの　（　　）

・　再資源化を図るもの　・　コンクリート塊
　・　アスファルトコンクリート塊
　・　建設発生木材
　・　（　　）

引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。

引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

④ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。

なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

⑥ 電気保安技術者 (1.3.3)

・ 配置する

⑦ 技能士 (1.7.2)

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

⑧ 施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲及び調査方法　(・) 工種別の特記による

9　調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)

補修方法　・　図示（図面番号：　　）・（　　）

10　建築材料等

1）　本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。

2）　本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

11　化学物質の濃度測定 (1.6.9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校,教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
●	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数　・　図示（図面番号：　　）　(・)（　通信指令室（事務室）　２箇所　）

測定方法（(・) パッシブ法　・　アクティブ法）

測定時期　(・)（　改修前、改修後　）

報告書提出部数　２部

12　特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

13　騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

14　工事写真 (1.2.4)

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（最新版)）に従い撮影する。

提出部数１部　用紙は上質紙とする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。

15　完成図等 (1.8.2) (1.8.3)

作成する　（(・) 完成図　・　保全に関する資料　・（　　））

完成図作図範囲（設計図を訂正）

完成図はＣＡＤにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本２部（原図サイズ）により提出すること。

16　完成写真

(・)デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。

（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）　１部

箇所数は外観４面各室２面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

17　設備工事との取合い

施工範囲

・　図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
・　図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・　自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・　駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図

・　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

18　既存部分等への処置 (1.3.13)

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

19　事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。

また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

20　消防提出書類

1）　消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成

(・)本工事（(・) 建築工事　・　電気設備工事　・　機械設備工事）　・　別途工事

2）　防火対象物使用開始届出書

書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

21　労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第２項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

22　不正軽油の使用の禁止

1）　一般事項

市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。

2）　調査の協力

受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

3）　是正措置

受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

23　屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第２３条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

24　石綿含有建材の調査 (1.5.1)

(・)石綿含有建材の事前調査

調査範囲　・図示（図面番号：　）　(・)（改修範囲　）

貸与資料　・既存の設計図書　・石綿含有建材の調査報告書　・（　　）

・分析調査

分析対象　アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4
	・箇所数(　　)	・箇所数(　　)
	・箇所数(　　)	・箇所数(　　)

サンプル数　1箇所あたり3サンプル

採取箇所　・図面(図面番号：　　)　・（　　）

(・)石綿含有の可能性がある建材は、みなし扱いとし、撤去処分を行う。

2　効率的な施工

1　騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)

・　防音パネル　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）

・　防音シート　設置範囲　・　図示（図面番号：　　）

② 足場

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年４月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(２)手すり据置き型方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(2.2.1)
(表2.2.1)

内部足場の種別（参考）　(・) 脚立　・　棚足場　・その他（　　）

外部足場の種別（参考）　・　手摺先行据置枠組本足場　・　移動足場　・　高所作業車
　・　その他（　　）

外部足場設置範囲（参考）　・　外部改修部　・　設備改修部　・　昇降用　・　転落防止用

防護シート等による養生　・　適用する　・　適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが１０ｍ以上の足場で、組立から解体までの期間が６０日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。

1）　足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

2）　労働安全衛生法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3）　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記１）又は２）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

③ 既存部分の養生 (2.3.1)

既存部分の養生　・　図示（図面番号：　　）

既存ブラインド・カーテンの養生

養生方法（　　）

保管場所　・　構内既存施設内

固定された備品、机、ロッカーの移動

・　行う　(・) 行わない

4　仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)

屋内の仮設間仕切り　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種

合板　厚さ　・　９㎜　・（　　）

せっこうボード　厚さ　・9.5㎜　・（　　）

合板又は石こうボードの塗装　・　行う　・　行わない

仮設扉　設置箇所　・　図示（図面番号：　　）

仕様　・　合板張り木製扉　・（　　）

⑤ 監督員事務所 (2.4.1)

・　構内建物内の一部を使用する。

・　設置する　(・) 設置しない

監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6　監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1)(2)(7)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

⑦ 仮設便所

構内既存の施設

・　利用できる　(・) 利用できない

⑧ 工事用水

構内既存の施設

(・) 利用できる（　・　有償　(・) 無償）　・　利用できない

⑨ 工事用電力

構内既存の施設

(・) 利用できる（　・　有償　(・) 無償）　・　利用できない

有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

10　交通誘導警備員　配置　・　図示（図面番号：　　）

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					亀山市消防本部　改修工事 特記仕様書(1)	NS

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK01		

5 内装工事

① 一般事項
(6.1.3)(2) 既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
・ 天井	・ 図示（図面番号： ）
⊙ 壁	・ 図示（図面番号： ）
⊙ 床	・ 図示（図面番号： ）

(6.1.3)(3) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
・ 図示（図面番号： ） ・（ ）

(6.1.3)(5) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・ 図示（図面番号： ） ・（ ）

② 既存床撤去、下地補修
既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
(6.2.2)(1)(7) ・ 行う ⊙ 行わない

(6.2.2)(1)(ｲ) 合成樹脂塗り床材の除去等
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

(6.2.2)(3) 改修後の床の清掃範囲
⊙ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・（ ）

3 既存壁撤去、下地補修
(6.3.2) 既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・（ ）

4 木下地等
(6.5.2)(1)(ｲ) 木材の含水率（工事現場搬入時、質量比）
(表6.5.1)

部材名称	種別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

(6.5.2)(2)(7) 製材
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）
造作用 針葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）
広葉樹製材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(2)(ｲ) 「製材の日本農林規格」以外の製材
(6.5.2)(2)(ｳ) 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示（図面番号： ）
(表6.5.2) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・（ ）
樹種

(5.5.6)(1)～
(5.5.9)(1)

部 位	樹 種	県 産 材

(6.5.2)(3)(7) 造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	品名・樹種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・ 図示 （図面番号： ）	・ 図示 （図面番号： ）	
化粧ばり造作用 集成材	・ 図示 （図面番号： ）	・ 図示	・（ ）
化粧ばり構造用 造作用集成柱	・ 図示 （図面番号： ）		・（ ）

(6.5.2)(3)(ｲ) 「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １５%以下 ・（ ）

(6.5.2)(4)(7) 造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示 （図面番号： ）	・（ ）	・（ ）

(6.5.2)(4)(ｲ) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）
含水率 ・ １４%以下 ・（ ）

(6.5.2)(5) 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.2)(6) ・ 合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1) 接合具等
造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ （ ）
(6.5.3)(2) 諸金物
形状、寸法及び材質 ・ 図示（図面番号： ）

(6.5.5)(1) ・ 防腐、防蟻処理
適用部位 図示（図面番号： ）
保存処理性能区分（ ）
薬剤の塗布等の処理方法（ ）
附属書Ａに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する（ ・薬剤の種類（ ） ・ 適用部材（ ））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（ ）
(6.5.5)(2) ・ 防虫処理
・ 図示（図面番号： ）

5 軽量鉄骨天井下
野縁等の種類
(6.6.2) ・ 屋内 ・ 19形 ・（ ）
(表6.6.1) ・ 屋外 ・ 25形 ・（ ）
(6.6.3) 形式及び寸法
・ 屋外 ・ 図示（図面番号： ）
・ 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ）
・ ふところ≧3.0m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) ・ 図示（図面番号： ）

(6.6.4) 既存埋込みインサート
・ 使用する ・ 使用しない （※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・ 行う（ 図示（図面番号： ））・ 行わない
・ 確認試験の箇所数（ 3箇所） ・ 確認強度（ ）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強
・ 図示（図面番号： ）

⑥ 軽量鉄骨壁下地
(6.7.3) スタッド、ランナー等の種類
⊙ 図示（図面番号： A-05 ）

7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2) 材料
(6.8.2)(1) ・ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
ＦＳ	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2) ・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
ＫＴ			2.0mm	

(6.8.2)(3)(7)(ｲ) ・ 制電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ｳ) ・ 視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(ｴ) ・ 耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(ｵ)(ｶ) ・ 防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1) 工法
下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他（ ）

(6.8.3)(2)(ｱ) ビニル床シート張り
熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

⑧ カーペット敷き
(6.9.2)(1) ・ 織じゅうたん
(表6.9.1)

種別	糸の種類	パイルの形状	制電性	品質の程度	色柄
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ そ毛 ・ 紡糸 ・（ ）	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 人体制電圧 3KV以下 ・（ ）	・（ ）	・ 無地 ・ 柄物

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(2) ・ タフテッドカーペット
(表6.9.2)

パイルの形状	パイル長(mm)	制電性	工法	品質の程度
・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用		・ 人体制電圧 3KV以下 ・（ ）	・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・（ ）

(6.9.2)(3) ⊙ タイルカーペット
(表6.9.2)

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
制電ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ500×500	・ カットパイル ⊙ ループパイル	⊙ 500×500 ・（ ）	⊙ 5.5 ・（ ）	⊙（ 中程度 ）

(6.9.2)(4) 下敷き材 ・ 第２種第２号、厚さ８mm ・（ ）
(6.9.2)(5) 見切り、押え金物 ・ 適用する（材質、種類及び形状 ・ 図示（図面番号： ））

(6.9.3)(3) 織じゅうたんの接合方法
・ ヒートボンド工法 ・ （ ）

(6.9.3)(5) タイルカーペットの敷き方

平場	⊙ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）
階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・（ ）

9 合成樹脂塗床
(6.10.3)(2)(a) 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
(表6.10.4) ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3) エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
(表6.10.5)～ ・ 薄膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 厚膜流しのべ仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑）
(表6.10.8) ・ 樹脂モルタル仕上げ（・ 平滑 ・ 防滑） ・ 薄膜型塗床仕上げ（・ 平滑）

10 フローリング張り
(6.11.4) ・ 釘留め工法
(6.11.2)

材料	種別	樹種
・ フローリングボード （根太張用）		・ なら ・（ ）
・ 複合フローリング （根太張用）	・ A種 ・ B種 ・ C種	

防湿処理 ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.5) ・ 接着工法
(表6.11.5)
(表6.11.6)

材種	樹種	厚さ	大きさ
・ フローリングボード（直張用） ・ フローリングブロック（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） ・ A種 ・ B種 ・ C種	・ なら ・（ ）		

緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示（図面番号： ）

(6.11.6) 塗替え
下地調整 ・ （ ）
塗装
・ ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種）
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・（ ）

11 畳敷き
(6.12.2) 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
(表6.12.1) ・ D種の畳床 ＫＴ－（ ・ I ・ II ・ III ・ K ・ N ）

12 せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
⊙ せっこうボード		壁 ⊙ 9.5(不燃) 壁 ⊙ 12.5(不燃) 天井 ・ 9.5(不燃) 天井 ・ 12.5(不燃)
・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
	・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通	・ 9(不燃) ・（ ）
	・ 立体模様	・ 9( ) ・（ ）
・ けい酸カルシウム板	・ タイプII 0.8FK	

(6.13.3)(4)(ｳ) 合板類の張付け
・ A種 ・ B種

(6.13.3)(6)(7) せっこうボードの目地工法
(表6.13.5) ⊙ 継目処理 ⊙ 突付け ・ 目透し

13 壁紙張り
(6.14.2)

施工箇所	種類	防火性能
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃

14 モルタル塗り
(6.15.3) モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
(6.15.5) 既製目地材 ・ 使用する（形状： ）
(6.15.6) 床の目地 ・ 図示（図面番号： ）
下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示（図面番号： ）

15 タイル張り
(6.16.2) 伸縮調整目地
(6.16.3) 位置 ・ 図示（図面番号： ）
タイルの種類

施工箇所	工 法	種 類	形状寸法	耐滑り性	うわぐすり	役 物	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

(6.16.3)(2) 試験張り ・ 行う ・ 行わない
見本焼き ・ 行う ・ 行わない
既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない

16 セルフレベリング材塗り
(6.17.2) ・ せっこう系 ・ セメント系
(6.17.3) 塗厚（ ）mm

17 断熱材
(9.5.2) 断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ A種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ[mm]	施工箇所
・ A種１ ・ A種１H ・（ ）	・（ ）	・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・（ ）

18 フリーアクセスフロア
既設部取り合部： ⊙ボーダー支柱を適宜新設し補強する。
耐荷重性能： ・3000N ・4000N ⊙5000N ⊙ウィスカ対策
⊙ 既設フリーアクセスフロアの不陸調整
⊙ フリーアクセスフロア モザイクフロア 5000N （藤沢建機（株） 同等品）

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者	名称
津市	三重中央消防指令センター総合整備工事

課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					亀山市消防本部 改修工事 特記仕様書(2)	NS

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK02		

6 塗装改修工事

① 材料 (7.1.3)

⊙ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　　　）

2 下地調整 (7.2.1～7.2.7) (表7.2.1) ～ (表7.2.7)

既存塗膜の除去範囲（塗り替えでＲＢ種の場合）
・ 図示（図面番号：　　　　）

種別

下地	種別	ひび割れ部の補修
・ 木部	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ 鉄鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ モルタル、プラスター面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、ＡＬＣパネル面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	

③ 素地ごしらえ (7.3.1～7.3.7) (表7.3.1) ～ (表7.3.7)

種別

下地	種別
・ 木部	・ Ａ種 ・ Ｂ種
・ 鉄鋼面	・ Ａ種 ・ Ｂ種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ Ａ種 ・ Ｂ種
・ モルタル、プラスター面	・ Ａ種 ・ Ｂ種
・ コンクリート、ＡＬＣパネル面	・ Ａ種 ・ Ｂ種
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ Ａ種 ・ Ｂ種
⊙ せっこうボード、その他ボード面	・ Ａ種 ⊙ Ｂ種

4 錆止め塗料塗り (7.4.2) (7.4.3) (表7.4.3)～ (表7.4.5)

錆止め塗料種別
鉄鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種
亜鉛めっき鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
錆止め塗料塗り種別
鉄鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
亜鉛めっき鋼面 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種

5 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.5.3～7.5.4) (表7.5.1)～ (表7.5.3)

塗料種別 ・ １種 ・（　　　　）
種別

下地	種別
・ 木部	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種
・ 鉄鋼面	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種
・ 亜鉛めっき鋼面	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種

6 クリヤラッカー塗り(CL) (7.6.2) (表7.6.1)

種別
木部 ・ Ａ種 ・ Ｂ種

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1)

種別
・ Ａ種 ・ Ｂ種

8 耐候性塗料塗り (DP) (7.8.2)～ (7.8.4) (表7.8.1)～ (表7.8.3)

上塗り等級
・ １級（フッ素系） ・ ２級（シリコン系） ・ ３級（ポリウレタン系）

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ Ａ－１種 ・ Ａ－２種 ・ Ｂ－１種 ・ Ｂ－２種 ・ Ｃ－１種 ・ Ｃ－２種

9 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) (7.9.2)～(7.9.5) (表7.9.1)～ (表7.9.4)

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 しみ止め（　　　）
木部（屋内）	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
鉄鋼面（屋内）	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
亜鉛めっき鋼面（屋内）	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種

⑩ 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)

種別
・ Ａ種 ⊙ Ｂ種 ・ Ｃ種
しみ止め ・（　　　　　　　　）

１１ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) (7.11.2) (表7.11.1)

種別
・ Ａ種 ・ Ｂ種
工程１の着色 ・ 適用する ・ 適用しない

１２ ステイン塗り (OS) (7.12.2) (表7.12.1)

種類 ・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り
オイルステイン塗りの工程、塗料 ・ （　　　　）

１３ 木材保護塗料塗り(WP) (7.13.2) (表7.13.1)

種別
・ Ａ種 ・ Ｂ種

7 その他

① その他

⊙ 受付カウンター：オカムラ SE カウンター中棚付引き違い書庫タイプW1800×D450×H1000 同等品

8 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計　点
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	計　点
・	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　点
・	測定７	処理作業後シート撤去後１週間以降	処理作業室内	計　点
・	測定８		調査対象室外部の付近	計　点

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・1 ・（　）	・5 ・（　）	・10 ・（　）
試料の吸引時間(min)	・5 ・（　）	・120 ・（　）	・240 ・（　）

(9.1.3)
・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号：　　　　）
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による ・（　　　　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.4)
・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号：　　　　）
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・（　　　　）
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.5)
⊙ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ⊙ 図示（図面番号： A-05 ）
石綿含有せっこうボードの処分
⊙ 埋立処分（管理型最終処分場）
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.6)
・ 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号：　　　　）
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」に基づき適切に処理すること。

・ 除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

⊙ 石綿含有の可能性がある建材は、みなし扱いとし、撤去処分を行う。

2 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.1)～ (9.2.3)

改修特記仕様書３章による

3 外断熱改修工事 (9.3.2)

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・ロックウール断熱材	
・グラスウール断熱材	
・ （　　　　）	

施工箇所
・ 図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.3.3)
既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・（　　　　）

(9.3.4)
工法
通気層の有無 ・ あり（　　　mm） ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・（　　　　）
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・（　　　　）
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

4 断熱・防露改修工事 (9.5.2)

・ 断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキンなし）	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・ （　　　　）	

施工箇所 ・ 図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）

(9.5.3)
・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ Ａ種１ ・ Ａ種１Ｈ ・（　　　　）
厚さ（mm） ・ 25 ・ 30 ・（　　　　）
施工箇所 ・ 図示（図面番号：　　　　）

・ 現場発泡断熱材
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

(9.5.4)
・断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け		厚さ［mm］
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有	・無	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有	・無	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有	・無	
・フェノールフォーム断熱材	・有	・無	
・（　　　　）	・有	・無	

施工箇所 ・図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）

5 屋上緑化改修工事 (9.6.1) (9.6.2) (9.6.3)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・ 適用しない
かん水装置 ・ 設置する（種類 ・　　　 ・　　　）
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.5.2)～ (9.5.7) (9.5.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・盛土	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示（図面番号：　　　） ・（　　　）
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂（7μmふるい通過量10%以下） ・（　　　）	・図示（図面番号：　　　） ・（　　　）
・フィルター層	・砂 ・（　　　）	・図示（図面番号：　　　） ・（　　　）

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントＢ種
・ 生石灰（・特号 ・１号） ・ 消石灰（・特号 ・１号）
添加量（　　　kg/m2）（目標CBR ・５以上 ・　　　）

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・（　　　）
厚さ[mm] ・ 0.5～1.0 ・（　　　）
引張強さ ・ 98N/5cm（10kgf/5cm）以上 ・（　　　）
透水係数 ・ 1.5×10^ -1cm/sec 以上 ・（　　　）

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない
現場ＣＢＲ試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示（図面番号：　　　　） ・（　　　　）
路盤材料 ・ 再生材のクラッシャラン
・ クラッシャラン鉄鋼スラグ
・ 図示（図面番号：　　　　）
・（　　　　）

試験
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
・ ストレートアスファルト	・ 図示（図面番号：　　　） ・（　　　）

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・（　　　　）

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者	津市				名称	三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	亀山市消防本部 改修工事 特記仕様書(3)	縮尺 NS

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK03		

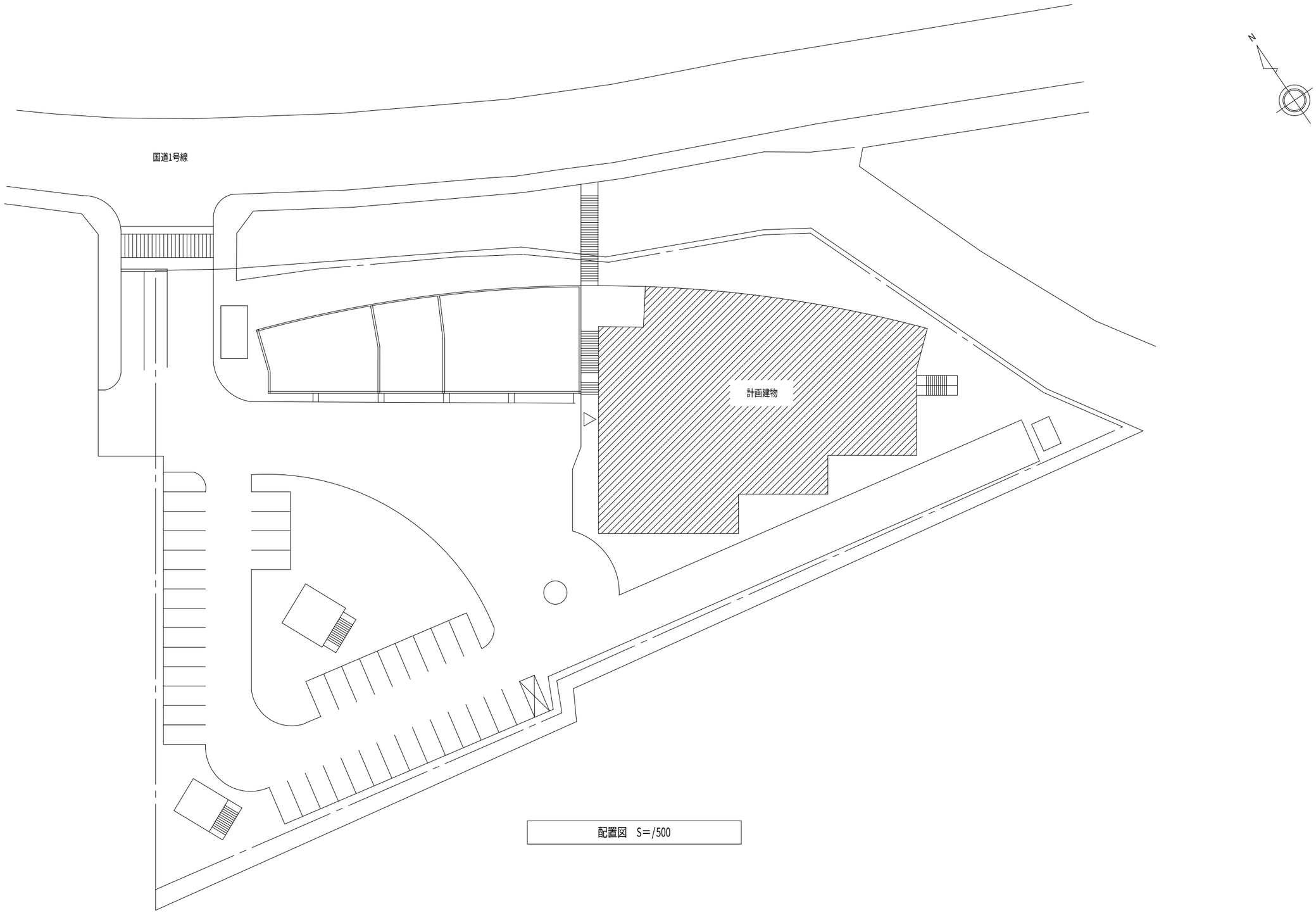

配置図　S=/500

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名 亀山市消防本部　改修工事 配置図	縮尺 1/500

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK04		

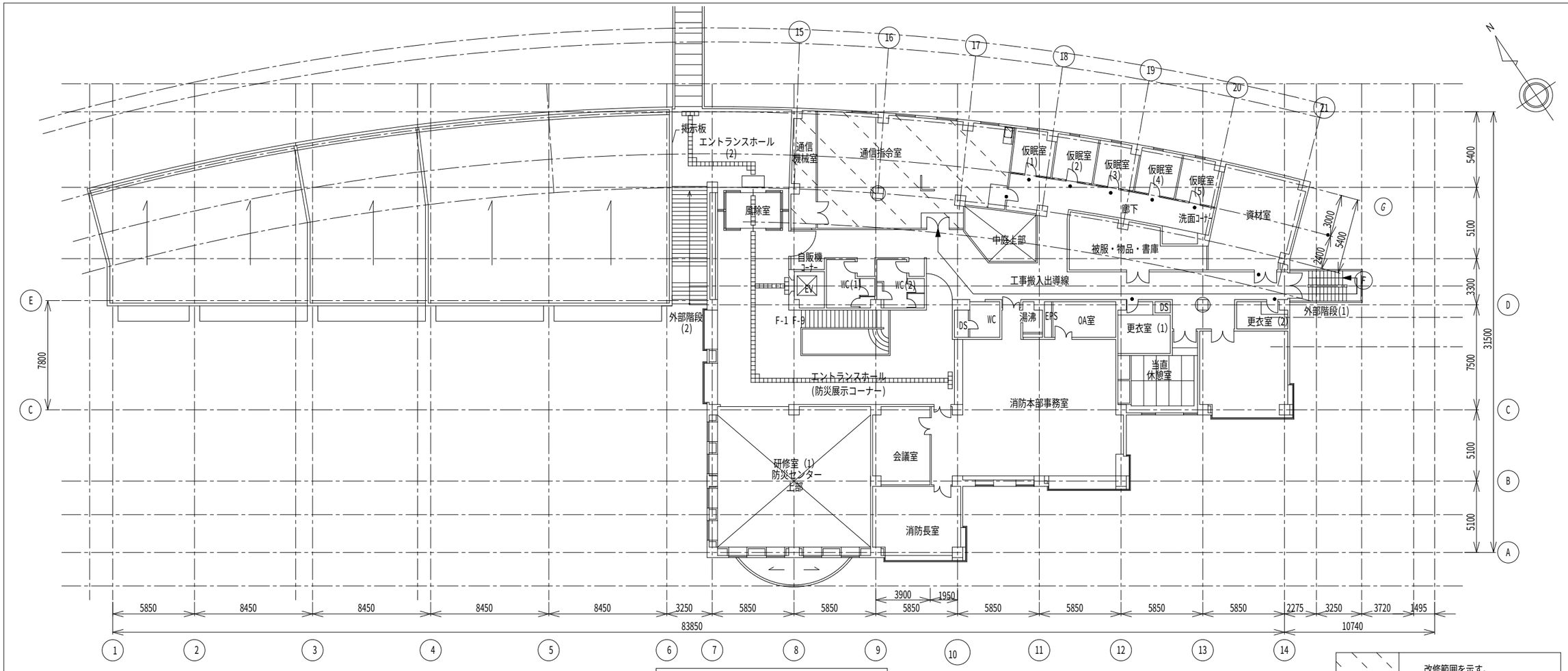

2階平面図（改修前） S=/300

改修範囲を示す。

内部仕上表

フロア	室名	改修工事	内装制限と排煙設備 排煙方法	内装材料	法的根拠	床 仕上げ	仕上高	巾木 巾木	H	壁 仕上げ	下地	天井 仕上げ	下地	廻縁	天井高	備考
2F	通信指令室 ↓ 事務所	改修前	自	(不)	-	フリーアクセスフロア500×500 H100+タイルカーペット	FL+50	ﾋﾞﾆﾙ巾木	75	PB9.5t+PB12.5+EP塗装● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS C	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	室名札【更新】
		改修後	自	(不)	-	既設フリーアクセスフロア不陸調整 フリーアクセスフロア欠損部： フリーアクセスフロア 500×500×19 H150 N5000N タイルカーペット部： 既設撤去の上、制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設	FL+50	既設のまま 一部、ﾋﾞﾆﾙ巾木 H75 新設	75	既設のまま ディスプレイ撤去部： 既設垂壁撤去の上、LGS90+PB9.5t+PB12.5+EP塗装 新設		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	受付カウンター （中棚付引き違い書庫タイプ）【新設】 W1800×D450×H1000 室名札撤去部：内装薄塗塗材E 部分補修
	通信機械室	改修前		(不)	(七)	フリーアクセスフロア500×500 H150+タイルカーペット	FL+50	ﾋﾞﾆﾙ巾木	75	PB9.5t+PB12.5+EP塗装● PB12.5(GL工法)+EP塗装●	LGS C	岩綿吸音板t9(PBt9.5捨貼り)●	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	ディスプレイ用架台鉄骨下地
		改修後		(不)	(七)	ディスプレイ撤去部： 既設仕上撤去の上、制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設 フリーアクセスフロア欠損部： フリーアクセスフロア 500×500×19 H150 N5000N 制電タイルカーペット500×500 t6.5 新設	FL+50	既設のまま	75	既設のまま ディスプレイ撤去部： 既設垂壁撤去の上、LGS90+PB9.5t+PB12.5+EP塗装 新設		既設のまま	LGS	塩ﾋﾞ	2,700	ディスプレイ用架台鉄骨下地 既設のまま

内装制限と排煙設備

(記号)	■ 排煙方法
自	自然排煙
機	機械排煙
-	なし

(記号)	■ 内装材料	(記号)	■ 内装材料
(準)	天井、壁 準不燃材料以上	-	なし
(不)	天井、壁 不燃材料		
(不)	天井、壁 不燃材料(下地共)		

法的根拠

(記号) ■ 排煙免除

(一)	(建築基準法)	令第 126条の2 第1項 1号	(五)	(建設省告示)	平12 建告1436号 第4号 ﾆ-2
(二)		令第 126条の2 第1項 3号	(六)		平12 建告1436号 第4号 ﾆ-3
(三)		令第 126条の2 第1項 4号	(七)		平12 建告1436号 第4号 ﾆ-4
(四)	(建設省告示)	平12 建告1436号 第4号 ﾆ-1			

特記事項

●：アスベストみなし部材を示す。

版	年月日	設変番号	変更事項	承認

発注者	名称
津市	三重中央消防指令センター総合整備工事

課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					亀山市消防本部 改修工事 仕上表・2階平面図	1/300

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK05		

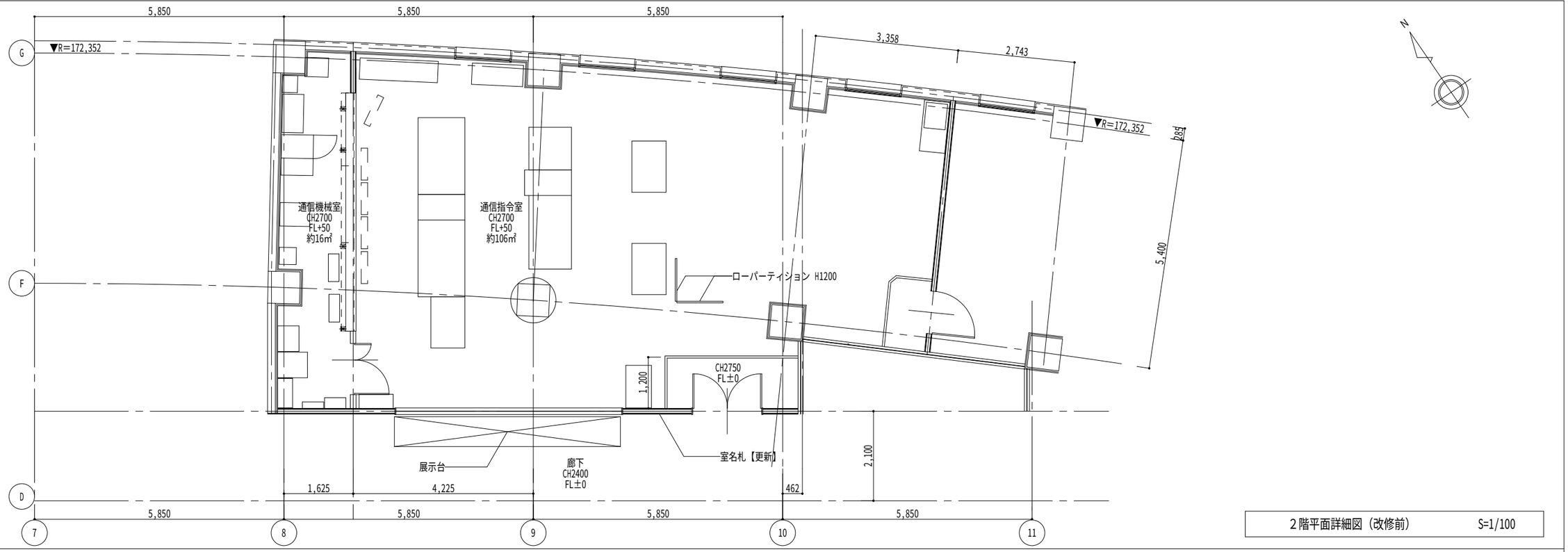

2階平面詳細図（改修前）　S=1/100

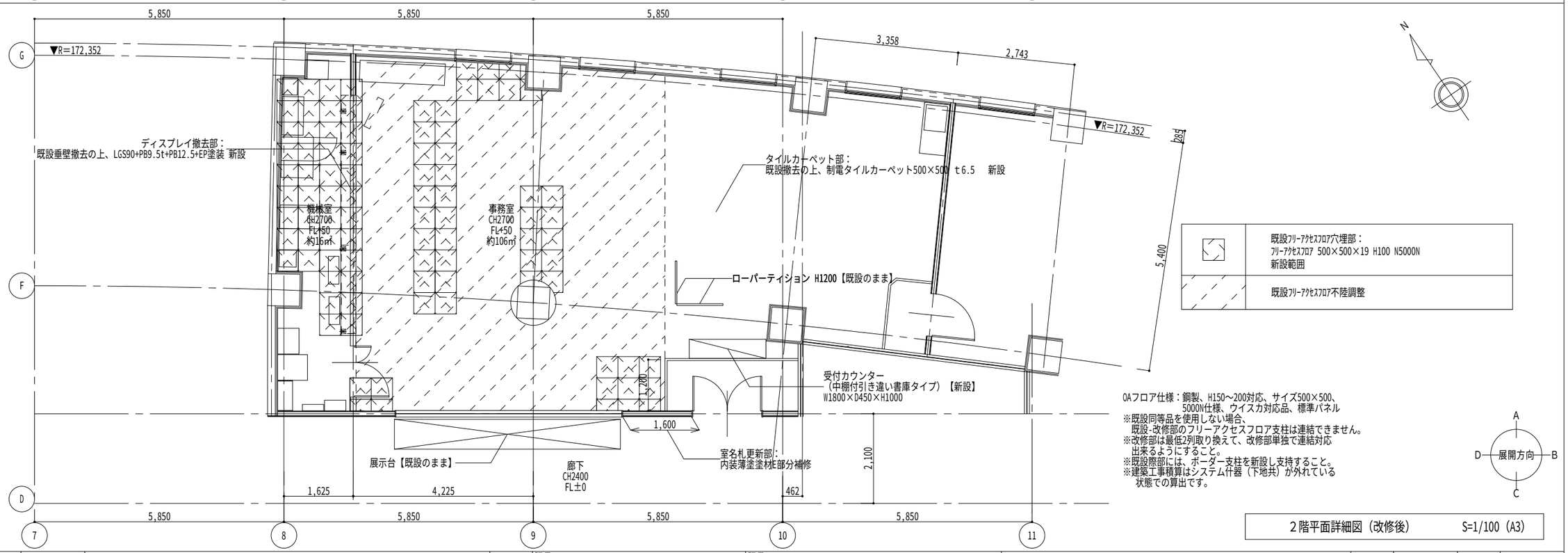

	既設フリーアクセスフロア穴埋部： フリーアクセスフロア 500×500×19 H100 N5000N 新設範囲
	既設フリーアクセスフロア不陸調整

OAフロア仕様：鋼製、H150～200対応、サイズ500×500、
5000N仕様、ウイスカ対応品、標準パネル
※既設同等品を使用しない場合、
既設-改修部のフリーアクセスフロア支柱は連結できません。
※改修部は最低2列取り換えて、改修部単独で連結対応
出来るようにすること。
※既設際部には、ボーダー支柱を新設し支持すること。
※建築工事積算はシステム什器（下地共）が外れている
状態での算出です。

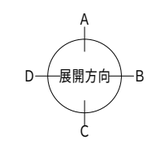

2階平面詳細図（改修後）　S=1/100（A3）

課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長
					津市					三重中央消防指令センター総合整備工事		
										亀山市消防署 2階平面詳細図（改修前・改修後）	1/100	

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK06		

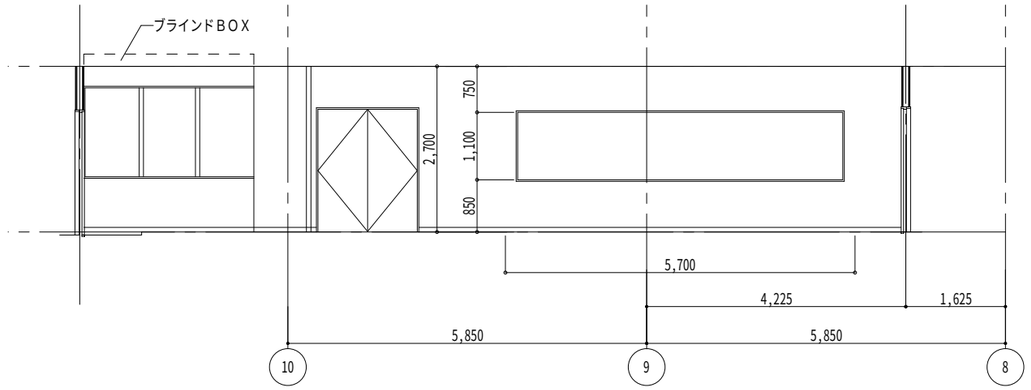

指令センター　C展開図　SC 1/100

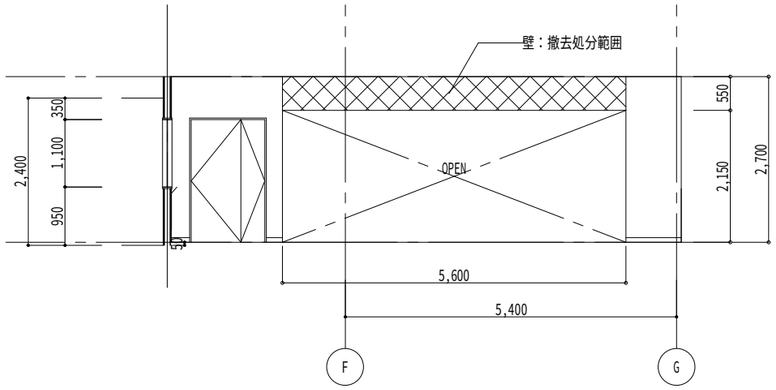

指令センター　D展開図　SC 1/100

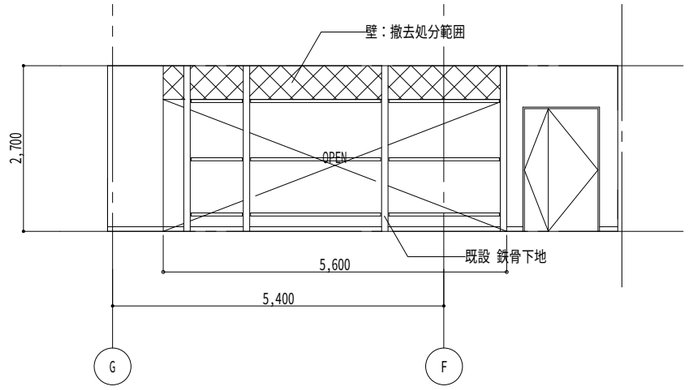

機械室　B展開図　SC 1/100

改修前

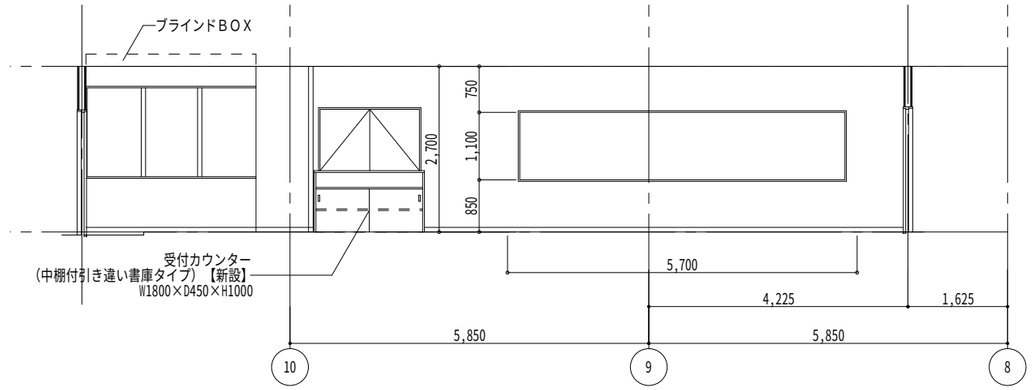

指令センター　C展開図　SC 1/100

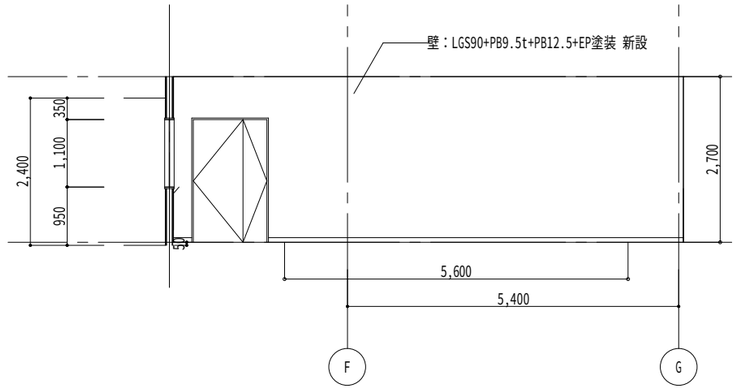

指令センター　D展開図　SC 1/100

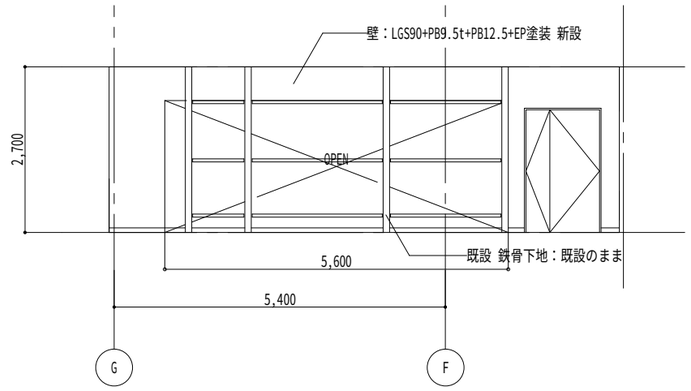

機械室　B展開図　SC 1/100

改修後

版	年月日	設変番号	変　更　事　項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					亀山市消防本部　改修工事 展開図（改修前・改修後）	1/100

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK07		

F-1	フリーアクセスフロア H=150

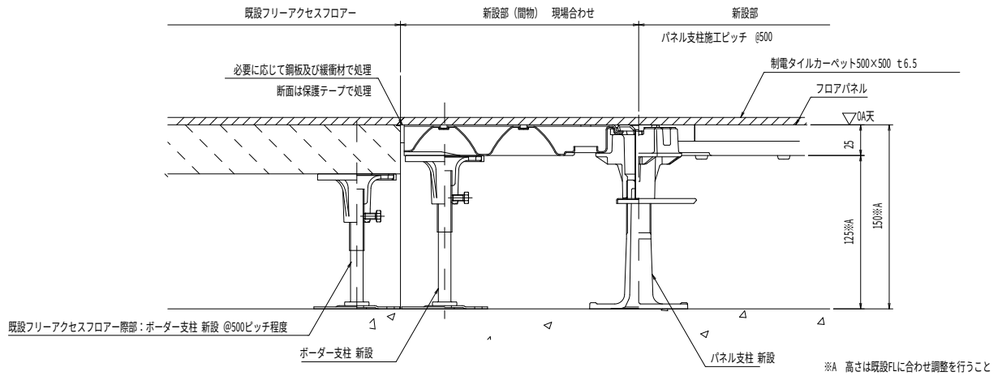

フリーアクセスフロア モザイクフロア 5000N （藤沢建機（株） 同等品）

W－1	ボード類の上塗装クロスなど	S＝1／10

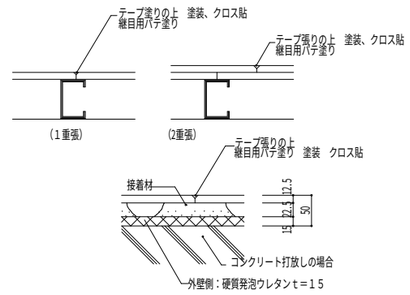

版	年月日	設変番号	変 更 事 項	承認

発注者					名称	
津市					三重中央消防指令センター総合整備工事	
課長	主幹	課長補佐	係長	係	図名	縮尺
					亀山市消防本部 改修工事 雑詳細図	図示

ビーム計画設計株式会社
Beam Planning Corporation

設計	服部	年月日	
検図	牛田	年月日	
承認	山下	年月日	
図番	KK08		